

# 「建築基準法及び建築物省エネ法 改正内容に関する説明会」

～省エネ基準適合義務化 編～



第1回：2024年11月29日(金)

第2回：2024年12月 2日(月)

第3回：2024年12月 5日(木)



一般社団法人

日本木造住宅産業協会

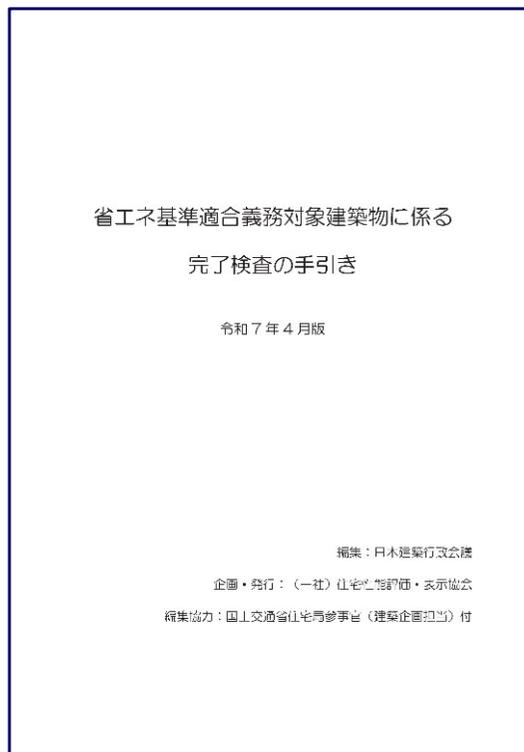
# 本日の説明会で使用する資料 及び 参考資料

## 【テキスト】

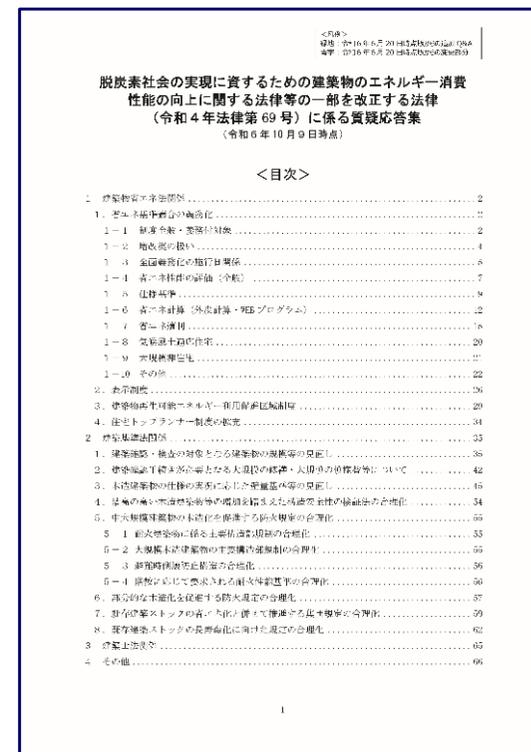


R7年度 省エネ基準適合義務制度対応  
省エネ基準適合義務制度の解説

## 【参考資料】



省エネ基準適合義務対象建築物に係る  
完了検査の手引き



脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)に係る  
質疑応答集

※ 本資料に記載の“テキスト”とは上記の「R7年度省エネ基準適合義務制度対応 省エネ基準適合義務制度の解説」のことを指し、“POO”の表記は製本されたテキストのページ番号のことで、  
また、“スライド番号”とはテキストの元データとなっているパワーポイントにおけるスライドの番号のことで、各スライドの右下に記載があります。(本資料のスライド番号ではありませんのでご注意ください。)

# 目次

---

- 1. 省エネ基準適合(義務化・基準引上げ)**
  - 2. 省エネ基準適合義務施行後の手続き**
  - 3. 設計・申請図書の作成例**
  - 4. 完了検査のポイント**
  - 5. 省エネ基準における仕様基準の仕様例**
-

# 1. 省エネ基準適合(義務化・基準引上げ)

---

1. 省エネ基準適合(義務化・基準引上げ)

# 改正建築物省エネ法による省エネ対策の加速化

Point

- 2022年に**建築物省エネ法の改正法**が公布され、**原則全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付ける**など、省エネ性能の底上げやより高い省エネ性能への誘導等を措置しました。

**省エネ性能の底上げ** 2025年4月～ 建築物省エネ法

全ての**新築住宅・非住宅**に省エネ基準適合を義務付け

※省エネ基準への適合は原則として省エネ適判により確認。  
※仕様基準を用いた場合などは省エネ適判の省略が可能。

	現行		改正	
	非住宅	住宅	非住宅	住宅
大規模 2,000m <sup>2</sup> 以上	適合義務 2017.4～	届出義務	適合義務 2017.4～	適合義務 2025.4～
中規模	適合義務 2021.4～	届出義務	適合義務 2021.4～	適合義務 2025.4～
小規模 300m <sup>2</sup> 未満	説明義務	説明義務	適合義務 2025.4～	適合義務 2025.4～

**ストックの省エネ改修** 2023年4月～ 住宅金融支援機構法

住宅の省エネ改修の**低利融資制度**の創設 (住宅金融支援機構)

- 対象：自ら居住するための住宅等について、省エネ・再エネに資する所定のリフォームを含む工事
- 限度額：500万円、返済期間：10年以内、担保・保証：なし

**形態規制の合理化(施行済)** 省エネ改修で設置 **建築基準法**

高効率の熱源設備 絶対高さ制限

高さ制限等を満たさないことが、構造上やむを得ない場合  
⇒ (市街地環境を書さない範囲で) **形態規制の特例許可**

**より高い省エネ性能への誘導** 建築物省エネ法 2024年4月～

**住宅トップランナー制度の対象拡充(施行済)**

【現行】 建売戸建、注文戸建 賃貸アパート

【改正】 **分譲マンション**を追加

(参考) 誘導基準の強化 [省令・告示改正] 低炭素建築物認定・長期優良住宅認定等 **一次エネルギー消費量基準**等を強化

**省エネ性能表示の推進**

- ・ 販売・賃貸の**広告**等に省エネ性能を**表示する方法**等を国が告示
- ・ 必要に応じ、**勧告・公表・命令**

	【現行】	【改正】
非住宅	省エネ基準から ▲20%	▲30～40% (ZEB水準)
住宅	省エネ基準から ▲10%	▲20% (ZEH水準)

**再エネ利用設備の導入促進** 2024年4月～ 建築物省エネ法

**促進計画** 市町村が、地域の実情に応じて、太陽光発電等の**再エネ利用設備** **※1の設置を促進する区域※2**を設定

※1 太陽光発電、太陽熱利用、地中熱利用、バイオマス発電 等  
※2 区域は、住民の意見を聴いて設定。「行政区全体」や「一定の街区」を想定

**再エネ導入効果の説明義務**

- ・ 建築士から建築主へ、再エネ利用設備の導入効果等を書面で説明
- ・ 条例で定める用途・規模の建築物が対象

**形態規制の合理化** ※新築も対象

促進計画に即して、再エネ利用設備を設置する場合  
⇒ **形態規制の特例許可**

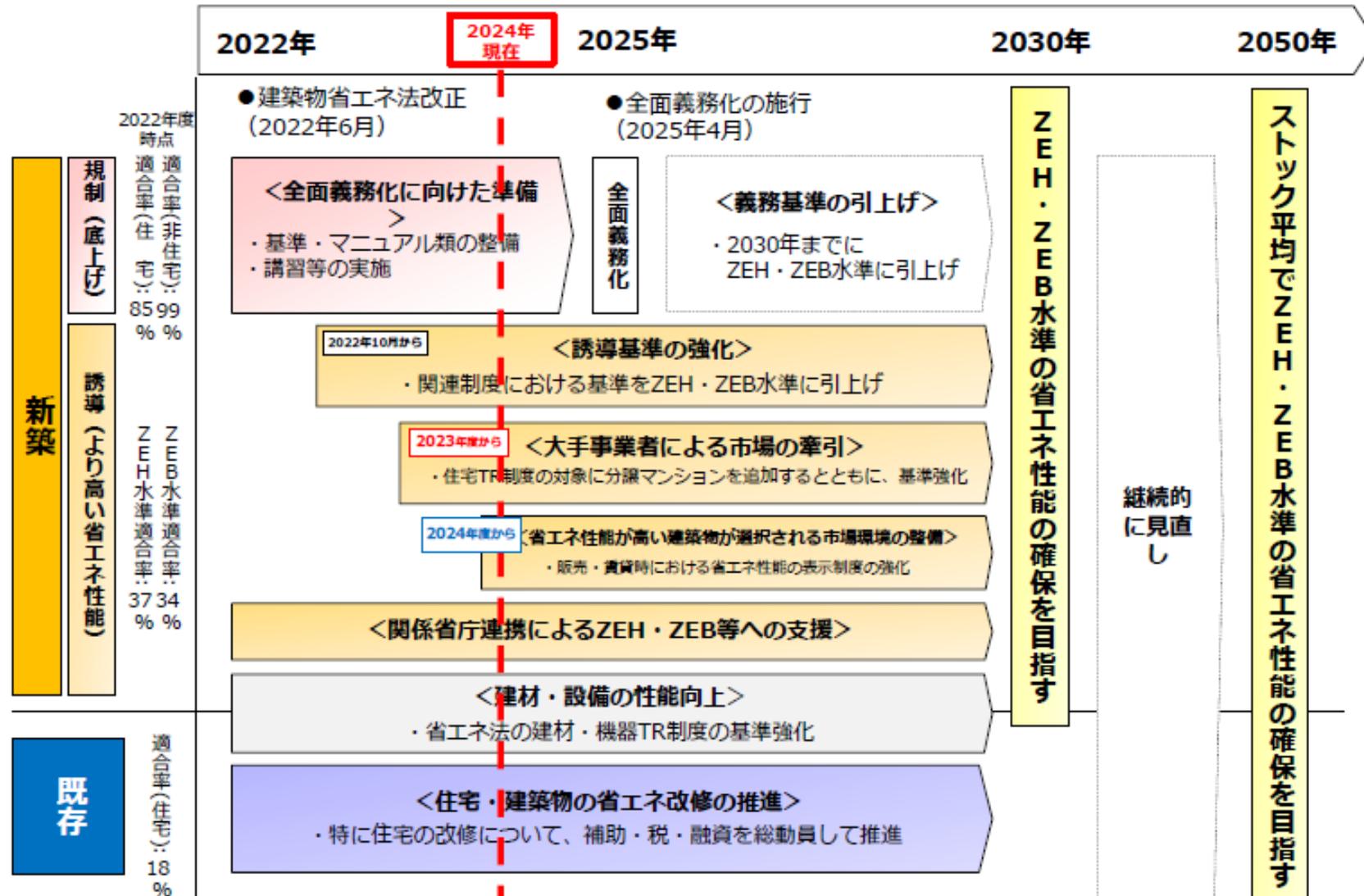
太陽光パネル等で屋根をかけると建蔽率(建て坪)が増加

1. 省エネ基準適合(義務化・基準引上げ)

# 住宅・建築物分野の今後の省エネ対策

Point

・ 2025年度の省エネ基準適合義務付けの後、遅くとも**2030年までに**、省エネ基準を**ZEH・ZEB水準まで引上げ予定**となっています。



# 建築主及び建築士の努力義務

## Point

- 改正建築物省エネ法により、**建築主は、省エネ性能の一層の向上を図る**よう努めなければなりません。
- また、**建築士は、建築物の建築又は修繕等に係る設計を行うときは、省エネ性能の向上に資する事項について建築主に説明する**よう努めなければなりません。

## 建築主の努力義務

改正法により、建築主は建築をしようとする建築物に対する努力義務の内容が見直し

<2025年3月末まで>

省エネ基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない



<2025年4月以降>

省エネ性能の**一層の向上を図るよう努めなければならない**。

## 建築士の努力義務

- **建築士は、建築物の建築又は修繕等に係る設計を行うときは、建築主に対して、設計に係る建築物のエネルギー消費性能など省エネ性能の向上に資する事項について説明するよう努めなければなりません。**
- 建築物の省エネ性能表示制度における**省エネ性能ラベル**や**省エネ性能の評価書**を活用して、建築主へ説明することも可能です。

### 修繕等とは…

- 修繕
- 模様替え
- 建築物への空気調和設備等※の設置
- 建築物に設けた空気調和設備等※の改修

※ 空気調和設備等：一次エネルギー消費量の算定対象である以下の設備  
空気調和設備、換気設備、給湯設備、照明設備、昇降機

# 基準適合義務の対象(届出義務制度・説明義務制度の廃止)

## Point

- **2025年4月(R7年4月)以降に着工する原則全ての住宅・建築物**について省エネ基準適合が義務付けられます。
- 現在、中規模以上の住宅に適用されている**届出義務制度**及び小規模住宅・非住宅に適用されている建築主に対する**説明義務制度は**、省エネ基準適合義務制度開始以降(2025年4月以降)は**廃止**されます。

## 省エネ基準適合義務の対象

原則、**全ての住宅・建築物を新築・増改築する際に、省エネ基準への適合が義務付けられます。**

### <現行制度からの変更点>

	現行制度	
	非住宅	住宅
大規模(2000㎡以上)	適合義務	届出義務
中規模(300㎡以上)	適合義務	届出義務
小規模(300㎡未満)	説明義務	説明義務

2025年  
4月以降

改正(2025年4月以降)	
非住宅	住宅
適合義務	適合義務
適合義務	適合義務
適合義務	適合義務

## 適用除外

以下の建築物については適用除外となります。

- ① 10㎡以下の新築・増改築
- ② 居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がないもの
- ③ 歴史的建造物、文化財等
- ④ 応急仮設建築物、仮設建築物、仮設興行場等

## 届出義務制度及び説明義務制度の廃止

- **届出義務制度**(現在、300㎡以上の住宅に適用)及び**説明義務制度**(現在、300㎡未満の住宅・非住宅に適用)は、**2025年4月以降廃止**されます。
- **施行日以後に着工する場合は、省エネ基準適合義務の対象となり、施行日以前に着工する場合は、届出義務制度又は説明義務制度の対象**となります。

# 中大規模非住宅建築物の省エネ基準引上げ

## Point

- すでに基準適合義務の対象となっている**非住宅建築物**は、**規模に応じて、基準が順次引上げ**られています。**大規模**(2000㎡~):**2024年4月**以降(施行済)、**中規模**(300~2000㎡):**2026年4月**以降(予定)

## 大規模非住宅建築物に係る省エネ基準引き上げについて

大規模・中規模の非住宅建築物は、それぞれ下表の時期以降に**省エネ適判申請を行うものから適合**が必要となる省エネ**基準が引上げ**られます。

大規模 (2000㎡以上)	2024年4月以降に省エネ適判申請を行うもの (施行済)
中規模 (300㎡以上2000㎡未満)	2026年4月以降に省エネ適判申請を行うもの (予定)

### <中大規模非住宅建築物に係る引上げ後の省エネ基準>

用途	現行省エネ基準 [BEI]	引上げ後省エネ基準 [BEI]
工場等	1.0	0.75
事務所等、学校等、ホテル等、百貨店等	1.0	0.80
病院等、飲食店等、集会所等	1.0	0.85

注:2022年10月に非住宅建築物の誘導基準を以下のとおり引上げ。

事務所等、学校等、工場等: 0.6

ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会所等: 0.7

### <省エネ計画書における記載内容>

(一次エネルギー消費量に関する事項)

- 基準省令第1条第1項第1号イの基準  
基準一次エネルギー消費量 G J / 年  
設計一次エネルギー消費量 G J / 年  
BEI ( ) ←
- (BEIの基準値) ←
- 基準省令第1条第1項第1号ロの基準  
BEI ( ) ←
- (BEIの基準値) ←
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果  
( ) ←

基準値・設計値とも、Webプログラムの結果を記載

注:増改築の場合は、**2025年4月前後で**、省エネ基準適合の方法・基準が変わります。

# 増改築工事における基準適用対象

## Point

- 省エネ基準適合義務制度は、**増改築を行う場合にも対象**となります。「増改築」には、修繕・模様替え(いわゆる**リフォーム**)は含まれません。
- 増改築の場合は、**増改築を行う部分が省エネ基準に適合**する必要があります。

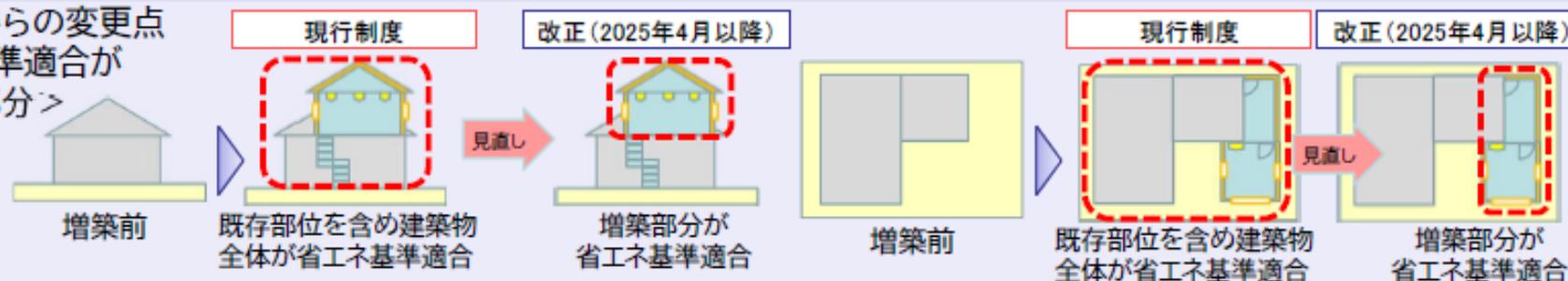
## 増改築の場合の基準適合義務制度の対象となる部分について

現行制度とは異なり、増改築を行う場合は、**増改築を行った部分が省エネ基準に適合**する必要があります。

※ 増改築部分を含めた建築物全体ではないのでご注意ください。

※ 修繕・模様替え(いわゆるリフォーム・改修)は省エネ基準適合義務制度の対象ではありません。

### <現行制度からの変更点 :省エネ基準適合が 必要な部分>



### <増改築の場合の省エネ基準適合に係る評価方法>

外皮性能(住宅のみ)  
:仕様基準(誘導仕様基準)

※ 既存部分との境界となる壁や床等は基準適合の対象外

一次エネルギー消費性能

:仕様基準(誘導仕様基準)又は標準計算

※ 増改築に対応したWebプログラムは公開済み

## 増改築の場合の留意事項

- ✓ 2025年3月以前に行われる増改築であって、現行制度で義務付け対象となる場合は、既存部分を含めた建築物全体で省エネ基準適合が必要です。
- ✓ 増改築部分の床面積が10㎡を超え、増改築後の建築物の規模が建築基準法第6条第1項第1号又は第2号に該当する場合に、増改築に係る省エネ適判が必要です。

## 【補足】省エネ適判の対象となる増改築工事の定義

### Point

- 省エネ基準適合義務制度は、**増改築を行う場合にも対象**となります。「増改築」には、修繕・模様替え(いわゆる**リフォーム**)は含まれません。
- 増改築の場合は、**増改築を行う部分が省エネ基準に適合**する必要があります。

### 対象

増築:(建築物省エネ法においては)既存建築物に建て増しをすること。

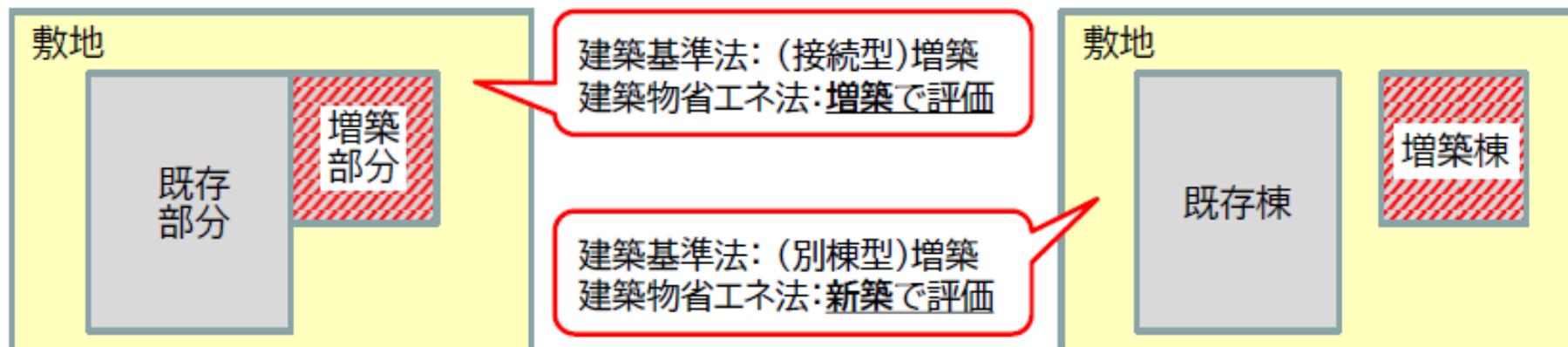
改築:建築物の全部又は一部を除却した場合、又は災害等により失った場合に、これらの建築物又は建築物の部分を、従前と同様の用途・構造・規模のものに建て替えること。

### 対象外

大規模な修繕・模様替え:主要構造部の一種以上について行う過半の修繕・模様替え。

修繕:経年劣化した建築物の部分を、既存のものと概ね同じ位置に概ね同じ材料、形状、寸法のものを用いて現状回復を図ること。

模様替え:建築物の構造・規模・機能の同一性を損なわない範囲で改造すること。一般に改修工事等で原状回復を目的とせずに性能向上を図ること。



# 住宅版WEBプログラムにおける増改築の評価

## Point

- 住宅版Webプログラムに、**増改築の評価機能を追加**しました。(令和6年8月 β版公開)
- 出力されるPDFは、令和7年4月以降の省エネ適判の申請で活用できます。

計算条件の入力

基本情報 | 外皮 | 窓 | 冷房 | 換気 | 熱交換 | 給湯 | 照明 | 太陽光 | 太陽熱 | コージェネ

基本情報

1 基本情報を入力して下さい。

住宅タイプの名称

入力責任者

住宅の建て方  戸建住宅  共同住宅

住戸の評価方法  住戸全体を対象に評価する  増改築部分を対象に評価する

地域の区分  1地域  2地域  3地域  4地域  5地域  6地域  7地域  8地域

入力補助ツール・補正資料

令和1年11月16日に新しい地域区分が施行されました。  
地域の区分は、[こちら](#) を参考に選択します。

年間の日射地域区分の指定  指定しない  指定する



増改築の評価については、Webプログラムの操作マニュアルを公開しています。



公開先: <https://house.lowenergy.jp/program>

増改築を評価する際には、基本情報タブの住戸の評価方法にて「増改築部分を対象に評価する」を選択しています。ただし、別棟の増築については、新築同様の評価となるため、「住戸全体を対象に評価する」を選択します。

# 省エネ基準適合義務制度の施行日まわりの取扱い

## Point

- 省エネ基準適合義務制度は**2025年4月(R7年4月)以降**に**工事に着手**するものから適用されます。

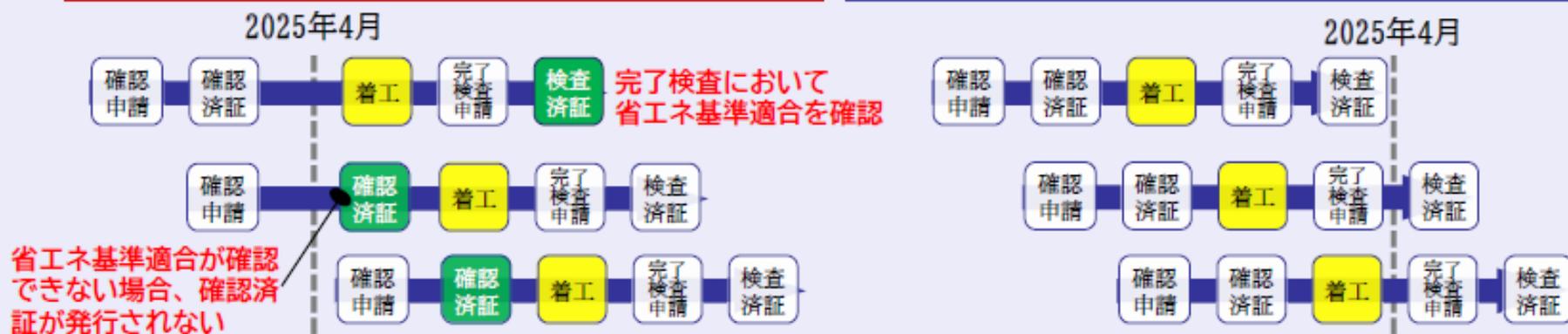
## 基準適合義務制度の適用について

- 省エネ基準適合義務制度は**2025年4月**(R7年4月)以降に**工事に着手**するものから適用されます。
- このため、**2025年4月以降に工事着手が見込まれる場合は、法施行前から予め省エネ基準に適合した設計としておくことが必要**です。

<省エネ基準適合義務制度の適用について>

**基準適合が必要な場合(省エネ適判等の対応が必要)**

**基準適合が不要な場合(省エネ適判等の対応が不要)**



## 留意事項

- ✓ 確認申請から確認済証の交付までには**一定の審査期間が必要**です。このため、2025年4月前までの着工を予定する場合は、**余裕をもって建築確認申請**をしてください。
- ✓ 2025年4月よりも前に工事着手予定で建築確認の確認済証を受けた場合でも、実際の工事着手が2025年4月以降となった場合は、**完了検査時に省エネ基準への適合確認が必要**です。省エネ基準への適合が確認できない場合、**検査済証が発行されません**ので、**一定の余裕を持って省エネ基準適合義務制度に対応**してください。

## 改正建築物省エネ法の施行日前後における規定の適用に関する留意事項

## Point

- 施行日前に着工する場合は、省エネ基準への適合義務はありませんが、**施行日以後に着工**する場合は、**省エネ基準への適合が必要**です。
- この場合、確認済証の交付時期や計画変更の有無により、建築確認・検査の手続きが異なるため留意が必要です。

	法施行日 (令和7年4月1日)	省エネ基準適合の確認			適合判定通知書、 計画書の提出の提出 (建築物省エネ法第11条第1項 ただし書が適用されない場合)
		確認審査 (当初)	確認審査 (変更)	完了検査	
1		不要	-	必要	完了検査の申請時に必要
2		不要	必要	必要	計画変更の確認審査時に必要
3		必要	-	必要	確認審査時に必要
4		不要	必要	必要	計画変更の確認審査時に必要
5		不要	必要	必要	計画変更の確認審査時に必要
6		必要	-	必要	確認審査時に必要

※ 完了検査申請時には、省エネ適判に要した図書及び書類の提出が必要 11

# 省エネ基準への適合方法

## Point

- 省エネ基準への適合を確認するためには、**新3号建築物を除き、エネルギー消費性能適合性判定(省エネ適判)を受ける必要**があります。
- 省エネ適判を行うことが比較的容易な特定建築行為であるとして、**以下の場合には省エネ適判を省略**し、建築確認審査と一体的に省エネ基準への適合を確認します。
  - ① **仕様基準**に基づき外皮性能及び一次エネルギー消費性能を評価する住宅
  - ② **設計住宅性能評価**を受けた住宅の新築
  - ③ **長期優良住宅建築等計画の認定(以下「長期優良住宅の認定」という。)**又は**長期使用構造等の確認**を受けた住宅の新築

## 省エネ性能の評価方法について

### ➤ エネルギー消費性能適合性判定(省エネ適判)

- ✓ **所管行政庁\***又は国土交通大臣の登録を受けた**建築物エネルギー消費性能判定機関**において判定を受けることができます。
- ✓ 判定を受けた結果、省エネ基準への適合が確認された場合は、適合判定通知書が発行されます。
- ✓ この**適合判定通知書**(又はその写し)を、**建築確認申請を行っている機関等へ提出**してください。

※所管行政庁：建築主事を置く市町村の区域は市町村長、それ以外の区域は都道府県知事

### ➤ 省エネ適判を行うことが比較的容易な特定建築行為(①から③。**住宅**に限る。)

- ① **仕様基準\***に基づき外皮性能及び一次エネルギー消費性能を評価する住宅
- ② **設計住宅性能評価**を受けた住宅の新築
- ③ **長期優良住宅の認定**又は**長期使用構造等の確認**を受けた住宅の新築

※平成28年国土交通省告示第266号(省エネ基準)、令和4年国土交通省告示第1106号(誘導基準)

# 仕様表作成ツール(木造戸建住宅\_仕様基準)

## Point

- ▶ 木造戸建住宅を対象に仕様基準を使用した際の**仕様表作成ツールを公開予定**です。(2024年内予定)
- ▶ 出力された仕様表は設計図書の一部として活用できます。

## ■入力欄

### 1 断熱材の熱抵抗R

部位	① 断熱部位のチェック	② 熱抵抗入力方法	③ 断熱工法	④ 断熱材の種類	⑤ 熱伝導率 λ[W/(m・K)]	⑥ 厚さ [mm]	⑦ 熱抵抗×1 計算結果出力 R(m <sup>2</sup> ・K / W)
	必須入力	必須入力	必須入力	断熱材の種類から選択	自動で入力	断熱材の種類から選択	自動で出力
屋根		-					
天井							
壁							
床 外気に接する部分							
床 その他の部分							

### 3 設備機器の仕様

▲ 下記に記載のない設備機器(床暖房など)を設置する場合、このチェックリストは使用できません。  
 ◎ 省エネルギーは、標準とする機器を選択したのみ、各々についていづれかを選択してください。  
 ○ 省エネルギーを指定しない場合は、「設置しない」にチェックしてください。  
 □ 口を埋めてチェックを入れてください。

暖冷房設備 (空調、ファンヒーター)	<input type="checkbox"/> 住戸全体を暖冷房 → ダクト式セントラル空調機で、ヒートポンプを熱源とするもの <input type="checkbox"/> 居室のみを暖冷房 種類 <input type="checkbox"/> パネルラジエーターで以下はいずれかを熱源とし、かつ配管に断熱措置があるもの ○ ①-③のいずれかを選択 ① 石油系熱源(ガス・灯油)を熱源とし、エコフィール®の熱効率72%以上のもの ② ガス熱源的な石油系熱源(エコジョーズ®)の熱効率72%以上のもの ③ 電気ヒートポンプ温水供給機(エコヒートポンプ)に接続するもの <input type="checkbox"/> ルームエアコン(ファンヒーターで、エネルギー消費効率の区分が「A」)のもの 冷房 <input type="checkbox"/> ルームエアコン(ファンヒーターで、エネルギー消費効率の区分が「A」)のもの <input type="checkbox"/> 設置しない
	<input type="checkbox"/> 比消費電力(熱交換効率)設備を採用する場合には比消費電力を有効熱効率で換した値)が0.3[W/(m <sup>2</sup> ・h)]以下の換気設備 <input type="checkbox"/> ダクト式第一種換気設備(熱交換なし)で、ダクト内径が75mm以上で、かつDC モーター(巻線)のもの <input type="checkbox"/> ダクト式第二種 Aα 第三種換気設備で、ダクト内径が75mm以上のもの <input type="checkbox"/> 壁付け式第二種 Aα 第三種換気設備のもの <input type="checkbox"/> 石油系熱源的な換気設備(エコフィール®)のモード熱効率 77.8% 以上のもの

## ■出力帳票

木造戸建て住宅 仕様表(仕様基準)									
基本情報									
所在地	東京都 文京区	期日	2024年12月12日	会社名	●●●●●建設				
設計者	●●●●●設計	●●●●●設計	●●●●●設計	建築士番号	●●●●●設計	大工技師番号	●●●●●設計	施工主	文京区 太郎
物件名	●●●●●ビル			種別	●●●●●	●●●●●			
地域の区分	●●●●●								
外皮基準:断熱仕様									
部位	断熱工法	断熱材		断熱係数(U値)		備考			
		種類	厚さ(mm)	設計値	基準値				
屋根	気密断熱		300	3.0					
天井									
壁									
床	外気に接する部分								
	その他の部分								
土間床等の外周部分の基礎壁	外気に接する部分								
	その他の部分								
外皮基準:窓									
窓	部材の種類	ガラスの種類	中空層の種類	U値(W/m <sup>2</sup> ・K)		透気率(m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> ・h)			
				設計値	基準値	設計値	基準値	設計値	基準値
1-4地域	単層ガラス	単層ガラス	単層ガラス						
5-11地域	単層ガラス	単層ガラス	単層ガラス						
外皮基準:ドア									
ドア	部材の種類	ガラスの種類	ガラスの仕様	U値(W/m <sup>2</sup> ・K)		透気率(m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> ・h)			
				設計値	基準値	設計値	基準値	設計値	基準値
一次エネルギー消費量基準:設備仕様									
設備の種類		設備の仕様							
暖房設備	暖房方式	燃焼効率							
冷房設備	冷房方式	消費電力							
換気設備	換気方式								
給湯設備	燃焼効率、効率								
照明設備	照明設備の種類								

注)入力欄や出力帳票は現時点のデザインになりますので、公開時には変更している可能性があります。

# 気候風土適応住宅の取扱いについて

## Point

- 気候風土適応住宅については、これまで「当面の間」**外皮基準の適用**を除外としていたところ、基準省令を改正(2024年6月28日公布)し、「恒久的に」適用を除外します。
- 令和元年国土交通省告示第786号を改正(2024年6月28日公布)し、**気候風土適応住宅の要件**として、「茅葺屋根」、「面戸板現し」、「せがい造り」を**追加しました**。
- 省エネ適判及び確認申請時に活用可能な気候風土適応住宅チェックリストのほか、「気候風土適応住宅の解説」(運用ガイドライン)についても、改訂版を公開しています。

## ○外皮性能の見直し

見直し(案)		気候風土適応住宅	(参考) 通常の住宅	
仕様ルート	外皮基準	適用除外	仕様基準に適合すること	
	一次エネルギー基準	仕様基準に適合すること	仕様基準に適合すること	
計算ルート	外皮基準	適用除外	性能基準に適合すること	
	一次エネルギー基準	WEBプログラムによる確認	WEBプログラムによる確認	
		設計一次エネルギー消費量	標準の外皮性能(既定値) + 当該住宅の設備	当該住宅の外皮性能 + 当該住宅の設備
		基準一次エネルギー消費量	標準の外皮性能 + 標準の設備	標準の外皮性能 + 標準の設備

## ○気候風土適応住宅の要件の見直し



# 共同住宅の評価について

## Point

- 共同住宅の外皮性能及び一次エネルギー消費量性能の評価にあたり、**ひとつの住棟で複数の評価方法**(仕様基準、仕様・計算併用法、標準計算)を用いることができます。
- 共同住宅を**複数戸増改築**する場合には、**新築同様に住戸ごとに評価方法を使い分けることが可能です**。ただし、外皮性能の評価については仕様基準のみとなります(外皮性能を仕様基準、一次エネルギー消費量性能を標準計算とする仕様・計算併用法はOK)。
- 共同住宅の**共用部のみを増改築**する場合は、新築同様に**一次エネルギー消費量の評価は任意**とします。

## ● 住宅の評価方法概要

省エネ基準	仕様基準	仕様・計算併用法	標準計算
外皮性能	断熱材等の仕様で評価(簡易的に評価可能)	外皮性能・一次エネルギー消費量性能のどちらか一方を仕様基準で評価し、もう一方を標準計算で評価。	外皮平均熱貫流率及び冷房期の日射熱取得率で評価(各部位の詳細な計算が必要)
一次エネルギー消費量性能	設備機器の仕様のみで評価(Webプログラムを用いない)		年間の一次エネルギー消費量を算出して評価(Webプログラムを用いる)

## ● 共同住宅の省エネ評価

外皮性能 : 単位住戸ごとに省エネ基準に適合すること  
 一次エネルギー消費量性能 : 単位住戸の設計一次エネルギー消費量の合計が省エネ基準に適合すること  
 (共用部の評価は任意)

仕様基準	仕様基準	仕様基準
標準計算	標準計算	標準計算
標準計算	標準計算	標準計算
標準計算	標準計算	仕様・計算併用法

# 共同住宅・複合建築物にかかる省エネ基準評価の取扱い

## Point

- 共同住宅の評価は、次の①・②のいずれかを選択でき、**共用部分**は**非住宅の計算法(標準入力法)**で計算します。
  - ①**住宅部分**のみ(単位住戸×戸数分)    ②**住宅部分**(単位住戸×戸数分)+**共用部分**
- 複合建築物**(住宅部分と非住宅部分を有する建築物)は、**住宅・非住宅各部分をそれぞれ方法で計算**します。
  - 非住宅部分を含むため、**住宅部分に仕様基準等を用いた場合であっても、省エネ適判は必須**となります。

	共同住宅のみ	共同住宅と非住宅の複合建築物		【参考】非住宅のみ
		各部分の(延べ)床面積が 住宅部分≧非住宅部分	各部分の(延べ)床面積が 住宅部分<非住宅部分	
一次エネ消費量の評価	「住宅部分のみ」もしくは 「住宅部分+共用部分」	「住宅部分のみ」+「非住宅部分」もしくは 「住宅部分+共用部分」+「非住宅部分」で、 それぞれ または 合計で基準適合		非住宅部分
共用部分 ※1の 取扱い	住宅用途(共同住宅)の共用部分※2 →住宅部分として計算 *共同住宅共用部分(計算範囲②)の計算方法は非住宅WEBプログラム(標準入力法)に限定	特定共用部分※2 →非住宅部分として計算 *共同住宅共用部分(計算範囲②)の計算方法は非住宅WEBプログラム(標準入力法)に限定	非住宅用途の共用部分 →非住宅部分として計算 *共用部分を用途①・②に区分できない場合は、面積が大きい用途に属することとします	
図				

※1 「共用部分」は、住宅部分と非住宅部分の両方の用に供する部分を指します。

※2 住宅部分と非住宅部分の床面積の大きさに関わらず、状況に応じて適当と認められる部分については、「特定共用部分」とすることができます。(H28国交省告示第1376号第2項)。

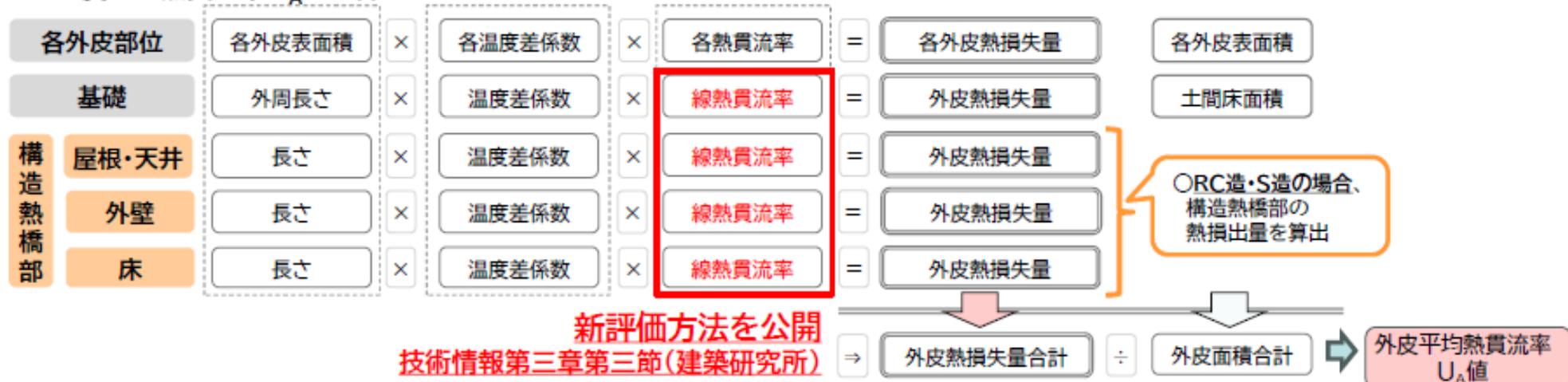
※こちらは従前の取扱いからの変更はありません。

# 基礎及びRC造 構造熱橋部の線熱貫流率の評価法の変更①

## Point

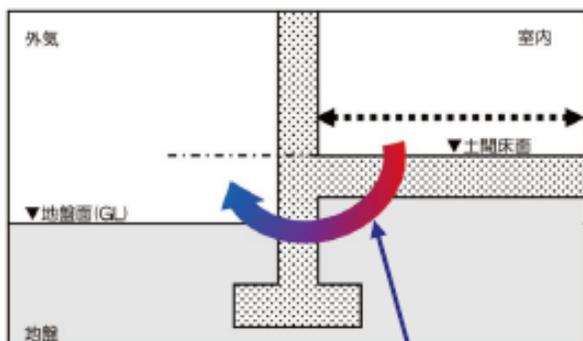
- 基礎の線熱貫流率及びRC造の構造熱橋部の線熱貫流率の**新たな評価方法を公開しました。**  
(令和6年7月 建築研究所 技術情報 次期更新版)

### ○外皮平均熱貫流率 $U_A$ 値の算出フロー



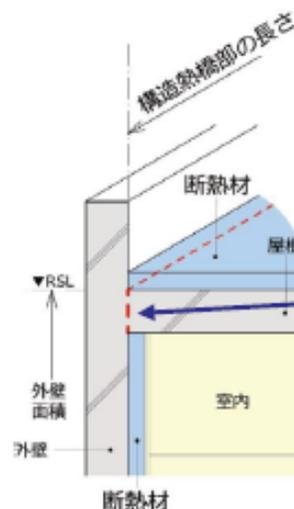
### 基礎の線熱貫流率

◄◄► 土間床等の外周部の熱損失の対象範囲



【基礎の線熱貫流率】  
基礎断熱の際に土間床からの熱の出入りのしやすさを評価

### RC造の構造熱橋部の線熱貫流率



--- 構造熱橋部の位置を示す

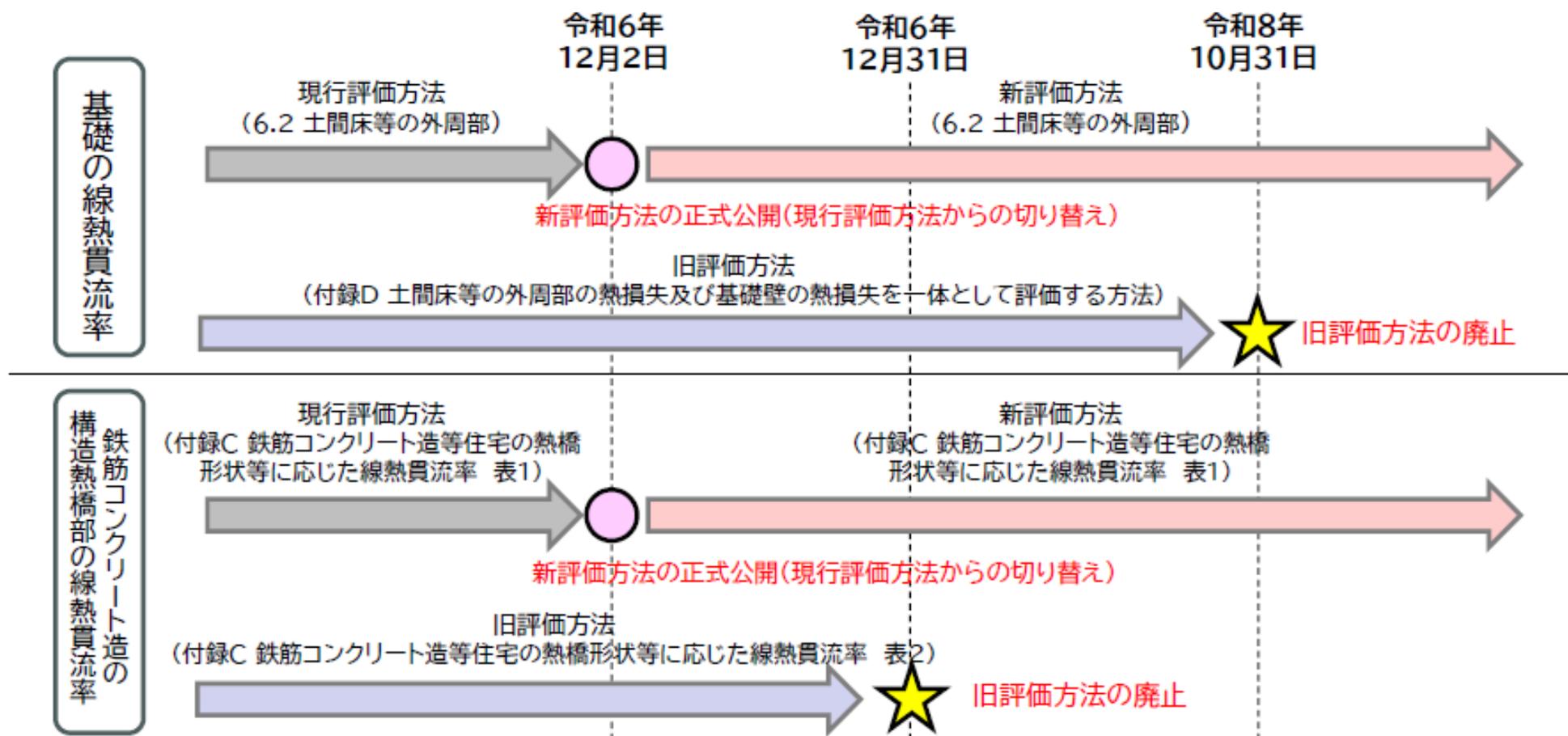
【RC造の構造熱橋部の線熱貫流率】  
壁床等の断熱材の切れ目等からの熱の出入りのしやすさを評価

## 基礎及びRC造 構造熱橋部の線熱貫流率の評価法の変更②

## Point

- 現在、当面の間使用可能としている旧評価方法については、以下のスケジュールで廃止します。
  - 基礎の線熱貫流率:令和8年10月31日
  - 鉄筋コンクリート造の線熱貫流率:令和6年12月31日

## 技術情報 第三章第三節「熱貫流率および線熱貫流率」の評価方法変更のスケジュール



※評価方法の適用については、申請日時点の判断となります。

# 建築物の販売・賃貸時のエネルギー消費性能表示制度

## Point

- 2024年4月から、住宅・建築物を販売・賃貸する事業者に対して、販売等の対象となる住宅・建築物の省エネルギー性能を表示することが努力義務化されました。
- 省エネルギー性能を表示する際は、原則として規定のラベルを使用することが必要です。

## エネルギー消費性能表示制度

- ✓ 住宅・建築物を販売・賃貸する事業者※は、その販売等を行う建築物について、エネルギー消費性能を表示する必要(努力義務)。  
※事業者であるかは反復継続して販売等を行っているか等で判断。
- ✓ 告示に定められたラベルを使用して表示。
- ✓ 告示に従った表示をしていない事業者は勧告等の対象※。  
※ 当面は社会的影響が大きい場合を対象に実施予定

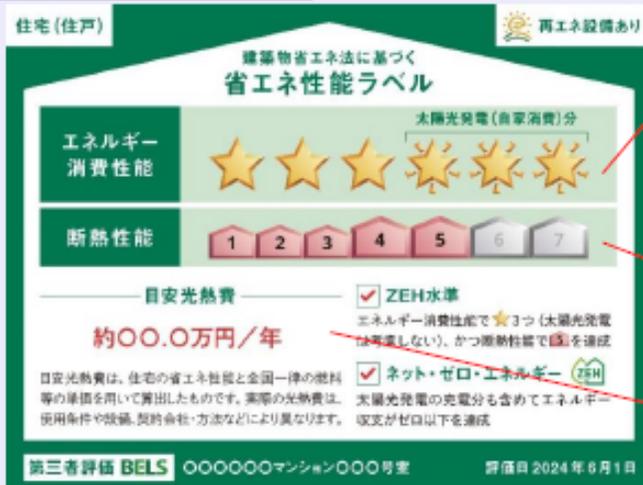
## 表示制度をもっと知りたい!

表示制度の詳細や留意事項について整理したガイドラインやオンライン講座を国土交通省ホームページに公開しています。



<https://www.mlit.go.jp/shoene-label/>

### 省エネ性能ラベル



### ラベルの発行

Webプログラムの計算結果等と連動して発行(自己評価)

### エネルギー消費性能

- ✓ ★1つで省エネ基準適合
- ✓ 以降★1つにつき10%削減
- ✓ 太陽光発電自家消費分を見える化

### 断熱性能

- ✓ 断熱等性能等級1~7に相当する7段階で表示
- ✓ ④で省エネ基準適合

### 目安光熱費

- ✓ 設計上のエネルギー消費量と全国統一の燃料単価を用いて算出

### ラベルを用いた広告イメージ

不動産検索サイト等で物件関係画像の一つとして表示することをイメージ



# 住宅における省エネ部位ラベル

## Point

- 建築時に省エネ性能を評価していない既存建築物については、告示に従った表示を行うことが困難なものもあります。
- このため、既存住宅における省エネ性能の向上に資する改修等の取組みを評価するため、**改修等の部位の表示(省エネ部位ラベル)**を新たに設定します。
- この新しい**省エネ部位ラベルは2024年11月から運用開始**です。

 主たる項目  副次的項目

表示例(1) 主たる項目及び副次的項目を全て「有り」とした場合

既存住宅 再エネ設備あり

建築物省エネ法に基づく  
**省エネ部位ラベル**

<div style="border: 2px dashed red; padding: 5px;"> <p><input checked="" type="checkbox"/> <b>窓</b> <span style="font-size: small;">● リビング・ダイニング ● その他居室</span></p> <p>アルミ樹脂製サッシ 二層複層ガラス (Low-E) (2024年3月)</p>  </div>	<div style="border: 2px dashed red; padding: 5px;"> <p><input checked="" type="checkbox"/> <b>給湯器</b></p> <p>ハイブリッド給湯器 (2024年3月)</p>  </div>
<div style="border: 2px dashed blue; padding: 5px;"> <p><input checked="" type="checkbox"/> <b>外壁</b> (2004年3月)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> <b>玄関ドア</b> (2024年3月)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> <b>節湯水栓</b> (2024年3月)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> <b>高断熱浴槽</b> (2024年3月)</p> </div>	<div style="border: 2px dashed blue; padding: 5px;"> <p><input checked="" type="checkbox"/> <b>空調設備</b> (2024年3月)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> <b>太陽光発電</b> (2024年3月)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> <b>太陽熱利用</b> (2024年3月)</p> </div>

※各部位が省エネについて一定の要件を満たす場合に  を表示  
※各部位の設置・改修時期を ( ) 内に表示 (把握している場合)

**自己評価** ○○○○○マンション○○○号室 評価日2024年6月1日

このラベルは○○○○の講習を受けた者が現況確認を行って発行しています。

表示例(2) 一部の項目を「有り」とした場合

既存住宅 再エネ設備なし

建築物省エネ法に基づく  
**省エネ部位ラベル**

<div style="border: 2px dashed red; padding: 5px;"> <p><input checked="" type="checkbox"/> <b>窓</b> <span style="font-size: small;">● リビング・ダイニング ● その他居室</span></p> <p>アルミ樹脂製サッシ 二層複層ガラス (Low-E) (2024年3月)</p>  </div>	<div style="border: 2px dashed red; padding: 5px;"> <p><input checked="" type="checkbox"/> <b>給湯器</b></p>  </div>
<div style="border: 2px dashed blue; padding: 5px;"> <p><input checked="" type="checkbox"/> <b>外壁</b> (2004年3月)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> <b>玄関ドア</b> (2024年3月)</p> <p><input type="checkbox"/> <b>節湯水栓</b></p> <p><input type="checkbox"/> <b>高断熱浴槽</b></p> </div>	<div style="border: 2px dashed blue; padding: 5px;"> <p><input type="checkbox"/> <b>空調設備</b> (2024年3月)</p> <p><input type="checkbox"/> <b>太陽光発電</b></p> <p><input type="checkbox"/> <b>太陽熱利用</b></p> </div>

※各部位が省エネについて一定の要件を満たす場合に  を表示  
※各部位の設置・改修時期を ( ) 内に表示 (把握している場合)

**自己評価** ○○○○○マンション○○○号室 評価日2024年6月1日

このラベルは○○○○の講習を受けた者が現況確認を行って発行しています。

# 【補足】省エネ表示制度の全体像

## Point

- 既存建築物であっても省エネ性能を把握しているものは告示に従った表示を推奨しています。
- 性能が把握していないものにあっても、より簡便な性能把握の手法により性能の推定が可能なものは、告示に従った表示を行うことができるようにします。
- 性能の推定が困難なものは、告示に従った表示に代わり、改修した部位を示すラベルや、エネルギー消費量の実績値が表示できる制度を検討しています。

		新築・既存	新築	既存		
		設計性能	特定済	特定済	推定可能	不明(推定困難)
非住宅・住宅	非住宅	<p>告示による省エネ性能ラベル</p>	<p>告示による省エネ性能ラベル</p>	<p>簡易な評価法 (基整促E18)</p> <p>調査を基にWEBプログラムに入力</p>		<p>エネルギー消費量の 実績値表示※</p>
	住宅			<p>外皮 : 制度利用状況から推定</p> <p>設備 : 調査を基にWEBプログラムに入力</p>		

※将来的には、住宅・非住宅、新築・既存の別なく実績値表示を表示できる制度を検討

## 2. 省エネ基準適合義務制度に係る 手続き等について

---

### 目次

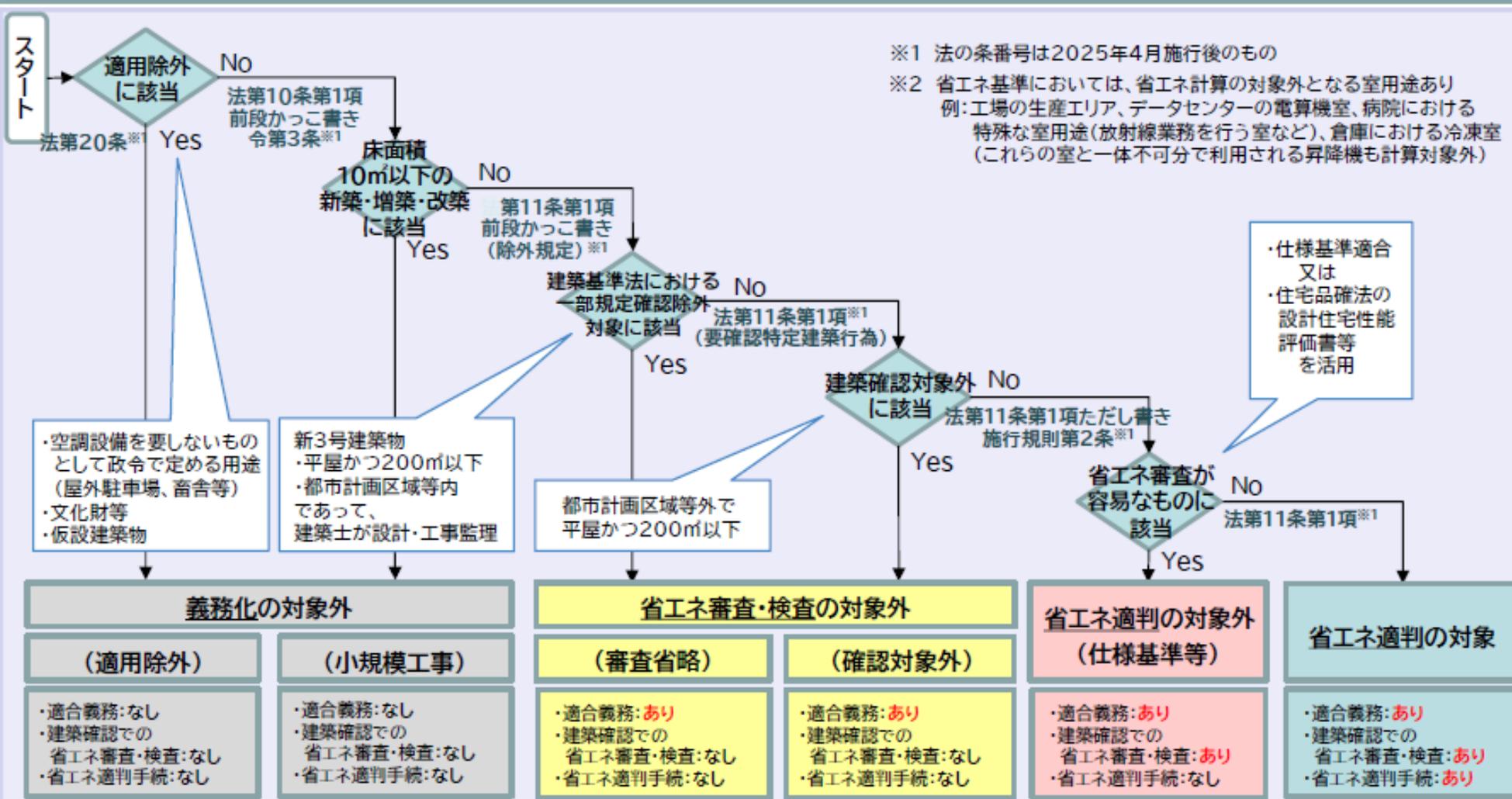
---

- 2-1. 省エネ適判が必要な場合
- 2-2. 住宅設計性能評価等の活用による  
省エネ適判手続きの合理化
- 2-3. 省エネ適判が不要な場合
- 2-4. 省エネ適判に係る補足事項
- 2-5. 省エネ適判申請図書作成上のポイント

# 省エネ基準適合義務等の判断チャート

## Point

- 省エネ基準適合義務の有無、省エネ基準適合に係る審査・検査の要否、省エネ適判対象の適否は用途、規模(面積・階数)などにより決まります。
- 次の判断チャートを利用して省エネ適判の要否等を確認してください。



# 住宅の省エネ基準適合に係る手続き判断チャート

## Point

- 住宅に係る省エネ基準適合確認の手続きについては、**評価方法の種類**と**活用書類**によっては、**省エネ適判の省略**や、**手続きや添付図書を合理化**することができ、次の判断チャートを利用して該当する手続き等を判断することが可能。

省エネ適判の対象である (適否の判断フローは前ページを参照)

YES

外皮基準・一次エネ基準ともに仕様基準により評価する

NO

住宅性能評価、長期優良住宅の認定・長期使用構造等の確認を受ける

YES

設計住宅性能評価・長期優良住宅の認定・長期使用構造等の確認を**確認済証の交付前に受ける**ことが可能

NO

YES

YES

省エネ適判 (基本形)

→ 2-1 を参照

省エネ適判が必要な場合

省エネ適判と住宅性能評価の同一機関に申請する場合の省エネ適判**手続きの合理化対象**

→ 2-2 を参照

性能評価活用等による  
省エネ適判手続きの合理化

省エネ適判省略

→ 2-3 を参照

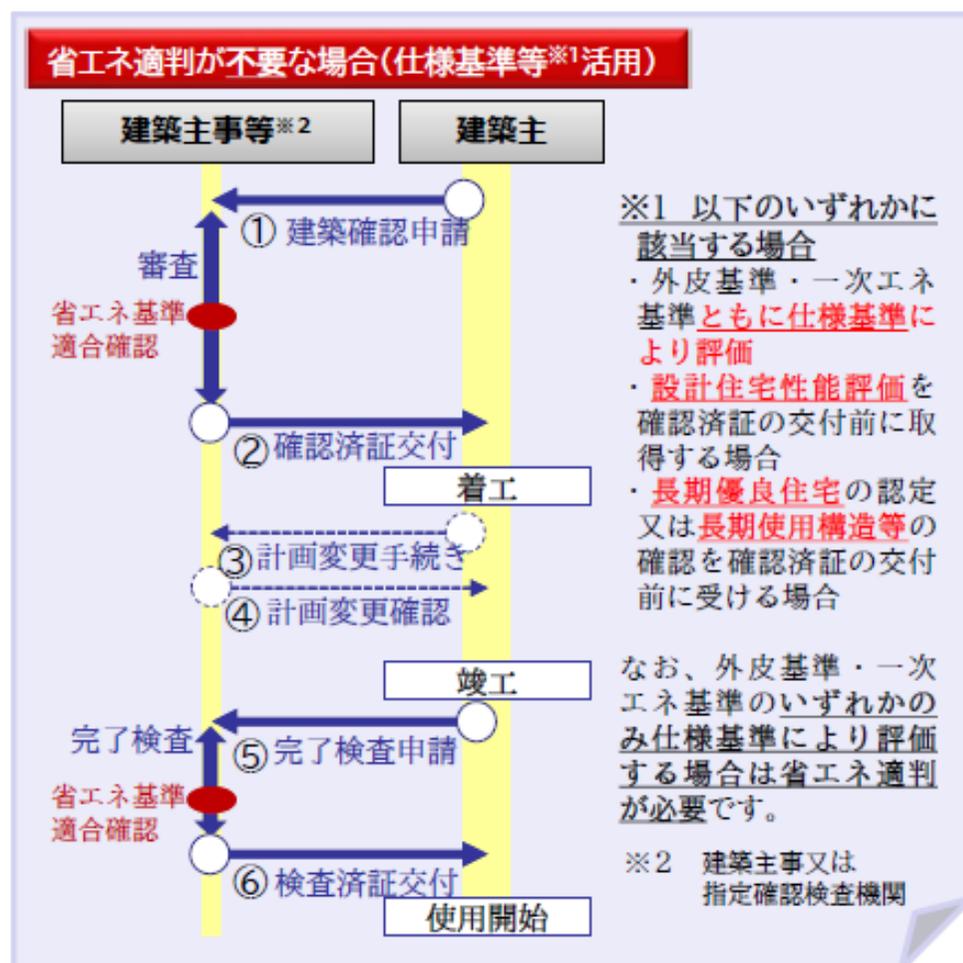
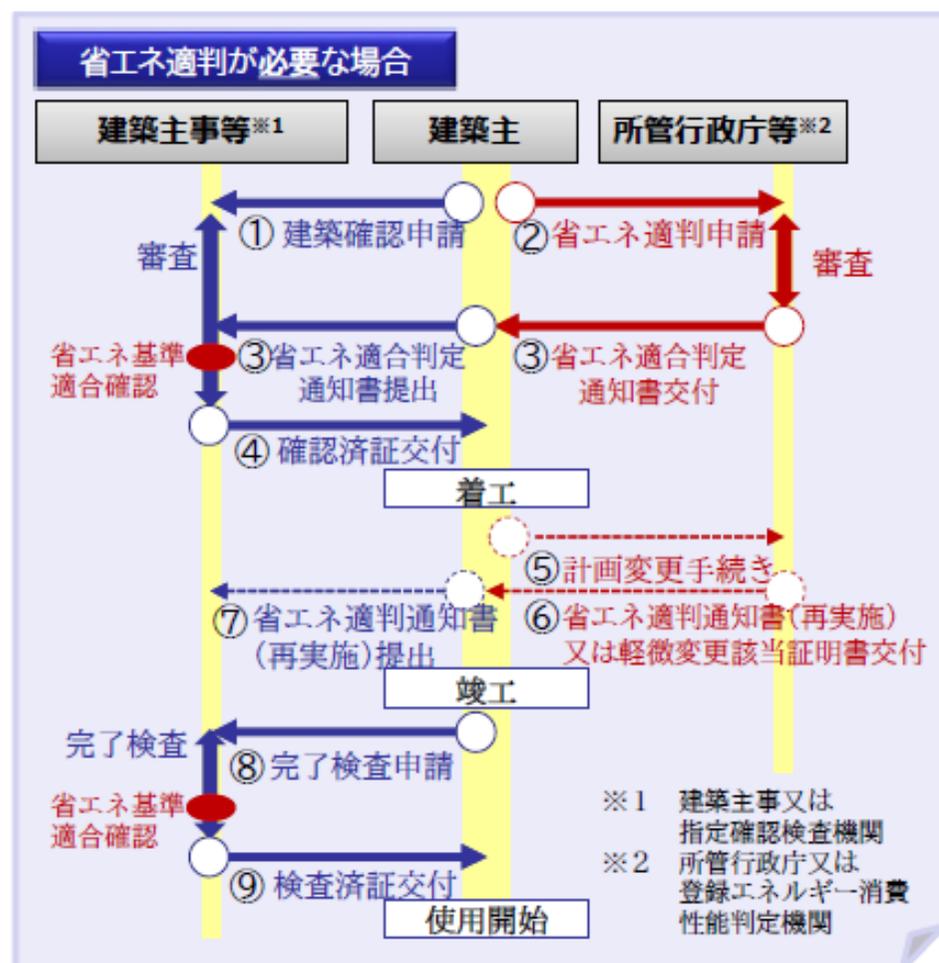
省エネ適判が不要な場合  
(仕様基準等活用)

# 省エネ基準への適合に係る手続き

## Point

- 省エネ基準適合は基本的には省エネ適判を受けることにより確認します。
- (外皮性能と一次エネ性能両方を)仕様基準により評価する場合や確認済証の交付前に設計住宅性能評価を受ける場合等は、省エネ適判は不要となり通常の建築確認の手続きの中で省エネ基準適合を確認します。

省エネ基準への適合確認手続きは、省エネ適判の必要性の有無で変わります。



## 2-1. 省エネ適判が必要な場合

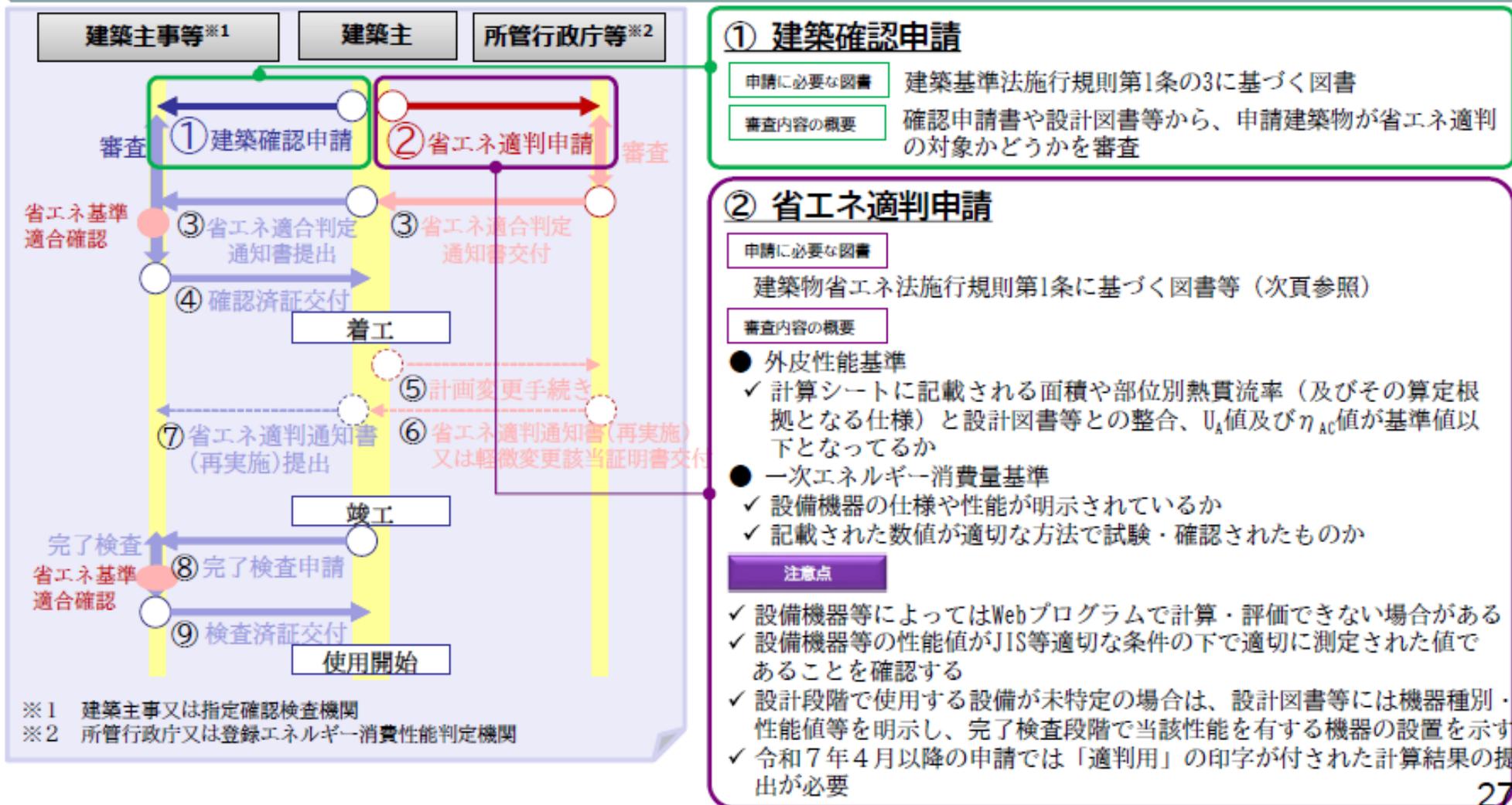
---

# 建築確認申請、省エネ適判申請

## 省エネ適判が必要な場合

### Point

- 建築確認申請では、建築基準法等に基づく各規定への適合とともに、申請建築物が省エネ適判の対象かどうか審査されます。
- 省エネ適判申請では、外皮性能基準と一次エネルギー消費量基準それぞれについて、設計図書等と計算根拠との整合や、省エネ基準への適合が審査されます。



# 省エネ適判申請に必要な書類① (住宅・非住宅共通)

省エネ適判が必要な場合

## Point

- 正本に添える図書には、当該図書の設計者の氏名を記載することが必要です。

## 1. 建築物の構造等に関する図書 [住宅・非住宅共通]

図書の種類		明示すべき事項
計画書(様式)		—
設計内容説明書		省エネ基準に適合するものであることの説明
各種 図面	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺及び方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、空気調和設備等・エネルギー消費性能確保設備の位置 等
	仕様書 (仕上表を含む。)	部材の種別及び寸法、 エネルギー消費性能確保設備の種別
	各階平面図	縮尺及び方位、間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ、壁の位置及び種類、開口部の位置及び構造、エネルギー消費性能確保設備の位置 等
	床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
	用途別床面積表	用途別の床面積
	立面図	縮尺、外壁及び開口部の位置、エネルギー消費性能確保設備の位置
	断面図又は矩計図	縮尺、建築物の高さ、外壁及び屋根の構造、軒の高さ並びに軒及びひさしの出、小屋裏の構造、各階の天井の高さ及び構造、床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造
各部詳細図	縮尺、外壁、開口部、床その他断熱性を有する部分の材料の種別及び寸法	
各種計算書		建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容 <small>※Webプログラムの入力・出力シートで代替可。令和7年4月以降の申請では「適判用」の印字が付された計算結果の提出が必要。</small>

# 省エネ適判申請に必要な書類② (非住宅)

省エネ適判が必要な場合

## Point

- 正本に添える図書には、当該図書の設計者の氏名を記載することが必要です。

## 2. 建築物のエネルギー消費性能に関する図書 [非住宅]

図書の種類	明示すべき事項
<b>機器表</b>	
空気調和設備	熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の種別、仕様及び数
空気調和設備以外の機械換気設備	給気機、排気機その他これらに類する設備の種別、仕様及び数
照明設備	照明設備の種別、仕様及び数
給湯設備	給湯器の種別、仕様及び数
	太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、仕様及び数
	節湯器具の種別及び数
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の種別、仕様及び数
<b>仕様書</b>	
昇降機	昇降機の種別、数、積載量、定格速度及び速度制御方法
<b>系統図</b>	
空気調和設備	空気調和設備の位置及び連結先
空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の位置及び連結先
給湯設備	給湯設備の位置及び連結先
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の位置及び連結先

# 省エネ適判申請に必要な書類③ (非住宅)

省エネ適判が必要な場合

## Point

- 正本に添える図書には、当該図書の設計者の氏名を記載することが必要です。

## 2. 建築物のエネルギー消費性能に関する図書 [非住宅] (続き)

図書の種類	明示すべき事項
<b>各階平面図</b>	
空気調和設備	縮尺、空気調和設備の有効範囲、熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の位置
空気調和設備以外の機械換気設備	縮尺、給気機、排気機その他これらに類する設備の位置
照明設備	縮尺、照明設備の位置
給湯設備	縮尺、給湯設備の位置、配管に講じた保温のための措置、節湯器具の位置
昇降機	縮尺、位置
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	縮尺、位置
<b>制御図</b>	
空気調和設備	空気調和設備の制御方法
空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の制御方法
照明設備	照明設備の制御方法
給湯設備	給湯設備の制御方法
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の制御方法

# 省エネ適判申請に必要な書類④ (住宅)

省エネ適判が必要な場合

## 3. 建築物のエネルギー消費性能に関する図書 [住宅]

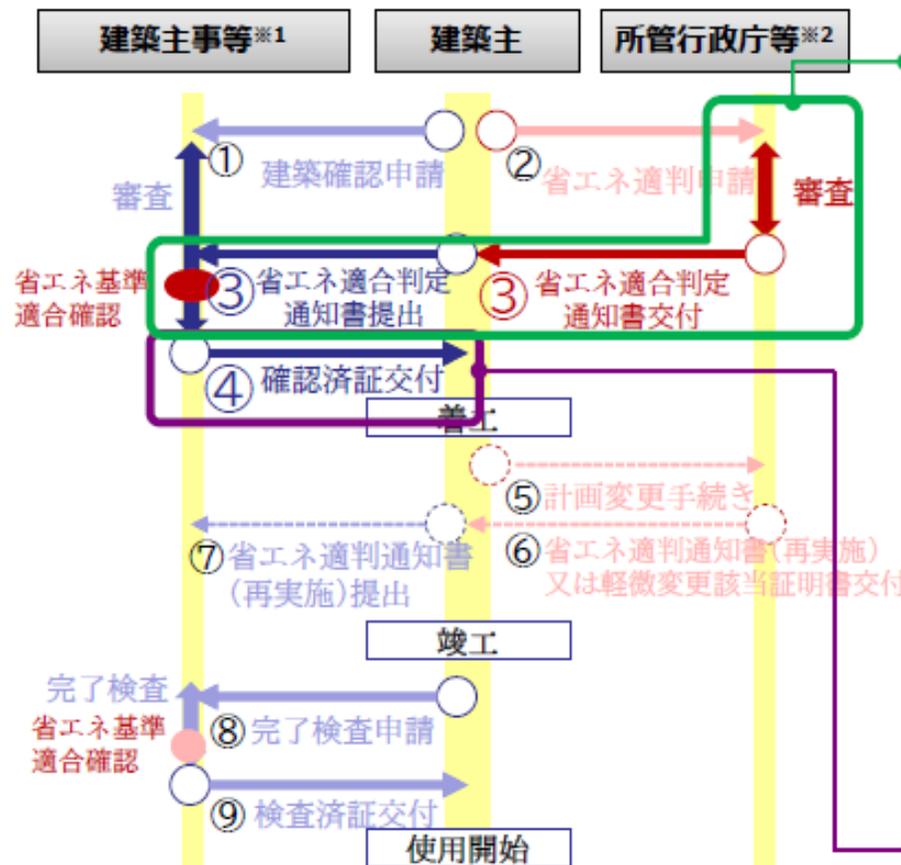
図書の種類	明示すべき事項
<b>機器表</b>	
空気調和設備	空気調和設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
照明設備	照明設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
給湯設備	給湯器の種別、仕様、数及び制御方法
	太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
	節湯器具の種別、位置及び数
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法

# 省エネ適合判定通知書交付・提出、確認済証交付

省エネ適判が必要な場合

## Point

- 省エネ計画は、14日以内(最大28日間の延長が可能)に審査され、省エネ基準適合が確認できれば、省エネ適合判定通知書が交付されます。
- 省エネ適判通知書を建築主事等に提出することで建築確認における省エネ基準に係る審査は完了します。



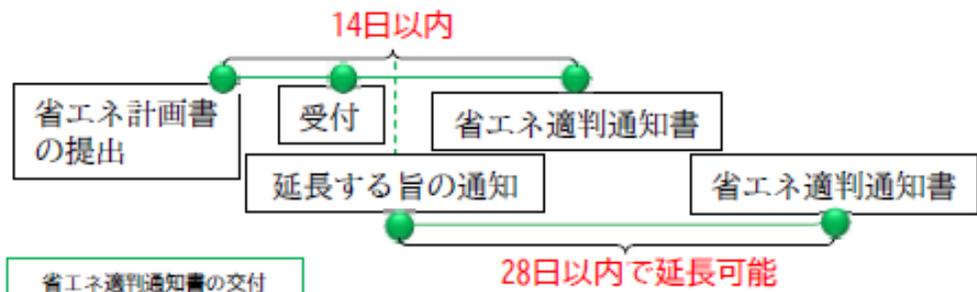
※1 建築主事又は指定確認検査機関

※2 所管行政庁又は登録エネルギー消費性能判定機関

## ③ 省エネ適合判定通知書交付・提出

## 審査期間

- ✓ 省エネ計画書の提出から14日以内に適合判定通知書が交付されます。
- ✓ 省エネ計画書に記載漏れ・ミスがある場合又は規模・用途等により審査期間が長期にわたることが合理的である場合は、最大28日間延長される可能性があります。



## 省エネ適判通知書の交付

- ✓ 省エネ適判通知書と併せて、省エネ計画書の複本及びその添付図書が返却されますので、建築確認申請先に提出してください。

## ④ 確認済証交付

## 手続き(提出書類)

適合判定通知書、省エネ計画書

## 注意点

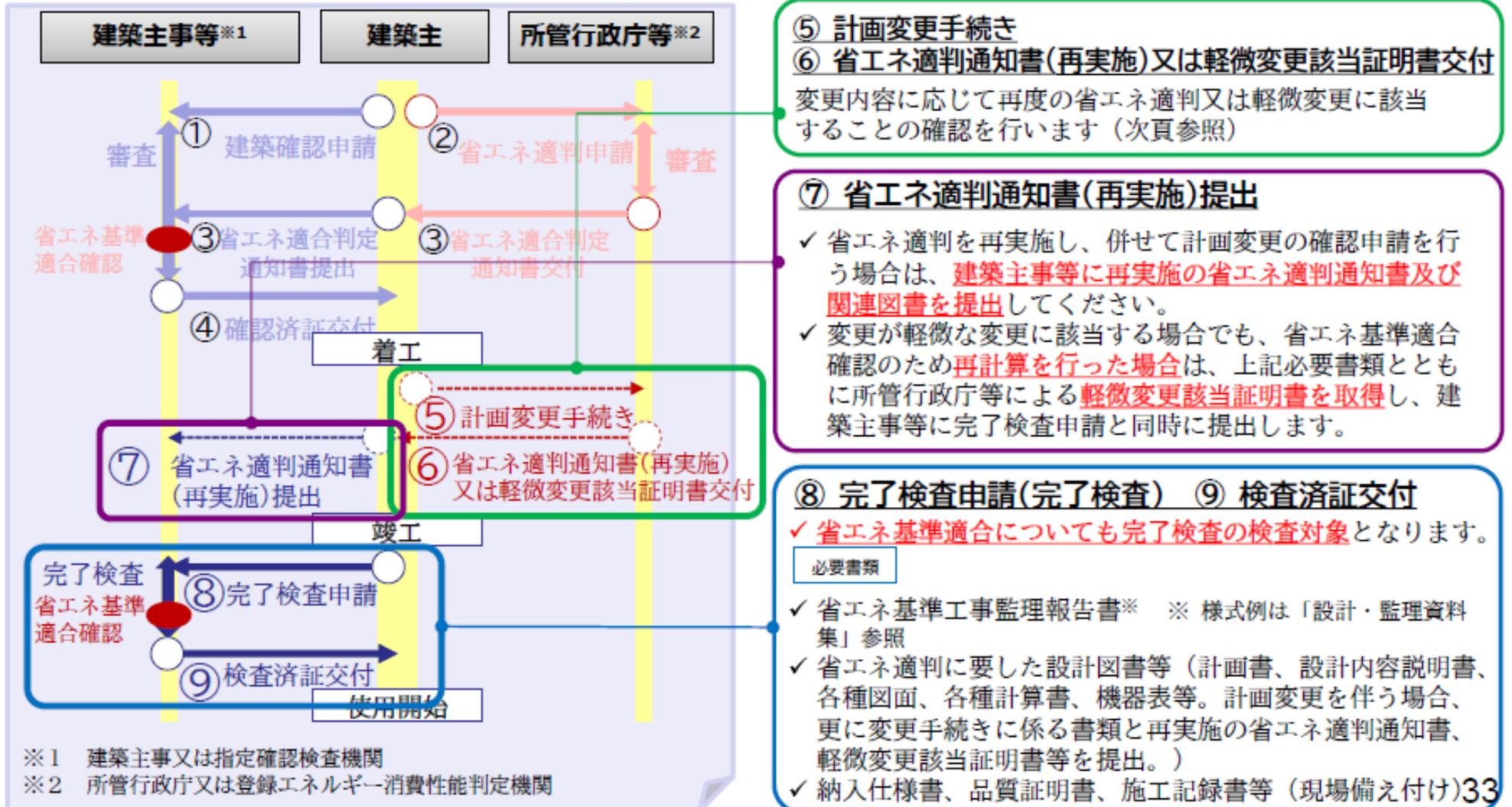
- ✓ 省エネ適合判定通知書の提出がない限り確認済証は交付されません。
- ✓ 省エネ適合判定通知書は、建築確認に係る処理期間終了の日の3日前※までに提出する必要があります。

## 完了検査申請、完了検査、検査済証交付

## Point

## 省エネ適判が必要な場合

- 完了検査では、省エネ基準関係部分も検査対象となるため、省エネ基準関係部分に変更がある場合は所定の変更手続き等を行い、その内容を建築主事等に提出する必要があります。
- 完了検査時には、省エネ適判に添付した設計図書等及び省エネ基準工事監理報告書※等を準備することが必要です。



# 計画変更手続きと必要書類(省エネ適判関係)

## Point

- 省エネ適判申請を行った後、完了検査までの間に計画に**変更があった場合は、省エネ適判の再実施又は軽微変更手続きを行うことが必要**です。

## 計画変更があった場合の手続きと書類(省エネ適判)

	変更の分類	変更内容	省エネ適判の再実施	完了検査で必要な書類※2
軽微な変更	1. 建築物の省エネ性能を向上させる変更又は省エネ性能に影響しないことが明らかな変更 【ルートA】	非住宅：建築物の高さ又は外周長の減少、外壁・屋根又は外気に接する床の面積の減少 等 住宅：外皮の各部位の熱貫流率等が増加しない変更※1、空気調和設備等の効率が低下しない変更等	不要	軽微な変更説明書※3
	2. 一定の範囲内で省エネ性能を低下させる変更 【ルートB】	非住宅：設備種類毎に定められた割合等以下の変更 住宅：床面積、外皮について、定められた割合等以下の変更	不要	軽微な変更説明書※3
	3. 再計算により、建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更 【ルートC】	省エネ基準適合が確認できる場合は、下記の「省エネ適判の再実施が必要な変更」を除き、あらゆる変更が該当	不要	軽微な変更説明書※3 軽微な変更該当証明書※4
	省エネ適判の再実施が必要な変更	・用途の変更 ・計算方法の変更 (例) 標準入力法⇄モデル建物法	必要	再実施した省エネ適判通知書

※1 外皮各部位の面積が変わらない場合に限る。 ※2 完了検査では、建築確認や省エネ適判に要した図書等の提出も必要。

※3 変更内容の概要を記載し、根拠資料を添付。

※4 再計算後も引き続き省エネ基準に適合することを確認した証明書。所管行政庁又は登録省エネ判定機関が発行する。

## 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更

## 非住宅

## 住宅

## 1. 省エネ性能を向上させる変更+省エネ性能に影響しないことが明らかな変更【ルートA】

- ・建築物の高さ又は外周長の減少
- ・外壁、屋根又は外気に接する床の面積の減少
- ・空調設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更（制御方法の変更含む）
- ・エネルギーの効率的利用を図る設備の新設又は増設

- ・外皮の各部位のU値若しくは $\eta$ 値が増加しない変更又は開口部面積が増加しない変更
- ・通風等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更
- ・空調設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更（制御方法の変更含む）
- ・エネルギーの効率的利用を図る設備の新設又は増設

## 2. 一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更【ルートB】

対象建築物：BEI0.9以下の建築物が対象（設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量に比べ10%以上少ないもの）

空調設備：次のいずれかに該当。

- ① 外壁、屋根、外気に接する床若しくは窓の平均熱貫流率の5%を超えない範囲で増加若しくは窓の平均日射熱取得率の5%を超えない範囲で増加
- ② 熱源機器の平均効率の10%を超えない低下

換気設備：次のいずれかに該当。

- ① 送風機の電動機出力の10%を超えない増加
- ② 駐車場又は厨房である場合の床面積の5%を超えない増加（駐車場又は厨房がある場合に限る。）

照明設備：照明設備の消費電力の10%を超えない増加（室用途毎、単位床面積あたり）

給湯設備：平均効率の10%を超えない低下

太陽光発電設備：次のいずれかに該当。

- ① 太陽電池アレイのシステム容量の2%を超えない減少
- ② パネルの方位角の30度を超えない変更又は傾斜角の10度を超えない変更

床面積：主たる居室、その他の居室又は非居室、それぞれ10%を超えない増減

外皮：外皮合計面積に変更がなく、変更前の $U_a$ 値、 $\eta_{ac}$ 値が基準値の0.9倍以下の場合の次のいずれかに該当。

- ① 開口部の面積増加分が外皮合計面積の1/200を超えない変更
- ② 変更する開口部面積が外皮合計面積の1/200を超えない場合の断熱性能、日射遮蔽能又はその両方が低下する若しくは日射遮蔽部材をなくす変更
- ③ 変更する外皮の合計面積が外皮合計面積の1/100を超えない場合の開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更
- ④ 基礎断熱の基礎形状等の変更

## 3. 再計算により、建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更【ルートC】

：「用途の変更」「計算方法の変更」を除く変更が該当

## 2-2. 設計住宅性能評価等の活用による 省エネ適判手続きの合理化

---

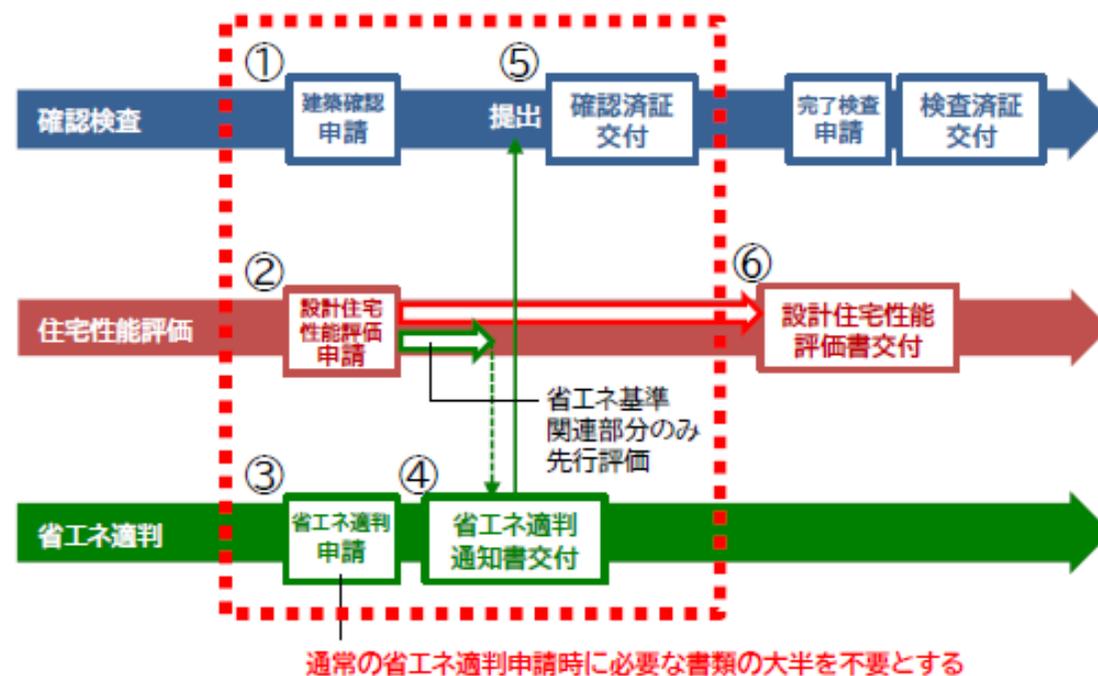
## 住宅性能評価等を活用した省エネ基準適合の審査手続きの合理化

省エネ適判が必要な場合(性能評価活用等による合理化)

### Point

- **設計住宅性能評価**と**省エネ適判**を同一機関に申請した場合、**省エネ適判に係る添付図書の大部分について提出不要**となります。
- 設計住宅性能評価の審査において、省エネ関係部分の審査が終了した段階で、省エネ適判通知書が交付されます。交付された適判通知書を建築主事等に提出してください。

### 住宅性能評価等を活用した場合の審査手続きの合理化の流れ



- ① 建築確認申請 (通常どおり)
- ② 設計住宅性能評価の申請 (通常どおり)
- ③ 省エネ適判の申請
  - ・ 設計住宅性能評価の申請先と同一の省エネ適判機関に申請することが必要。
  - ・ 設計住宅性能評価の申請添付図書のうち省エネ関係に係るもの(設計者の氏名が記載されたものに限る)は、省エネ適判申請の添付図書とみなされ、省エネ適判申請に必要な書類の大半が提出不要となります。
  - ・ 省エネ計画書の第4面・第5面は、設計住宅性能評価における設計内容説明書で代用可能。
- ④ 省エネ適判通知書の交付
  - ・ 設計住宅性能評価書の交付に先んじて省エネ適判通知書が交付されます。
  - ・ 交付を受けた通知書を建築確認を行った建築主事等に提出してください。
- ⑤ 確認済証の交付 (通常どおり)
- ⑥ 設計住宅性能評価書交付(通常どおり)

※ 同様の扱いを長期使用構造等の確認申請手続きにおいても措置

## 住宅性能評価等を活用する場合の完了検査・計画変更

省エネ適判が必要な場合(性能評価活用等による合理化)

### Point

- 設計住宅性能評価の活用により審査の合理化を行った場合、**完了検査の申請時に**、省エネ適判の申請図書(=**設計住宅性能評価の申請図書(省エネ関係のみ)**)を提出してください。
- 建設住宅性能評価のための検査を受けた場合は、完了検査申請時に検査報告書を提出してください。
- 省エネ適判通知書が交付された後の**計画変更は、省エネ適判の場合と同じ**です。

### 住宅性能評価等を活用した場合の完了検査申請時の必要書類

- ・ 設計住宅性能評価申請の添付図書(省エネ関係部分)
- ・ 建設住宅性能評価のための検査を受けた場合は、建設住宅性能評価に係る検査報告書(又はその写し)  
※ 検査結果が不適の場合でも提出が必要  
(この場合、検査報告書を活用して完了検査を合理的に行うことが想定される)

### 住宅性能評価等を活用した場合の計画変更について

- ・ 設計住宅性能評価等を活用した省エネ適判の変更手続きは、通常の省エネ適判と同じ。
- ・ 計画変更の場合等における完了検査申請時に提出する書類は下表のとおり。

申請図書		省エネ適判に要した 図書及び書類	変更計画に係る 省エネ適判通知書	軽微な変更 説明書	軽微な変更該当証明書 (基準適合確認に要した図書等含む)
変更なし		○(当初)	—	—	—
軽微な 変更	ルート AorB	○(当初)	—	○	—
	ルートC	○(当初)	—	○	○
計画変更		○(変更含)	○	—	—

## 2-3.省エネ適判が不要な場合

---

## 省エネ適判を省略できる場合

省エネ適判が不要な場合(仕様基準等活用)

### Point

- 以下のいずれかに該当する場合は、**省エネ適判を不要**とすることができます。
  - ① **仕様基準**又は**誘導仕様基準**(以下「仕様基準等」という。)に適合
  - ② **設計住宅性能評価**の実施
  - ③ **長期優良住宅の認定**又は**長期使用構造等の確認**
- この場合、省エネ基準への適合は建築確認手続きの中で確認します。

### 省エネ適判を省略できる場合

- 仕様基準又は誘導仕様基準により省エネ基準を評価する場合

- ✓ 外皮性能及び一次エネルギー消費性能の**両方の基準について仕様基準等により評価する場合は省エネ適判を省略**することができます。  
※ 外皮性能又は一次エネ性能の**いずれかのみを仕様基準等により評価する場合は省エネ適判が必要**です。
- ✓ 仕様基準に適合する設計となっているかについては、**建築確認審査の中で確認**します。

- 設計住宅性能評価を活用する場合

- ✓ 確認済証の交付前までに**設計住宅性能評価書**(断熱等性能等級4以上かつ一次エネルギー消費量等級4以上のものに限る)の**交付を受け、建築主事等に提出できる場合に、省エネ適判が省略**できます。
- ✓ 省エネ基準への適合は、設計住宅性能評価書により確認されます。

- 長期優良住宅の認定又は長期使用構造等の確認を受ける場合

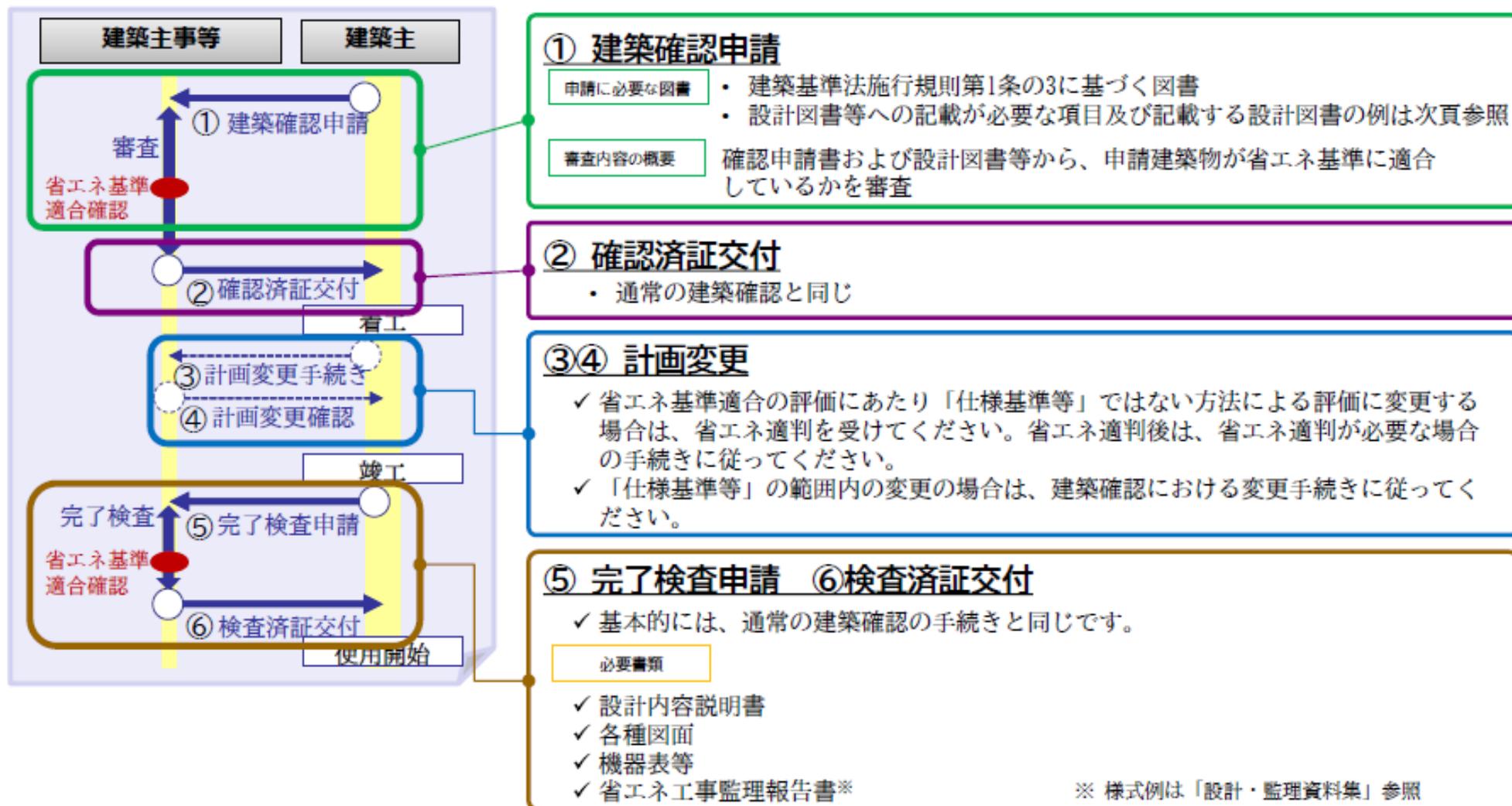
- ✓ 確認済証の交付前までに**長期優良住宅の認定書又は長期使用構造等の確認書の交付を受け、建築主事等に提出できる場合に、省エネ適判が省略**できます。
- ✓ 省エネ基準への適合は、認定書又は確認書により確認されます。

## 仕様基準等を活用し省エネ適判を省略する場合の手続き

省エネ適判が不要な場合(仕様基準等活用)

## Point

- ▶ **仕様基準等を活用することにより省エネ基準適合を評価する場合、省エネ適判は不要**です。この場合、建築確認の審査で省エネ基準への適合を審査します。



## 仕様基準等を活用した場合の設計図書等への記載事項

省エネ適判が不要な場合(仕様基準等活用)

### Point

- ▶ 仕様基準等により省エネ性能適合を評価する場合、建築確認申請に添える**設計図書に仕様基準等関連の項目を記載することが必要**です。

種別	記載項目	記載する設計図書の例	種別	記載項目	記載する設計図書の例
外皮	仕様基準の対象部位	平面図、断面図	暖房設備	暖房方式	仕様書、平面図
	建築物の種類(建て方)	平面図		暖房設備の種類及びその効率	仕様書、平面図
	部位の構造及び工法	平面図、断面図	冷房設備	冷房方式	仕様書、平面図
	断熱材の施工法	平面図、断面図		冷房設備の種類及びその効率	仕様書、平面図
	部位の熱貫流率	平面図、断面図、 熱貫流率計算書	換気設備	比消費電力	仕様書
	部位の断熱材の熱抵抗値	仕様書、平面図、 断面図		換気方式	仕様書、平面図
	開口部の熱貫流率	仕様書、平面図		ダクトの内径	仕様書、平面図
	窓の日射熱取得率	仕様書、平面図		電動機の仕様	仕様書
	ガラスの日射熱取得率	仕様書、平面図	照明設備	非居室の照明設備の種類	仕様書、平面図
	付属部材の有無	平面図、断面図	給湯設備	給湯機の種類	仕様書、平面図
	ひさし、軒等の有無	断面図、立面図		給湯機の効率等	仕様書

## 確認申請書の記載(建築物エネルギー消費性能確保計画の提出)

省エネ適判が不要な場合(仕様基準等活用)

### Point

- 省エネ適判を行うことが比較的容易な特定建築行為であるとして、**省エネ適判を省略**する場合、確認申請書第2面8欄において、建築物エネルギー消費性能確保計画が「**提出不要**」の欄に**チェック**し、**提出不要となる理由(該当する号番号等)の記入**が必要です。

### 確認申請書第2面8欄の記入イメージ

#### 【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

- 提出済( )
- 未提出( )
- 提出不要( )

#### 省エネ適判省略の方法別の記入方法

省エネ基準適合の評価等方法	推奨する記入内容
仕様基準	第1号イに該当
誘導仕様基準	第1号ロに該当
設計住宅性能評価を受けた場合	第2号に該当
長期優良住宅の認定又は長期使用構造等の確認を受けた場合	第3号に該当

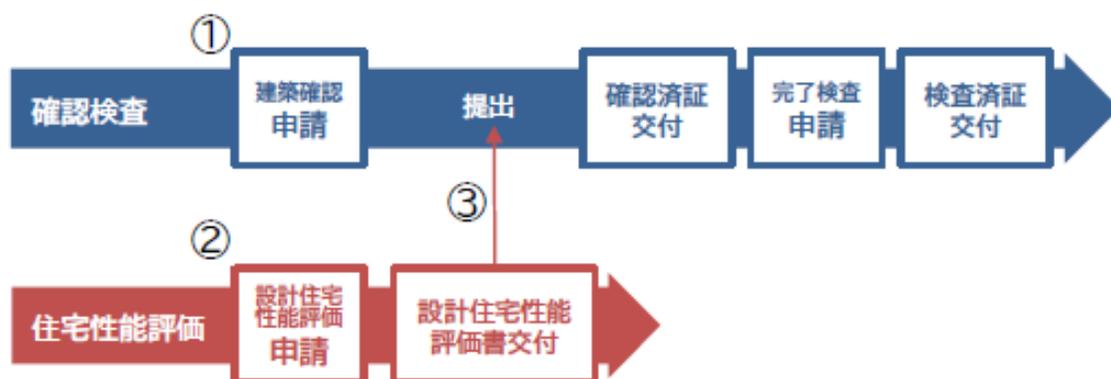
## 設計住宅性能評価等を活用し省エネ適判を省略する場合の手続き①

省エネ適判が不要な場合(仕様基準等活用)

## Point

- 確認済証が交付されるまでに**設計住宅性能評価書等**を建築主事等に**提出**することで、**省エネ適判を省略**できます。この場合、**確認申請時に【宣言書】を提出**※することが必要です。  
※確認申請と同時に評価書等を提出する場合は不要。
- 確認申請の申請先と設計住宅性能評価の**申請先が異なる場合でも**省エネ適判は省略**可能**です。
- 長期優良住宅の認定書及び長期使用構造等の確認書を提出する場合でも同様に省エネ適判を省略可能です。

## 住宅性能評価等を活用した省エネ適判省略の流れ



☆ 共同住宅の単位住戸ごとに、評価書等の取得の有無が異なる場合は、全ての単位住戸を含む建築物全体を申請単位として省エネ適判を要するが、共同住宅の一部の住戸に係る評価書等を参考として、合理的に省エネ適判の審査を行うことも可能。

☆ 複合建築物の住宅部分に係る評価書等の交付を受ける場合であっても、非住宅部分も含めて建築物全体を申請単位として省エネ適判を要するが、住宅部分に係る評価書等を参考として、合理的に省エネ適判の審査を行うことも可能。

- ① 建築確認申請
  - ・ 確認申請の添付書類として**宣言書(次頁参照)の提出※が必要**です。  
※確認申請と同時に評価書等を提出する場合は不要
- ② 設計住宅性能評価等の申請(通常どおり)
  - ・ 確認申請を行った機関と別の機関でも構いません。
- ③ 設計住宅性能評価書等の提出
  - ・ 設計住宅性能評価書等の交付を受けた場合、**速やかに評価書等又はその写しを建築主事等に提出**してください。
  - ・ **確認審査の末日の3日前まで※**に設計住宅性能評価書等を**提出**してください。
  - ・ 期限までに評価書等が提出されない又は困難と認められる場合、省エネ適判を受ける必要があります。この場合、確認申請書第2面の省エネ計画の提出に係る記載を修正するとともに、宣言書を取り下げる必要があります。
  - ・ **共同住宅**の場合は、**全ての住戸に係る評価書等**又はその写しの提出が必要です。

※ 申請者と指定確認検査機関で事前に十分調整の上で、評価書等を提出する期日を確認検査の末日の前の任意の日に設定することは問題ありません。

## 設計住宅性能評価等を活用し省エネ適判を省略する場合の手続き②

省エネ適判が不要な場合(仕様基準等活用)

## Point

- 設計性能評価等の活用により省エネ適判を省略した場合は、**完了検査の申請時に、設計住宅性能評価等に要した図書及び書類(省エネ関係部分のみ)を提出**する必要があります。
- 建設住宅性能評価のための検査を受けた場合は、**検査報告書又はその写し**を提出してください。
- 確認を受けた建築物の計画を変更する場合、変更内容に応じて完了検査申請時の提出図書が異なります。

## 設計住宅性能評価等の活用により省エネ適判を省略した場合の完了検査申請時の必要書類

- ・ 設計住宅性能評価申請の添付図書(省エネ関係部分、変更した場合は変更に係る図書を含む)
- ・ 建設住宅性能評価のための検査を受けた場合は、建設住宅性能評価に係る検査報告書又はその写し※  
※ 検査結果が不適の場合でも提出が必要  
(この場合、検査報告書を活用して完了検査を合理的に行うことが想定される)

## 住宅性能評価等を活用し省エネ適判を省略した場合の計画変更について

- ・ 設計住宅性能評価等を活用し省エネ適判を省略した場合において、計画変更した場合の完了検査申請時の必要書類は計画変更の内容によって右欄のとおりとなります。  
※ 軽微な変更の内容はP33～34を参照

① 以下のいずれかの軽微な変更※に該当する場合 ルートA：省エネ性能を向上・影響しないことが明らかな変更 ルートB：一定の範囲内で省エネ性能が低下させる変更	軽微な変更説明書、又は 変更設計住宅性能評価書
② ①以外の変更 ルートC：再計算により省エネ基準に適合することが明らかな変更 再適判：用途の変更、評価方法の変更	変更設計住宅性能評価書

## 住宅性能評価等を活用し省エネ適判を省略する場合の留意点

- ☆ 本措置により省エネ適判を省略し確認を受けた建築物を**計画変更する際に、省エネ適判を新たに受けることは可能**であるが、当該省エネ適判において、**審査の合理化措置(P37)を受けることは不可**。
- ☆ 当初省エネ適判を受け確認を受けた建築物の計画を変更して、**変更手続き時に本省エネ適判省略措置をとることは不可**。

## 2-4. 省エネ適判に係る補足事項

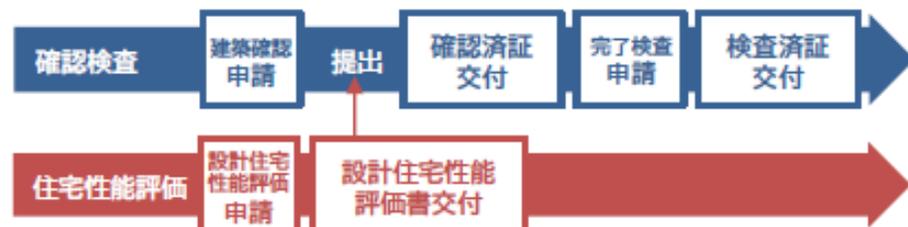
---

## 住宅性能評価等を活用した場合の手続きの整理

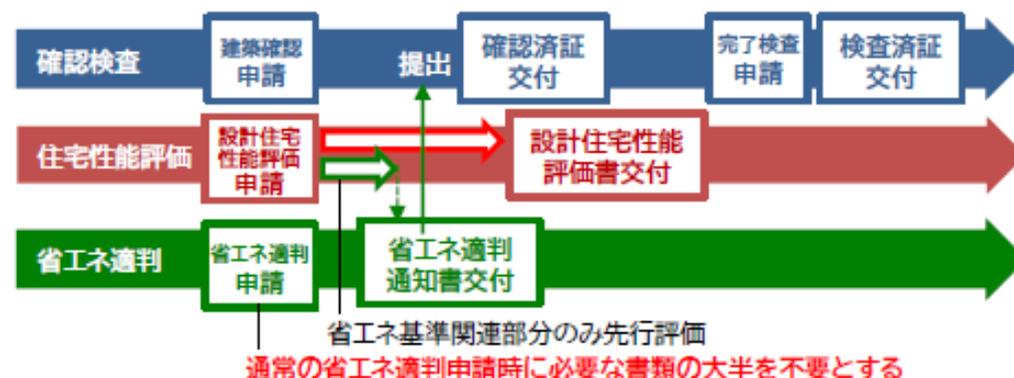
## Point

- 設計住宅性能評価等を活用した場合、省エネ適判の省略措置又は省エネ適判審査の合理化措置を受けることができます。
- どちらの措置を受けるかは、確認済証の交付前に設計住宅性能評価書を提出可能かどうかにより判断してください。
  - 確認済証交付前に設計住宅性能評価書等の提出が可能な場合 ⇒ 省エネ適判の省略 (P44, 45参照)
  - 確認済証交付前に設計住宅性能評価書等を提出できない場合 ⇒ 省エネ適判の審査合理化措置 (P37参照)

## 設計住宅性能評価書等を受けた場合の省エネ適判の省略



## 住宅性能評価等を活用した省エネ基準適合の審査手続きの合理化



設計住宅性能評価書等を受けた場合の省エネ適判の省略 (P44,45参照)	項目	省エネ適判と設計住宅性能評価等とを併せて受ける場合の省エネ適判に係る添付図書の合理化 (P37参照)
可能	省エネ適判の省略の可否	不可
確認審査の末日の3日前*までに設計住宅性能評価書又はその写しの提出が可能な場合	適用可能なケース	設計住宅性能評価の申請時点で、確認審査の末日の3日前*までに設計住宅性能評価書等又はその写しの提出が困難と見込まれる場合
確認検査と設計住宅性能評価の申請先は異なってもよい	申請先の要件	省エネ適判と設計住宅性能評価を同一機関に申請すること
確認申請時に宣言書*の提出が必要 等	提出書類	設計住宅性能評価等の申請に係る添付図書のうち省エネ性能に係るものを確保計画の添付図書とみなす 等

\* 評価書等又はその写しを確認審査の末日の3日前\*までに確認申請書を提出した建築主事等に提出することとし、提出できない又は困難と見込まれる場合は、省エネ適判を受ける旨を記載

\* 申請先が指定確認検査機関の場合は、申請者と機関とで事前に十分調整の上で、評価書等又はその写しを提出する期日を確認審査の末日の前の任意の日に設定することが可能。

## 住宅に関する省エネ適判の要否(全体整理)

省エネ適判が不要な場合(仕様基準等活用)

省エネ適判が必要な場合(性能評価活用等による合理化)

Point

- **仕様ルートから標準計算ルート又は併用ルートに変更する**場合は、改正建築物省エネ法第11条第1項の規定に基づき、**省エネ適判を受ける必要があります。No.1,2**
- **標準計算ルート又は併用ルートから仕様ルートに変更する**場合は、改正建築物省エネ法第11条第2項ただし書の規定が適用され、**変更の省エネ適判は要しません。No.8,9**
- 用途が変更されない場合であって、外皮性能及び一次エネルギー消費量に係る評価方法の変更を伴わず、**変更内容が軽微な変更**に該当する場合は、**変更の省エネ適判は要しません。No.6,7**
- 変更前及び変更後**いずれも仕様基準に適合する**場合は、**省エネ適判は要しません。No.10**

No.	当初(建築確認申請時)		変更後	
	評価方法	省エネ適判の要否	評価方法	省エネ適判の要否 (再適判含む)
1	仕様	不要	計算	新規の適判
2	仕様	不要	併用	新規の適判
3	計算	必要	併用	再適判
4	併用	必要	計算	再適判
5	併用	必要	併用(外皮と一次エネの評価方法をそれぞれ変更)	再適判
6	併用	必要	併用(外皮と一次エネの評価方法は変更なし)	不要(軽微な変更)
7	計算	必要	計算	不要(軽微な変更)
8	計算	必要	仕様	不要※
9	併用	必要	仕様	不要※
10	仕様	不要	仕様	不要

※ 完了検査の申請までに省エネ適判を受けることも可能であり、その場合は、適合判定通知書又はその写し並びに当該省エネ適判に要した図書及び書類を、完了検査時に建築主事等に提出する。

## 3. 設計図書作成例

---

# 建築物エネルギー消費性能確保計画書 第一・二面 (P60,P61)

様式第一 (第一条第一項関係) (日本工業規格A列4番)

**テキスト P59**

(第一面)

計画書

2025年 4月 1日

所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関 殿

提出者の住所又は主たる事務所の所在地 東京都千代田区●●町1-2-3

提出者の氏名又は名称 ●●株式会社

代表者の氏名 代表取締役社長 建築 エネ夫

設計者氏名 設計 太郎

建築物の構造及び規模に応じた建築士を記入

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項(同法第14条第2項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画を提出します。この計画書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	適合判定通知書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(第二面)

**テキスト P60**

[建築物主等に関する事項]

【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】 ●●ブィンネィチ ディエョクシヨウベキキョウカク カチエチカ  
 【ロ. 氏名】 ●●株式会社 代表取締役社長 建築 エネ夫  
 【ハ. 郵便番号】 123-4567  
 【ニ. 住所】 東京都千代田区●●町1-2-3  
 【ホ. 電話番号】 03-1234-5678

建築物主又は指定確認検査機関は、確認申請書第二面の記載内容と整合していることを確認(建築士又は行政書士)

【2. 代理人】

【イ. 氏名】 設計 太郎  
 【ロ. 勤務先】 株式会社 環境省エネ建築士事務所  
 【ハ. 郵便番号】 234-5678  
 【ニ. 住所】 東京都新宿区●●町2-3-4  
 【ホ. 電話番号】 03-2345-6789

建築物の構造及び規模に応じた建築士を記入

【3. 設計者】  
 (代表となる設計者)

【イ. 資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第 123456 号  
 【ロ. 氏名】 設計 太郎  
 【ハ. 建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 12345 号  
 【ニ. 郵便番号】 234-5678  
 【ホ. 所在地】 東京都新宿区●●町2-3-4  
 【ヘ. 電話番号】 03-2345-6789  
 【ト. 作成した設計図書】 設計図書一式

(その他の設計者)

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
 【ロ. 氏名】  
 【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号  
 【ニ. 郵便番号】  
 【ホ. 所在地】  
 【ヘ. 電話番号】  
 【ト. 作成した設計図書】

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
 【ロ. 氏名】  
 【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号  
 【ニ. 郵便番号】  
 【ホ. 所在地】  
 【ヘ. 電話番号】  
 【ト. 作成した設計図書】

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
 【ロ. 氏名】  
 【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号  
 【ニ. 郵便番号】  
 【ホ. 所在地】  
 【ヘ. 電話番号】  
 【ト. 作成した設計図書】

【4. 確認の申請】

申請済 ((採) ●●指定確認検査機関 東京都千代田区 )  
 未申請 ( )

【5. 備考】

# 建築物エネルギー消費性能確保計画書 第三・四面① (P62,P63)

テキスト P62

(第三面) 計画書第三面は、確認申請書第三面・第四面の記載内容と整合させること

建築物エネルギー消費性能確保計画 **テキスト P61**

[建築物に関する事項]

【1. 地名地番】	東京都千代田区●●#T1-2-3		
【2. 敷地面積】	1,521.36	㎡	
【3. 建築面積】	1,180.57	㎡	
【4. 延べ面積】	9,985.94	㎡	
【5. 建築物の階数】	(地上) 10 階	(地下) 2 階	
【6. 建築物の用途】	<input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 <input checked="" type="checkbox"/> 複合建築物		
【7. 工事種別】	<input checked="" type="checkbox"/> 新築	<input type="checkbox"/> 増築	<input type="checkbox"/> 改築
【8. 構造】	鉄筋コンクリート造	一部	造
【9. 該当する地域の区分】	6 地域		
【10. 工事着手予定年月日】	2025 年 9 月 1 日		
【11. 工事完了予定年月日】	2027 年 4 月 1 日		
【12. 備考】			

(第四面)

【1. 非住宅部分の用途】	事務所		
【2. 建築物の住戸の数】	建築物全体 27 戸		
【3. 建築物の床面積】	(床面積)	(開放部分を除いた部分の床面積)	(開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積)
【イ. 新築】	(9,985.94 ㎡)	(9,985.94 ㎡)	(9,486.64 ㎡)
【ロ. 増築】	全体 ( ㎡)	( ㎡)	( ㎡)
増築部分 ( ㎡)	( ㎡)	( ㎡)	( ㎡)
【ハ. 改築】	全体 ( ㎡)	( ㎡)	( ㎡)
改築部分 ( ㎡)	( ㎡)	( ㎡)	( ㎡)
【4. 建築物のエネルギー消費性能】			
【イ. 非住宅建築物】	(一次エネルギー消費量に関する事項)		
	<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号イの基準 基準一次エネルギー消費量 GJ/年 設計一次エネルギー消費量 GJ/年 BEI ( ) (BEIの基準値 ) <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号ロの基準 BEI ( ) (BEIの基準値 ) <input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )		
【ロ. 一戸建ての住宅】	(外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項)		
	<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準 外皮平均熱貫流率 $W(m^2 \cdot K)$ (基準値 ) 冷房期の平均日射熱取得率 (基準値 ) <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準 <input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( ) <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イただし書の規定による適用除外 (一次エネルギー消費量に関する事項) <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準 基準一次エネルギー消費量 GJ/年 設計一次エネルギー消費量 GJ/年 BEI ( ) <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準 <input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )		

計画に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることが可能 (P67の参考様式参照)

・「床面積」は確認申請書と整合させること  
 ・「開放部を除いた部分の床面積」及び「開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積」は、省エネ計算の確認に必要な面積

# 建築物エネルギー消費性能確保計画書 第四面② (P64,P65)

(第四面つづき) **テキスト P63**

**【ハ、共同住宅等】**  
 (外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項)  
 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準  
 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準  
 国土交通大臣が認める方法及びその結果  
 ( )  
 (一次エネルギー消費量に関する事項)  
 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準  
 基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (□第1号 □第2号)  
 基準一次エネルギー消費量 GJ/年  
 設計一次エネルギー消費量 GJ/年  
 BEI ( )  
 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準  
 国土交通大臣が認める方法及びその結果  
 ( )

**【ニ、複合建築物】**  
 基準省令第1条第1項第3号イの基準  
 (非住宅部分)  
 (一次エネルギー消費量に関する事項)  
 基準省令第1条第1項第1号イの基準  
 基準一次エネルギー消費量 GJ/年  
 設計一次エネルギー消費量 GJ/年  
 BEI ( )  
 (BEIの基準値 )  
 基準省令第1条第1項第1号ロの基準  
 BEI ( 0.78 )  
 (BEIの基準値 0.8 )  
 国土交通大臣が認める方法及びその結果  
 ( )  
 (住宅部分)  
 (外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項)  
 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準  
 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準  
 国土交通大臣が認める方法及びその結果  
 ( )  
 (一次エネルギー消費量に関する事項)  
 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準  
 基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (□第1号 □第2号)  
 基準一次エネルギー消費量 GJ/年  
 設計一次エネルギー消費量 GJ/年  
 BEI ( )  
 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準  
 国土交通大臣が認める方法及びその結果  
 ( )

・一次エネルギー消費量基準：住宅部分と非住宅部分がそれぞれ省エネ基準に適合すること  
 ・外皮基準：住宅部分が省エネ基準に適合すること

・第1条第1項第1号イの基準：標準入力法  
 ・第1条第1項第1号ロの基準：モデル建物法  
 ・大臣が認める方法：BEST省エネ基準対応ツール  
 ※【イ】において同じ

・第1条第1項第2号イ(1)の基準：標準計算  
 ・第1条第1項第2号イ(2)の基準：仕様基準  
 ・大臣が認める方法：誘導仕様基準  
 ※【ロ】【ハ】において同じ

・第1条第1項第2号ロ(1)の基準：標準計算  
 ・第1条第1項第2号ロ(2)の基準：仕様基準  
 ・大臣が認める方法：誘導仕様基準  
 ※【ロ】【ハ】において同じ

**【備考】**  
 住宅において計画書の作成が必要となるのは、次のいずれかの場合  
 ① 仕様・計算併用法(外皮基準、一次エネルギー消費量基準のいずれか一方を仕様基準、他方を標準計算により基準適合を確認する方法)を行う場合  
 ② 外皮基準、一次エネルギー消費量基準とも標準計算を行う場合  
 ※外皮基準、一次エネルギー消費量基準とも仕様基準により省エネ基準適合させる場合は、計画書作成・省エネ適判が不要

(第四面つづき) **テキスト P64**

基準省令第1条第1項第3号ロの基準  
 (複合建築物)  
 (一次エネルギー消費量に関する事項)  
 基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (□第1号 □第2号)  
 基準一次エネルギー消費量 GJ/年  
 設計一次エネルギー消費量 GJ/年  
 BEI ( )  
 (BEIの基準値 )  
 (住宅部分)  
 (外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項)  
 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準  
 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準  
 国土交通大臣が認める方法及びその結果  
 ( )

**【5. 備考】**

・一次エネルギー消費量基準：複合建築物全体(住宅部分と非住宅部分のエネルギー消費量の合計)が省エネ基準に適合すること  
 ・外皮基準：住宅部分が省エネ基準に適合すること

# 建築物エネルギー消費性能確保計画書 第五面・別紙 (P66,P67)

(第五面)

[住戸に関する事項]

【1. 住戸の番号】	801
【2. 住戸の存する階】	8 階
【3. 専用部分の床面積】	72.6 m <sup>2</sup>

【4. 住戸のエネルギー消費性能】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準  
外皮平均熱貫流率 W/(m<sup>2</sup>・K) (基準値 )  
冷房期の平均日射熱取得率 (基準値 )

基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準  
 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準  
基準一次エネルギー消費量 GJ/年  
設計一次エネルギー消費量 GJ/年  
BEI ( )

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準  
 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )

複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることが可能 (P68の参考様式を参照)

テキスト P65

(別附) 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準又は基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準を用いる場合

1. 住戸に係る事項 (801) テキスト P66

(1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する措置

1) 屋根又は天井 (該当箇所無し)

【断熱材の施工法】  内断熱  外断熱  両面断熱  
 充填断熱  外張り断熱  内張り断熱

【断熱性能】  熱貫流率 ( W/(m<sup>2</sup>・K) )  熱抵抗値 ( (m<sup>2</sup>・K)/W )

2) 壁

【断熱材の施工法】  内断熱  外断熱  両面断熱  
 充填断熱  外張り断熱  内張り断熱

【断熱性能】  熱貫流率 ( W/(m<sup>2</sup>・K) )  熱抵抗値 ( 1.1 (m<sup>2</sup>・K)/W )

3) 床

(イ) 外気に接する部分

【該当箇所の有無】  有  無

【断熱材の施工法】  内断熱  外断熱  両面断熱  
 充填断熱  外張り断熱  内張り断熱

【断熱性能】  熱貫流率 ( W/(m<sup>2</sup>・K) )  熱抵抗値 ( (m<sup>2</sup>・K)/W )

(ロ) その他の部分

【該当箇所の有無】  有  無

【断熱材の施工法】  内断熱  外断熱  両面断熱  
 充填断熱  外張り断熱  内張り断熱

【断熱性能】  熱貫流率 ( W/(m<sup>2</sup>・K) )  熱抵抗値 ( (m<sup>2</sup>・K)/W )

4) 土間床等の外周部分の基礎壁

(イ) 外気に接する部分

【該当箇所の有無】  有  無

【断熱性能】  熱貫流率 ( W/(m<sup>2</sup>・K) )  熱抵抗値 ( (m<sup>2</sup>・K)/W )

(ロ) その他の部分

【該当箇所の有無】  有  無

【断熱性能】  熱貫流率 ( W/(m<sup>2</sup>・K) )  熱抵抗値 ( (m<sup>2</sup>・K)/W )

5) 開口部

【断熱性能】 熱貫流率 ( 2.33 W/(m<sup>2</sup>・K) )

【日射遮蔽性能】

開口部の日射熱取得率 (日射熱取得率 )  
 ガラスの日射熱取得率 (日射熱取得率 )  
 付属部材  
 ひさし、軒等

6) 構造熱橋部

【該当箇所の有無】  有  無

【断熱性能】 断熱補強の範囲 ( 600 mm ) 断熱補強の熱抵抗値 ( 0.6 (m<sup>2</sup>・K)/W )

(2) 一次エネルギー消費量に関する措置

【暖房】 暖房設備 ( 入居者設置 )  
効率 ( )

【冷房】 冷房設備 ( 入居者設置 )  
効率 ( )

【換気】 換気設備 ( ダクト式第三種換気設備 (ダクト径100φ) )  
効率 ( )

【照明】 照明設備 ( 非居室にLED照明設置 )  
効率 ( )

【給湯】 給湯設備 ( ガス潜熱回収型給湯器 )  
効率 ( モード熱効率82.5% )

2. 備考

該当部位の断熱材の施工方法と基準適合を確認する断熱性能を記載

開口部の熱貫流率と日射遮蔽性能について記載

RC造等において、構造熱橋部の断熱補強する必要がある部位がある場合には、断熱補強の範囲と熱抵抗値を記入

設置する設備の仕様を記載  
入居後に設置予定の設備については「入居者設置」等と記載

【備考】  
第五面別紙は「仕様基準」により基準適合させる場合に使用する

# 建築物エネルギー消費性能確保計画書 第四・五面集約版 (P68,P69)

テキスト P67

建築物に関する事項 (第四面集約版) (参考様式)

【1. 非住宅部分の用途】	事務所 (08470) ( ) ( )			
【2. 建築物の住戸の数】	建築物全体 13 戸			
【3. 建築物の床面積】	(床面積)	(開放部分を除いた部分の床面積)	(開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積)	
	【イ. 新築】	( 1,340.60 m <sup>2</sup> )	( ) m <sup>2</sup>	( 1,273.57 m <sup>2</sup> )
	【ロ. 増築】	全体 ( ) m <sup>2</sup>	( ) m <sup>2</sup>	( ) m <sup>2</sup>
	増築部分 ( ) m <sup>2</sup>	( ) m <sup>2</sup>	( ) m <sup>2</sup>	
	【ハ. 改築】	全体 ( ) m <sup>2</sup>	( ) m <sup>2</sup>	( ) m <sup>2</sup>
改築部分 ( ) m <sup>2</sup>	( ) m <sup>2</sup>	( ) m <sup>2</sup>		
【4. 建築物のエネルギー消費性能】	(建築物の種類)			
	<input type="checkbox"/> 【イ. 非住宅建築物】 <input type="checkbox"/> 【ロ. 一戸建ての住宅】 <input type="checkbox"/> 【ハ. 共同住宅等】 <input type="checkbox"/> 【ニ. 複合建築物】			
	(適用した基準)			
	<input type="checkbox"/> 非住宅部分 <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号イの基準 (標準入力法) <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号ロの基準 (モデル建物法) <input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )			
	<input type="checkbox"/> 住宅部分 (外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項)			
	<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準 (標準計算) <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準 (仕様基準) <input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )			
	(一次エネルギー消費量に関する事項)			
	<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準 (標準計算) <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準 (仕様基準) <input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )			
	<input type="checkbox"/> 基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 ( 第2号 )			
	一次エネルギー消費量集計表			
非住宅部分のBEI	設計一次エネ	基準一次エネ	その他エネ消費	BEI
基準値 ( 0.8 )	[MJ/年]	[MJ/年]	[MJ/年]	
① 住戸部分合計	765,230	846,101	204,898	0.9
② 住宅共用部				
③ 非住宅部分	457,500	660,500	101,500	0.7
合計 (①~③)	1,222,730	1,506,601	306,398	0.8
外皮性能集計表				
外皮基準適合戸数	13 戸			
外皮基準値	基準U <sub>A</sub> 値 ( 0.87 )	基準η <sub>AC</sub> 値 ( 2.8 )		
外皮設計値	設計U <sub>A</sub> 値 ( 0.52 )	~ ( 0.67 )		
	基準η <sub>AC</sub> 値 ( 1.2 )	~ ( 1.8 )		

テキスト P68

住戸に関する事項 (第五面共同住宅等集約版) (参考様式)

① 住戸部分 (標準計算)

No	タイプ名	【1.住戸の番号】	【2.住戸の存する階】	【3.専用部分の床面積】	【4.住戸のエネルギー消費性能】						
					(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)			(一次エネルギー消費量に関する事項)			
					外皮平均熱貫流率	冷房期の平均日射熱取得率	判定	設計一次エネルギー消費量	基準一次エネルギー消費量	その他一次エネルギー消費量	BEI
[W/m <sup>2</sup> ・K]	[-]		[MJ/年]	[MJ/年]	[MJ/年]						
1	A	101	1	62.50	0.65	1.4	○	57,186	63,812	15,227	0.9
2	B	102	1	61.35	0.54	1.2	○	55,025	63,555	15,035	0.9
3	C	103	1	63.42	0.52	1.2	○	56,908	64,027	15,380	0.9
4	D	104	1	61.35	0.54	1.2	○	55,040	63,555	15,035	0.9
5	F	105	1	62.50	0.65	1.4	○	57,120	63,812	15,227	0.9
6	A	201	2	62.50	0.65	1.4	○	57,186	63,812	15,227	0.9
7	B	202	2	61.35	0.54	1.2	○	55,025	63,555	15,035	0.9
8	C	203	2	63.42	0.52	1.2	○	56,908	64,027	15,380	0.9
9	D	204	2	61.35	0.54	1.2	○	55,040	63,555	15,035	0.9
10	F	206	2	62.50	0.65	1.4	○	57,120	63,812	15,227	0.9
11	G	301	3	75.18	0.67	1.8	○	66,905	68,909	17,431	1.0
12	H	302	3	80.50	0.55	1.6	○	68,817	70,764	18,228	1.0
13	I	303	3	75.18	0.67	1.8	○	66,950	68,906	17,431	1.0
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											
31											
32											
40											

【備考】  
共同住宅、複合建築物等により住宅部分に複数住戸を計画する場合に、第四・五面に代えて複数住戸の情報を一枚に集約した書類とすることが可能

## 3. 設計図書の作成例

# 確認申請書 第二面 (P73~P76)

テキスト P72

確認申請書第二面は、計画書第二面の記載内容と整合させること

テキスト P75

中略

(第二面)

建築主等の概要

**1. 建築主**  
 【(氏名のフリガナ)】 ●●ビルディング インテリアデザインカンパニー カナエ材  
 【(氏名)】 ●●株式会社 代表取締役社長 建築 エネ夫  
 【(郵便番号)】 123-4567  
 【(住所)】 東京都千代田区●●町1-2-3  
 【(電話番号)】 03-1234-5678

**2. 代理人**  
 【(資格)】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第 123456 号  
 【(氏名)】 設計 太郎  
 【(建築士事務所名)】 (一級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 12345 号  
 【(郵便番号)】 234-5678  
 【(所在地)】 東京都新宿区●●町2-3-4  
 【(電話番号)】 03-2345-6789

**3. 設計者**  
 (代表となる設計者)  
 【(資格)】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第 123456 号  
 【(氏名)】 設計 太郎  
 【(建築士事務所名)】 (一級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 12345 号  
 【(郵便番号)】 234-5678  
 【(所在地)】 東京都新宿区●●町2-3-4  
 【(電話番号)】 03-2345-6789  
 【(作成又は確認した設計図書)】 設計図書一式

(その他の設計者)  
 【(資格)】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第 ○○号  
 【(氏名)】 建築 四郎  
 【(建築士事務所名)】 (一級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 ○○号  
 株式会社○○設計  
 【(郵便番号)】 100-8888  
 【(所在地)】 東京都千代田区霞が関○○  
 【(電話番号)】 03-5253-0000  
 【(作成又は確認した設計図書)】 設備図書一式

【(資格)】 (一級) 建築士 (国土交通大臣) 登録第 ○○号  
 【(氏名)】 構造 五郎  
 【(建築士事務所名)】 (一級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 ○○号  
 株式会社○○設計  
 【(郵便番号)】 100-8888  
 【(所在地)】 東京都千代田区霞が関○○  
 【(電話番号)】 03-5253-0000  
 【(作成又は確認した設計図書)】 構造図書一式

中略

中略

**8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出**  
 提出済 (名称: ○○○省エネ判定機関 所在地: ○○県○○市○○町)  
 未提出 ( )  
 提出不要 ( )

**9. 備考**

- 申請者は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出が不要の場合(適合性判定が不要の場合)には、提出不要である理由を「提出不要」のカッコ内に記入し、その理由を記載する
- 建築主事又は指定確認検査機関においては、申請に係る建築物について、適合性判定の提出状況を確認するとともに、提出不要とされている場合には、その根拠を確認する

**【提出不要の場合の記載例】**  
 住宅建築物で、仕様基準を用いている場合などにおいて、住宅部分のみで構成された建築物であるか、仕様基準に適合していることを示す情報が記載されているかなどを確認することが必要

省エネ基準適合の評価方法等	推奨する記入内容
仕様基準	第1号イに該当
誘導仕様基準	第1号ロに該当
設計住宅性能評価を受けた場合	第2号に該当
長期優良住宅の認定又は長期使用構造等の確認を受けた場合	第3号に該当

# 確認申請書 第三・四面(P77~P80)

## テキスト P76

(第三面)

確認申請書第三面は、計画書第三面の記載内容と整合させること

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】 東京都千代田区●●町1-2-3

【2. 住居表示】

【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】  
 都市計画区域内 (  市街化区域  市街化調整区域  区域区分非設定 )  
 準都市計画区域内  都市計画区域及び準都市計画区域外

【4. 防火地域】  防火地域  準防火地域  指定なし

【5. その他の区域、地域、地区又は街区】

【6. 道路】  
 【イ. 幅員】 ○○m  
 【ロ. 敷地と接している部分の長さ】 ○○m

【7. 敷地面積】  
 【イ. 敷地面積】 (1) ( 1,521.36㎡ ) ( ) ( ) ( )  
 (2) ( ) ( ) ( ) ( )  
 【ロ. 用途地域等】 ( 商業地域 ) ( ) ( ) ( )  
 【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】 ( ○○% ) ( ) ( ) ( )  
 【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】 ( ○○% ) ( ) ( ) ( )  
 【ホ. 敷地面積の合計】 (1) 1,521.36 ㎡  
 (2) ( )  
 【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 ○○  
 【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 ○○  
 【フ. 備考】

【8. 主要用途】 (区分 08470 ) 事務所 (事務所、共同住宅)

【9. 工事種別】  
 新築  増築  改築  移転  用途変更  大規模の修繕  大規模の模様替

【10. 建築面積】 (申請部分) ( ) (申請以外の部分) ( ) (合計) ( )  
 【イ. 建築面積】 ( 1,180.57㎡ ) ( ) ( 1,180.57㎡ )  
 【ロ. 建蔽率】 ○○ %

【11. 延べ面積】 (申請部分) ( ) (申請以外の部分) ( ) (合計) ( )  
 【イ. 建築物全体】 ( 9,985.94㎡ ) ( ) ( 9,985.94㎡ )  
 【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】 ( ) ( ) ( ) ( )  
 【ハ. エレベーターの昇降路の部分】 ( ) ( ) ( ) ( )  
 ( ) ( ) ( ) ( )  
 【ニ. 共同住宅の共用の廊下等の部分】 ( ) ( ) ( ) ( )  
 ( ) ( ) ( ) ( )  
 【ホ. 自動車庫等の部分】 ( ) ( ) ( ) ( )  
 【ヘ. 備蓄倉庫の部分】 ( ) ( ) ( ) ( )  
 【ト. 蓄電池の設置部分】 ( ) ( ) ( ) ( )  
 【フ. 自家発電設備の設置部分】 ( ) ( ) ( ) ( )  
 ( ) ( ) ( ) ( )  
 【リ. 貯水槽の設置部分】 ( ) ( ) ( ) ( )

後略

## テキスト P78

(第四面)

確認申請書第四面は、計画書第三面の記載内容と整合させること

建築物別概要

【1. 番号】 1

【2. 用途】 (区分 08470 事務所 )  
 (区分 08030 共同住宅 )  
 (区分 )  
 (区分 )  
 (区分 )

【3. 工事種別】  
 新築  増築  改築  移転  用途変更  大規模の修繕  大規模の模様替

【4. 構造】 鉄筋コンクリート造 一部 造

【5. 主要構造部】  
 耐火構造  建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造  
 耐火構造 (耐火時間: 分)  
 耐火構造と同等の耐火性能を有する構造 (ロ-1)  
 耐火構造と同等の耐火性能を有する構造 (ロ-2)

【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】  
 建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造  
 建築基準法第21条第1項ただし書きに該当する建築物  
 建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造

【7. 防火地域又は準防火地域における対策の状況】  
 延焼防止建築物  
 準延焼防止建築物  
 その他

【8. 階数】  
 【イ. 地階を除く階数】 10 階  
 【ロ. 地階の階数】 2  
 【ハ. 昇降機塔等の階の数】  
 【ニ. 地階の倉庫等の階の数】

【9. 高さ】  
 【イ. 最高の高さ】 ○○ m  
 【ロ. 最高の軒の高さ】 ○○ m

【10. 建築設備の種類】 ○○

【11. 確認の特例】  
 【イ. 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書の規定による審査の特例の有無】  
 有  無  
 【ロ. 建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の有無】  有  無  
 【ハ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】 第 号  
 第 号  
 【ニ. 認定型式の認定番号】 第 号

【備考】  
 ・建築確認申請は敷地単位でなされるため、既存棟分も第四面・第五面・第六面を作成する  
 ・一方、計画書(省エネ適判申請書)は、省エネ適判を行う棟(新たに新築、増築又は改築を行う棟)分のみ、第四面・第五面を作成する

後略

# 確認申請書 第五面・宣言書 (P81・P83)

## テキスト P80

(第五面)

建築物の階別概要

【1. 番号】	1	
【2. 階】	1	
【3. 柱の小径】		
【4. 横架材間の垂直距離】		
【5. 階の高さ】	〇〇m	
【6. 天井】		
【イ. 居室の天井の高さ】		
【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
【7. 用途別床面積】		
(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)
【イ.】 ( 08470 )	( 事務所 )	( 〇〇㎡ )
【ロ.】 ( 08030 )	( 共同住宅 )	( 〇〇㎡ )
【ハ.】 ( )	( )	( )
【ニ.】 ( )	( )	( )
【ホ.】 ( )	( )	( )
【ヘ.】 ( )	( )	( )
【8. その他必要な事項】		
【9. 備考】		

第五面は建築物の階別に作成することが必要であるが、ここでは代表的な階（1階）のみ記載例を示す

複合建築物の場合、用途別床面積の各階の合計値により、住宅部分、非住宅部分の延べ床面積を確認して記入し、確保計画（省エネ適判）の内容と整合させる

(参考様式)

## テキスト P82

宣言書

2025年 〇月 〇日

〇〇確認検査株式会社 御中

設計者を記載する場合には、建築物の構造及び規模に応じた建築士を記入

建築主又は設計者 省エネ 太郎  
の氏名、住所 〇県〇市〇町1-2-3

設計住宅性能評価、長期優良住宅等計画認定又は長期使用構造等の確認（以下「設計住宅性能評価等」という。）を受けることにより、建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「省エネ適判」という。）を省略することを予定しておりますが、設計住宅性能評価書、長期優良住宅建築等計画の認定通知書若しくは長期使用構造等である旨の確認書又はその写し（以下「評価書等又はその写し」という。）を提出できないときは、省エネ適判を受けることとし、その際は本宣言書を取り下げるものとします。

記

1. 提出予定の評価書等又はその写しについて

- (1) 設計住宅性能評価書
- (2) 長期優良住宅建築等計画の認定通知書
- (3) 長期使用構造等である旨の確認書

2. 設計住宅性能評価等の申請状況について

- 申請済 申請年月日 ( 2025年 〇月 〇日 )
- 申請予定 申請予定年月日 ( 年 月 日 )

申請先の名称 〇〇住宅評価株式会社

及び所在地※ 〇県〇市

※申請先の名称について、1の(1)、(3)を選択した場合は登録住宅性能評価機関の名称を、1の(2)を選択した場合は認定の申請をする建設地の所管行政庁名をご記入ください。

※所在地の記載は、〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。

記載欄	受付欄
設計住宅性能評価書等の提出等	
<input type="checkbox"/> 提出有 (提出日 年 月 日)	
<input type="checkbox"/> 提出無 (本書の取下げ)	
<input type="checkbox"/> その他 ( )	

# 軽微変更説明書(住宅・標準計算①) (P84,P85)

(参考様式) **テキスト P83**

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書 (住宅・標準計算)  
(第一面)

2025年 ○月 ○日

建築主事 様

申請者氏名 建築 建太郎

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能に関する法律施行規則第5条に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

(1) 建築物等の名称	〇マンション新築工事
(2) 建築物等の所在地	東京都千代田区〇1-1-1
(3) 省エネ適合判定年月日・番号	000-00-2025-0-0-00000
(4) 変更の内容	
<input checked="" type="checkbox"/> A 省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更 <input checked="" type="checkbox"/> B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更 <input type="checkbox"/> C 再計算によって基準適合が明らかな変更 (建築物の用途や計算方法の変更を除く。)	
(5) 備考	
変更内容についてルートA~Cのうち当てはまるものにチェックを入れ、第二面・第三面は当てはまるルートに応じて作成する	
(注意)	受付欄
1. この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。 2. (4) 変更の内容において、Aにチェックした場合には第二面に、Bにチェックした場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Cにチェックした場合には軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。	

**【備考】**  
第一面は住宅・非住宅共通

(参考様式) (第二面) **テキスト P84**

**[A 省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更]**

・変更内容は、チェックに該当する事項となる

次の①から④に該当する変更

①外皮の各部位の熱貫流率もしくは線熱貫流率又は日射熱取得率が増加しない変更 (外皮面積が変わらない場合に限る。)、または開口部面積が増加しない変更

②通気等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更

③空調和設備等の効率が増加しない又は損失が増加しない変更 (制御方法等の変更を含む。)

④エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設

・上記チェックについて具体的な変更の記載欄

以下の変更を実施

- ・ 外壁断熱材種別等の変更 (熱抵抗値基準) XPS2種 bA厚40mm (熱抵抗値1.1) →吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材A種1厚40mm (熱抵抗値1.1)
- ・ トイレ照明器具に人感センサー設置

・添付図書等

断面図、照明住戸平面図、照明器具姿図

(注意) 変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

# 軽微変更説明書(住宅・標準計算②)・軽微変更該当証明書(P86,P95)

(参考様式) (第三面) **テキスト P85**

**【B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更】**

・変更前の BEI = ( 0.86 ) ≤ 1.0

・変更内容は、①または②に該当する変更となる

① 床面積

主たる居室、その他の居室又は非居室の床面積について、それぞれ10%を超えない増減

・変更前の UA 値 = ( 0.61 ) ≤ ( 0.87 ) × 0.9、変更前の ηAC 値 = ( 1.6 ) ≤ ( 2.8 ) × 0.9

② 外皮に係る変更で以下のいずれか

開口部の面積増加分が外皮面積の合計の 1/200 を超えない変更

変更する開口部面積が外皮面積の合計の 1/200 を超えない場合の断熱性能、日射遮蔽性能もしくはその両方が低下する変更又は日射遮蔽部材をなくす変更

変更する外皮の面積の合計が外皮面積の合計の 1/100 を超えない場合の開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更

基礎断熱の基礎形状等の変更

・上記①チェックについて具体的な変更の記載欄

以下の変更を実施

・ 開口部面積の増加 変更前合計 13.23 m<sup>2</sup> → 変更後 14.10 m<sup>2</sup> (外皮面積 240.0 m<sup>2</sup> × 1/200 = 1.2 m<sup>2</sup>)

・添付図書等

住戸キープラン、建具表

(注意) 変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(参考様式) (第一面) **テキスト P94**

軽微変更該当証明書

2025年 ○月 ○日

所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関 殿

申請者の住所又は主たる事務所の所在地 東京都千代田区●●町 1-2-3

申請者の氏名又は名称 ●●株式会社 代表取締役社長 建築 エネ夫

代表者の氏名 設計 太郎

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第13条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更と同規則第5条(同規則第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【軽微な変更をする建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明】

【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書番号】 第 ○○ 号

【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付年月日】 平成○○年○○月○○日

【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付者】 ○○

【軽微な変更の概要】 ○○

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意) 第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。ただし、直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明を当機関で実施している場合、変更に係る部分のみの提出とすることができます。

**【備考】**  
軽微変更該当証明申請書は住宅・非住宅共通

# 軽微変更説明書(非住宅・モデル建物法①) (P87,P88)

(参考様式) **テキスト P86**

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書  
(第一面)

2025年 ○月 ○日

建築主事 様

申請者氏名 建築 建太郎

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能に関する法律施行規則第5条に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

(1) 建築物等の名称	(仮称) Aビル新築工事
(2) 建築物等の所在地	東京都千代田区〇町1-2-3
(3) 省エネ適合判定年月日・番号	2025年 ○月 ○日 第 123456789 号
(4) 変更の内容	
<input checked="" type="checkbox"/> A 省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更 <input checked="" type="checkbox"/> B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更 <input type="checkbox"/> C 再計算によって基準適合が明らかな変更 (建築物の用途や計算方法の変更を除く。)	
(5) 備考	
<p>(注意)</p> <p>1. この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。</p> <p>2. (4) 変更の内容において、Aにチェックした場合には第二面に、Bにチェックした場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Cにチェックした場合には軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。</p>	

変更内容についてルートA~Cのうち当てはまるものにチェックを入れ、第二面・第三面は当てはまるルートに応じて作成する

**【備考】**  
第一面は住宅・非住宅共通

(参考様式) (第二面) **テキスト P87**

**[A 省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更]**

・変更内容は、チェックに該当する事項となる

①建築物の高さ又は外周長の減少

②外壁、屋根又は外気に接する床の面積の減少

③空調調和設備等の効率の向上又は損失の低下となる変更 (制御方法等の変更を含む)

④エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設

その他 ( )

・上記チェックについて具体的な変更の記載欄

以下の変更を実施

・ 1 階高減少に伴う建築物高さの減少

・添付図書等

立面図、断面図

(注意) 変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

# 軽微変更説明書(非住宅・モデル建物法②) (P89~P94)

(参考様式) (第三面) **テキスト P88**

**B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更**

・変更前の BEI = ( 0.7 ) < ( 0.8 ) × 0.9	
・変更となる設備の概要	
<input checked="" type="checkbox"/> 空気調和設備 変更内容記入欄	・断熱材厚さの変更 吹付け硬質ウレタンフォームA種1 (変更前) 30mm → (変更後) 25mm ・西側開口部のブラインド設置取りやめ ・パッケージエアコンの機種変更 RHC-1~3 (変更前) 品番○○○ → (変更後) △△△
<input checked="" type="checkbox"/> 機械換気設備 変更内容記入欄	・送風機 機種変更 FE-1~3 (変更前) 品番●●● → (変更後) ▲▲▲
<input checked="" type="checkbox"/> 照明設備 変更内容記入欄	・2階~5階機械室 照明台数変更 品番■■■■ (変更前) 132台 → (変更後) 135台
<input checked="" type="checkbox"/> 給湯設備 変更内容記入欄	・洗面所給湯熱源 機種変更 EH-1~2 (変更前) 品番◎◎◎ → (変更後) ×××
<input checked="" type="checkbox"/> 太陽光発電 変更内容記入欄	・アレイのシステム容量の変更
・添付図書等	
平面図、立面図、断面図、仕様書、機器表、仕様シート	
(注意) 変更となる設備は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした設備については、変更内容記入欄に概要を、第三面別紙に必要事項を記入した上で、変更内容を示す図書を添付してください。	

(参考様式) (第三面 別紙) **テキスト P89**

**【空気調和設備関係】**

次に掲げる (イ)、(ロ) のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。

(イ) 外壁の平均熱貫流率について5%を超えない増加 かつ窓の平均熱貫流率について5%を超えない増加

外壁の平均熱貫流率について5%を超えない増加の確認

変更内容 断熱材種類 断熱材厚み  
 変更する方位 全方位 一部方位のみ (方位 )

変更前・変更後の平均熱貫流率  
 変更前 ( 0.822 ) 変更後 ( 0.862 ) 増加率 ( 4.9 ) %

窓の平均熱貫流率について5%を超えない増加

変更内容 ガラス種類 ブラインドの有無  
 変更する方位 全方位 一部方位のみ (方位 )

変更前・変更後の平均熱貫流率  
 変更前 ( 3.19 ) 変更後 ( 3.27 ) 増加率 ( 2.6 ) %

(ロ) 熱源機器の平均効率について10%を超えない低下

平均熱源効率 (冷房平均 COP)

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減  
 変更前・変更後の平均熱源効率  
 変更前 ( 1.39 ) 変更後 ( 1.28 ) 減少率 ( 8.0 ) %

平均熱源効率 (暖房平均 COP)

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減  
 変更前・変更後の平均熱源効率  
 変更前 ( 1.83 ) 変更後 ( 1.73 ) 減少率 ( 5.5 ) %

**【備考】**  
 第三面 別紙は、該当する設備に応じて作成 (例は空調設備)

## 4. 完了検査のポイント

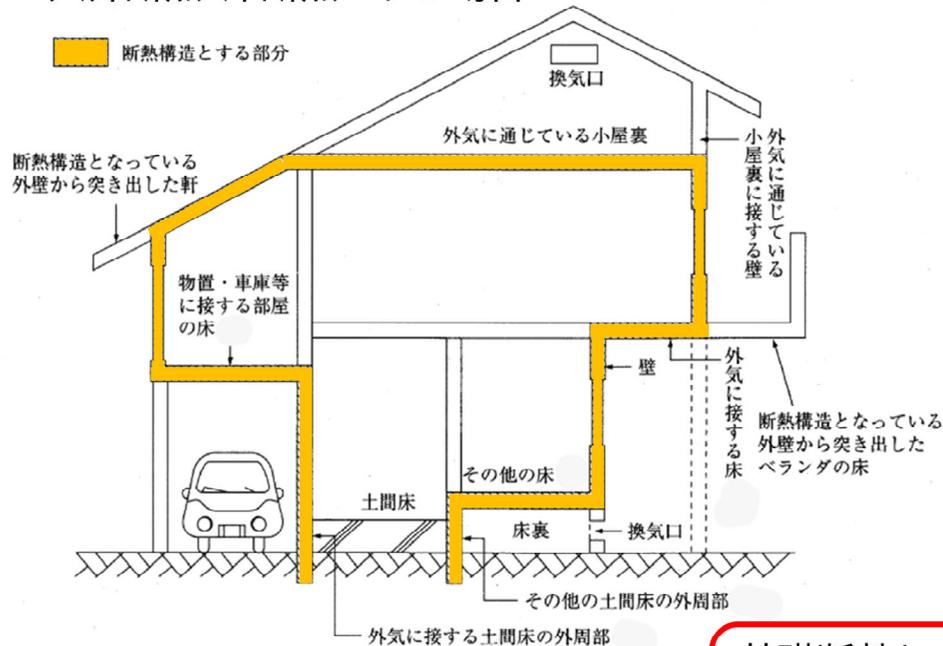
---

# 断熱構造とする部分の考え方と検査事項①

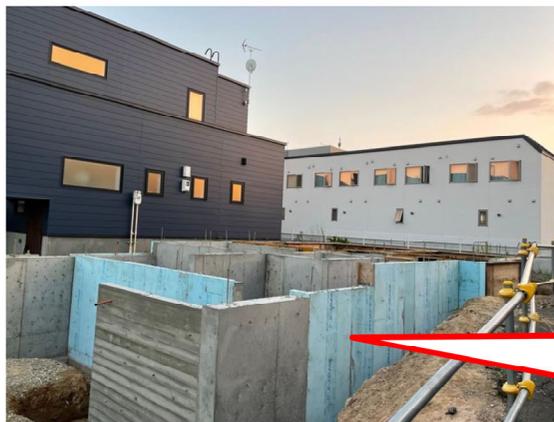
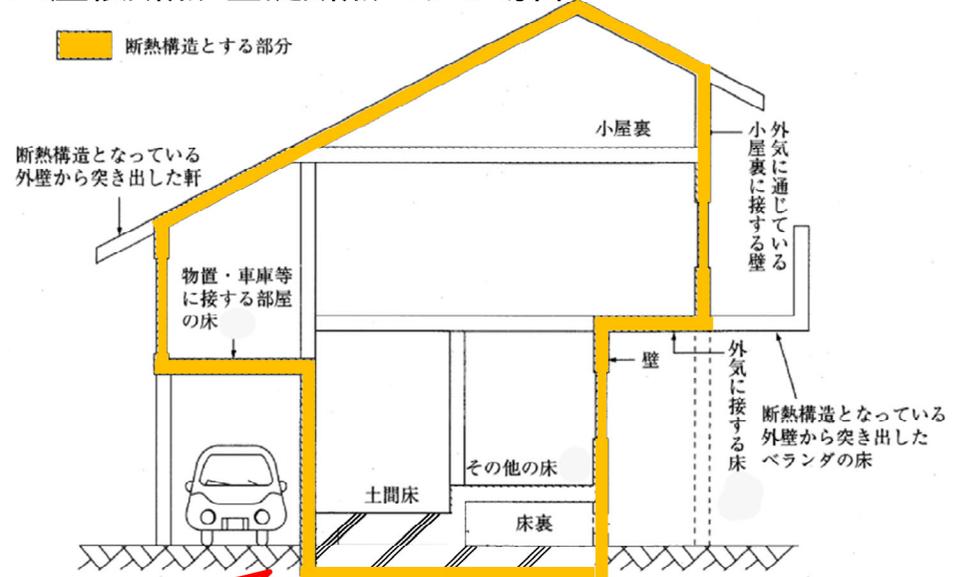
## Point

▶ 竣工時に不可視となる断熱施工分については、出荷証明書及び工事写真をもとに検査を実施。

### ■天井断熱・床断熱とする場合



### ■屋根断熱・基礎断熱とする場合



基礎断熱とする場合には、基礎スラブ下にも断熱施工が必要。

基礎断熱の例。  
※手前は玄関ポーチの腰壁で断熱構造の外(屋外)。

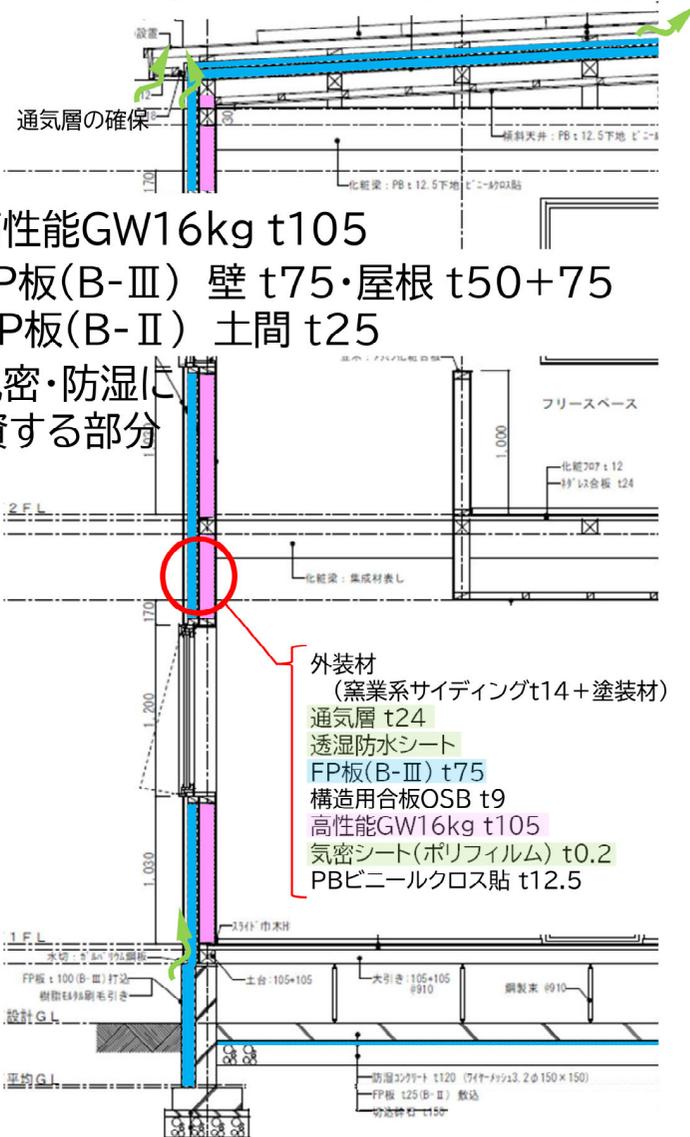


# 断熱構造とする部分の考え方と検査事項②

## Point

▶ 竣工時に不可視となる断熱施工分については、出荷証明書及び工事写真をもとに検査を実施。

### ■屋根断熱・基礎断熱とする場合(充填+外張)



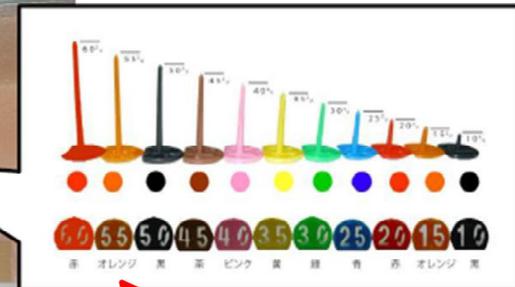
- :高性能GW16kg t105
- :FP板(B-III) 壁 t75・屋根 t50+75  
FP板(B-II) 土間 t25
- :気密・防湿に資する部分

### ■充填断熱の場合



充填断熱の場合、外壁は室内側の仕上げ(PB等)を施工する前の状況を写真で記録。  
※気密・防湿は建築物省エネ法ではなく品確法で措置が必要。

### ■吹付け断熱の場合



現場吹付け断熱においては、断熱材の吹付け厚をピンの色から確認。

## 断熱構造とする部分の考え方と検査事項③

### Point

➤ 窓の熱貫流率の確認方法は下記の4通り。また、確認方法に応じた検査項目は下表のとおり。

- ① 建具及びガラス仕様に基づく窓の熱貫流率（建研技術情報に定める方法）
- ② 建具仕様及びガラスの熱貫流率に基づく窓の熱貫流率（建研技術情報に定める方法）
- ③ JIS等に基づく試験や計算により求めた窓の熱貫流率
- ④ JIS等に基づく試験や計算の結果を用いて建研技術情報により求めた窓の熱貫流率

	設計図書等の記載内容	記載例	窓の熱貫流率を示す方法				検査項目
			①	②	③	④	
1	製品名（建具）	×社△△△、アングル付	/	/	○	○	建具の製品名
2	建具仕様	アルミ枠	○	○	/	/	窓枠の種別
3	窓種	引違い、アングル付き	/	/	○	○	窓種
4	製品名（ガラス）	×社×××	/	○	○	○	ガラスの製品名等
5	ガラス仕様	複層ガラス（FL3+A12+FL3）	○	○	○	○	ガラスの種類、枚数、中空層の厚さ、ガス種別、ガラス建築確認記号等
6	スペーサー種別	樹脂スペーサー	/	/	○	○	複層ガラス端部のスペーサーの種別（金属・樹脂）
7	ガラス熱貫流率	$U_g=2.9$	/	○	○	○	ガラスの熱貫流率
8	窓寸法	W1,600×H1,800	/	/	○	/	開口部の大きさ

## 断熱構造とする部分の考え方と検査事項④

### Point

- 窓の熱貫流率の確認方法は下記の6通り。また、確認方法に応じた検査項目は下表のとおり。
- ① 建具及びガラス仕様に基づく窓の日射熱取得率（建研技術情報に定める方法）
  - ② 建具の仕様及びガラスの日射熱取得率に基づく窓の日射熱取得率（建研技術情報に定める方法）
  - ③ JIS等に基づく試験あるいは計算による窓の日射熱取得率
  - ④ JIS等に基づいて算定されたガラスの日射熱取得率
  - ⑤ 付属部材（紙障子、外付けブラインド等）の設置
  - ⑥ ひさし、軒等（オーバーハング型の日除けで、外壁からの出寸法がその下端から開口部までの高さの0.3倍以上のもの。）の設置

	設計図書等の記載内容	記載例	窓の日射遮蔽性能を示す方法						検査項目
			①	②	③	④	⑤	⑥	
9	製品名（建具）	×社△△△、アングル付	/	/	○	/	/	/	建具の製品名
10	建具仕様	アルミ枠	○	○	/	/	/	/	窓枠の種別等
11	窓種等	引違い、クレセント	/	/	○	/	/	/	窓種等
12	製品名（ガラス）	×社×××	/	○	○	○	/	/	ガラスの製品名
13	ガラス仕様	複層ガラス（FL3+A12+FL3）	○	○	○	○	/	/	ガラスの種類、枚数、中空層の厚さ、ガス種別、ガラス建築確認記号等
14	Low-E 日射区分	日射熱取得型	○	/	/	/	/	/	Low-E 膜の日射区分
15	ガラス日射熱取得率	$\eta_g=0.67$	/	○	○	○	/	/	ガラスの日射熱取得率
16	付属部材の設置	紙障子設置	/	/	/	/	○	/	和障子、外付けブラインドの有無
17	ひさし、軒等の設置	ひさし設置	/	/	/	/	/	○	要件を満たすひさし、軒等の有無



# 5. 省エネ基準における仕様基準の仕様例

---

## 目次

---

- 5-1. 木造戸建て住宅の仕様基準ガイドブック
- 5-2. 1～3地域の仕様例
- 5-3. 4～7地域の仕様例

# 仕様基準ガイドブックとは

仕様基準ガイドブックは、木造戸建住宅を対象として、**省エネ基準への適否を計算によらず確認できる「仕様基準」**について、**チェックリストを用いて簡単に確認する方法**を説明しているもので、**①断熱材**、**②開口部**、**③設備機器**の**チェックリスト**が掲載されています。ここでは、「仕様基準編」をご紹介しますが、遅くとも2030年までには基準への適合義務化が予定されている**「誘導基準編」の仕様基準ガイドブックもあります**。国土交通省HP(<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/04.html>)より入手可能です。以降に各チェックリストを用いて、代表的な仕様例をお示しいたします。



# 断熱材のチェックリスト (充填断熱工法・軸組構法 / 1・2地域)

1・2  
地域

1  
省エネ仕様

## 断熱材の熱抵抗R

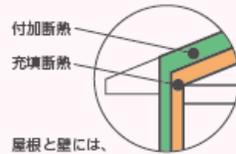
充填断熱工法 軸組構法

確認する基準は、断熱材の熱抵抗 R です。部位ごとに熱抵抗 R を確認してください。  
1つの部位に複数の仕様がある場合は、全ての仕様について確認し、性能が低い仕様 (熱抵抗 R が小さい方) を記入してください。

① 充填断熱工法  
軸組構法



屋根			R ≥ 6.6
仕様の例	高性能グラスウール24K	120+120 mm	R = 6.8
	高性能グラスウール16K [充填] + 押出法ポリスチレンフォーム3種bA [付加]	(105+105) + 50 mm	R = 7.4 (=5.6+1.8)
製品名 (又は断熱材の種類)	厚さ	R	
	mm		



屋根と壁には、「充填断熱 + 付加断熱工法」の仕様例も紹介しています。

◎1つの部位で複数の断熱工法を採用する場合は、それぞれの工法ごとに基準値を満たす必要があります。  
◎1つの部位で断熱材を複層化した場合は、それぞれの熱抵抗の値を合計することができます。



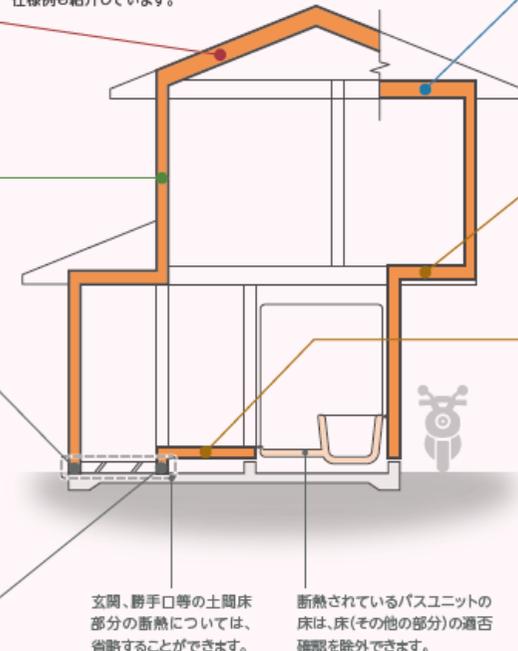
壁			R ≥ 3.3
仕様の例	高性能グラスウール36K、又は38K	105 mm	R = 3.3
	高性能グラスウール16K [充填] + 押出法ポリスチレンフォーム3種bA [付加]	105+20 mm	R = 3.5 (=2.8+0.7)
製品名 (又は断熱材の種類)	厚さ	R	
	mm		



土間床等の外周部分の基礎壁 (外気に接する部分)			R ≥ 3.5
仕様の例	押出法ポリスチレンフォーム3種bA	100 mm	R = 3.6
	ビーズ法ポリスチレンフォーム1号品	60+60 mm	R = 3.5
製品名 (又は断熱材の種類)	厚さ	R	
	mm		



土間床等の外周部分の基礎壁 (その他の部分)			R ≥ 1.2
仕様の例	押出法ポリスチレンフォーム3種bA	35 mm	R = 1.3
製品名 (又は断熱材の種類)	厚さ	R	
	mm		



玄関、勝手口等の土間床部分の断熱については、省略することができます。

断熱されているバスユニットの床は、床(その他の部分)の適否確認を除外できます。

天井			R ≥ 5.7
仕様の例	吹込み用グラスウール	300 mm	R = 5.7
	吹込み用セルローズファイバー	230 mm	R = 5.7
製品名 (又は断熱材の種類)	厚さ	R	
	mm		



床 (外気に接する部分)			R ≥ 5.2
仕様の例	押出法ポリスチレンフォーム3種bA	75+75 mm	R = 5.4
	高性能グラスウール16K	105+105 mm	R = 5.6
製品名 (又は断熱材の種類)	厚さ	R	
	mm		



床 (その他の部分)			R ≥ 3.3
仕様の例	押出法ポリスチレンフォーム3種bA	100 mm	R = 3.6
	高性能グラスウール16K	50+105 mm	R = 4.1
製品名 (又は断熱材の種類)	厚さ	R	
	mm		



Ⓜ 当該住宅の仕様を記入

⇒ 「断熱材の種類」は P.28 を参照  
⇒ 「熱抵抗 R」は P.27 を参照  
⇒ 「その他の部分」は P.32 を参照

基礎に断熱する場合、防蟻措置が必要な地域においては、別途、断熱材メーカー、建材店等に相談してください。

### 断熱材の熱抵抗 R を調べる方法 (上記以外の仕様も確認できます。)

断熱建材協議会のホームページで断熱材の熱抵抗 R を調べる

基準に適合する断熱材の具体的な製品については、断熱建材協議会のホームページに掲載されています。



断建協

[https://dankenkyou.com/energy\\_saving.html](https://dankenkyou.com/energy_saving.html)



Web やカタログ等で断熱材の熱抵抗 R を調べる

製品ごとに熱抵抗 R が記載されていますので、断熱材の種類や厚さに応じた数値を確認してください。

JISによる表記	品番	密度	寸法 [mm]			入数	熱抵抗 R [m <sup>2</sup> ·K/W]
			厚さ	巾	長さ		
GWHG 36-32	####001	高性能 36	105	390	1370	6枚	3.3
	####002		425	1370	6枚		
GWHG 20-34	####003	高性能 20	105	395	1370	12枚	3.1
	####004		430	1370	12枚		
	####005		140	420	1190	8枚	

# 断熱材のチェックリスト (充填断熱工法・軸組構法 / 3地域)

3  
地域

## 1 断熱材の熱抵抗R 省エネ仕様 充填断熱工法 軸組構法

確認する基準は、断熱材の熱抵抗 R です。部位ごとに熱抵抗 R を確認してください。  
1つの部位に複数の仕様がある場合は、全ての仕様について確認し、性能が低い仕様（熱抵抗 R が小さい方）を記入してください。

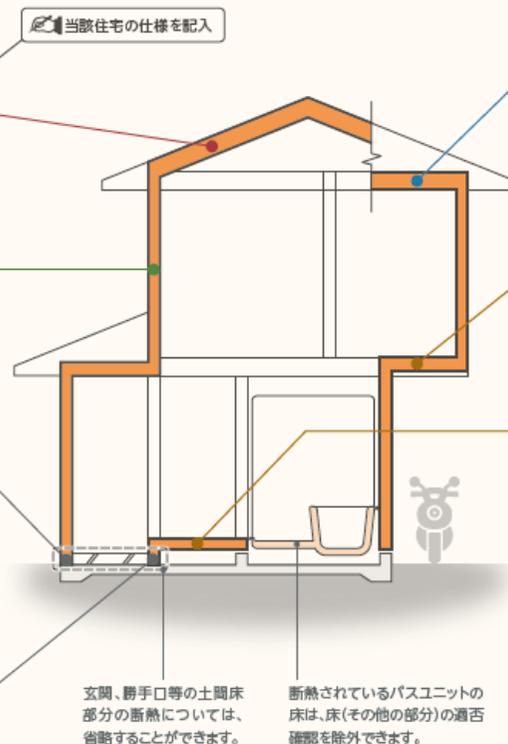
## ① 充填断熱工法 軸組構法

屋根			R ≥ 4.6
仕様の例	高性能グラスウール16K	90+90 mm	R = 4.8
	押出法ポリスチレンフォーム3種bA	65+65 mm	R = 4.6
製品名 (又は断熱材の種類)	厚さ	R	
	mm		

壁			R ≥ 2.2
仕様の例	高性能グラスウール14K、又は16K	85mm以上	R = 2.2以上
	ロックウール	90mm以上	R = 2.2以上
製品名 (又は断熱材の種類)	厚さ	R	
	mm		

土間床等の基礎壁 (外気に接する部分)			R ≥ 3.5
仕様の例	押出法ポリスチレンフォーム3種bA	100 mm	R = 3.6
	ビーズ法ポリスチレンフォーム1号品	60+60 mm	R = 3.5
製品名 (又は断熱材の種類)	厚さ	R	
	mm		

土間床等の基礎壁 (その他の部分)			R ≥ 1.2
仕様の例	押出法ポリスチレンフォーム3種bA	35 mm	R = 1.3
製品名 (又は断熱材の種類)	厚さ	R	
	mm		



◎1つの部位で複数の断熱工法を採用する場合は、それぞれの工法ごとに基準値を満たす必要があります。  
◎1つの部位で断熱材を複層化した場合は、それぞれの熱抵抗の値を合計することができます。

天井			R ≥ 4.0
仕様の例	高性能グラスウール14K、又は16K	155 mm	R = 4.1
	ロックウール	155 mm	R = 4.1
製品名 (又は断熱材の種類)	厚さ	R	
	mm		

床 (外気に接する部分)			R ≥ 5.2
仕様の例	押出法ポリスチレンフォーム3種bA	75+75 mm	R = 5.4
	高性能グラスウール16K	105+105 mm	R = 5.6
製品名 (又は断熱材の種類)	厚さ	R	
	mm		

床 (その他の部分)			R ≥ 3.3
仕様の例	押出法ポリスチレンフォーム3種bA	100 mm	R = 3.6
	高性能グラスウール16K	50+105 mm	R = 4.1
製品名 (又は断熱材の種類)	厚さ	R	
	mm		



⇒「断熱材の種類」は P.28 を参照  
⇒「熱抵抗 R」は P.27 を参照  
⇒「その他の部分」は P.32 を参照

基礎に断熱する場合、防蟻措置が必要な地域においては、別途、断熱材メーカー、建材店等に相談してください。

### 断熱材の熱抵抗 R を調べる方法 (上記以外の仕様も確認できます。)

断熱建材協議会のホームページで断熱材の熱抵抗 R を調べる

基準に適合する断熱材の具体的な製品については、断熱建材協議会のホームページに掲載されています。



断熱協

[https://dankennyou.com/energy\\_saving.html](https://dankennyou.com/energy_saving.html)



Web やカタログ等で断熱材の熱抵抗 R を調べる

製品ごとに熱抵抗 R が記載されていますので、断熱材の種類や厚さに応じた数値を確認してください。

JISによる表記	品番	密度	寸法 [mm]			入数	使用箇所	熱抵抗値 R [m <sup>2</sup> ·K/W]
			厚さ	巾	長さ			
GWHG 14-38	#####001	高性能 14	85	395	2880	10枚	柱・間柱	2.2
	#####002			430			間柱・間柱、屋根	
	#####003			470			間柱・間柱、屋根	
	#####004		395	柱・間柱				
	#####005		430	間柱・間柱				

熱抵抗 R [m<sup>2</sup>·K/W] カタログによって、「熱抵抗値」「熱抵抗 (R 値)」等、表記が異なります。

# 断熱材のチェックリスト (充填断熱工法・枠組壁工法 / 1・2地域)

1.2  
地域

1  
省エネ仕様

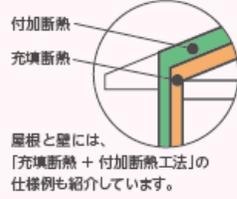
## 断熱材の熱抵抗R 充填断熱工法 枠組壁工法

確認する基準は、断熱材の熱抵抗 R です。部位ごとに熱抵抗 R を確認してください。  
1つの部位に複数の仕様がある場合は、全ての仕様について確認し、性能が低い仕様 (熱抵抗 R が小さい方) を記入してください。

## 2 充填断熱工法 枠組壁工法



屋根			R ≥ 6.6
仕様の例	高性能グラスウール24K	120+120 mm	R = 6.8
	高性能グラスウール16K [充填] + 押出法ポリスチレンフォーム3種bA [付加]	(105+105) +50 mm	R = 7.4 (=5.6+1.8)
製品名 (又は断熱材の種類)	厚さ	R	
	mm		



○1つの部位で複数の断熱工法を採用する場合は、それぞれの工法ごとに基準値を満たす必要があります。  
○1つの部位で断熱材を複層化した場合は、それぞれの熱抵抗の値を合計することができます。



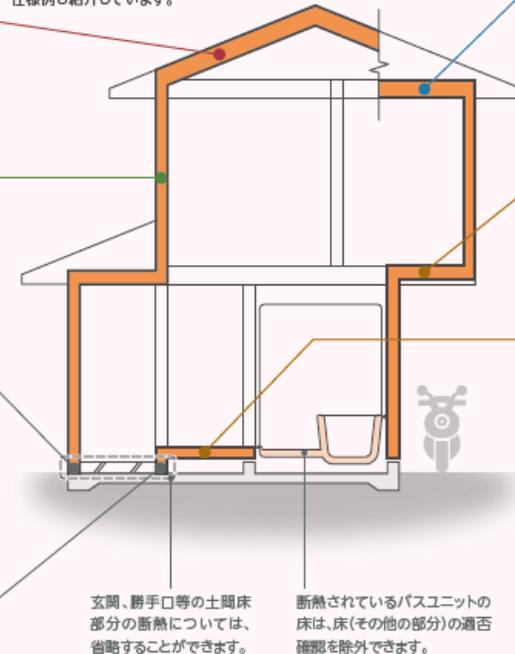
壁			R ≥ 3.6
仕様の例	高性能グラスウール16K	140 mm	R = 3.7
	高性能グラスウール16K [充填] + 押出法ポリスチレンフォーム3種bA [付加]	89+45 mm	R = 3.9 (=2.3+1.6)
製品名 (又は断熱材の種類)	厚さ	R	
	mm		



土間床等の外周部分の基礎壁 (外気に接する部分)			R ≥ 3.5
仕様の例	押出法ポリスチレンフォーム3種bA	100 mm	R = 3.6
	ビーズ法ポリスチレンフォーム1号品	60+60 mm	R = 3.5
製品名 (又は断熱材の種類)	厚さ	R	
	mm		



土間床等の外周部分の基礎壁 (その他の部分)			R ≥ 1.2
仕様の例	押出法ポリスチレンフォーム3種bA	35 mm	R = 1.3
製品名 (又は断熱材の種類)	厚さ	R	
	mm		



天井			R ≥ 5.7
仕様の例	吹込み用グラスウール	300 mm	R = 5.7
	吹込み用ロックウール	270 mm	R = 5.7
製品名 (又は断熱材の種類)	厚さ	R	
	mm		



床 (外気に接する部分)			R ≥ 4.2
仕様の例	押出法ポリスチレンフォーム3種bA	60+60 mm	R = 4.2
	高性能グラスウール16K	89+89 mm	R = 4.6
製品名 (又は断熱材の種類)	厚さ	R	
	mm		



床 (その他の部分)			R ≥ 3.1
仕様の例	押出法ポリスチレンフォーム3種bA	90 mm	R = 3.2
	高性能グラスウール24K	120 mm	R = 3.3
製品名 (又は断熱材の種類)	厚さ	R	
	mm		



↑ 当該住宅の仕様を記入

⇒ 「断熱材の種類」は P.28 を参照  
⇒ 「熱抵抗 R」は P.27 を参照  
⇒ 「その他の部分」は P.32 を参照

基礎に断熱する場合、防蟻措置が必要な地域においては、別途、断熱材メーカー、建材店等に相談してください。

### 断熱材の熱抵抗 R を調べる方法 (上記以外の仕様も確認できます)

断熱建材協会のホームページで断熱材の熱抵抗 R を調べる

基準に適合する断熱材の具体的な製品については、断熱建材協会のホームページに掲載されています。



断建協

[https://dankenyou.com/energy\\_saving.html](https://dankenyou.com/energy_saving.html)



Web やカタログ等で断熱材の熱抵抗 R を調べる

製品ごとに熱抵抗 R が記載されていますので、断熱材の種類や厚さに応じた数値を確認してください。

熱抵抗 R [m<sup>2</sup>·K/W] カタログによって、「熱抵抗値」「熱抵抗 (R 値)」等、表記が異なります。

商品番号	製品記号	密度	熱伝導率 [W/(m·K)]	熱抵抗値 [m <sup>2</sup> ·K/W]	寸法 [mm]			入数
					厚さ	巾	長さ	
###001	GWHG16-38	16	0.038	2.3	89	420	2,350	8
###002	GWHG16-38	16	0.038	2.4	90	390	2,740	8
###003	GWHG16-38	16	0.038	2.8	105	805	1,370	6
###004	GWHG16-38	16	0.038	3.7	140	420	2,350	7
###005	GWHG16-38	16	0.038	4.1	155	425	1,370	10

# 断熱材のチェックリスト (充填断熱工法・枠組壁工法 / 3地域)

3  
地域

1  
省エネ仕様

## 断熱材の熱抵抗R 充填断熱工法 枠組壁工法

確認する基準は、断熱材の熱抵抗 R です。部位ごとに熱抵抗 R を確認してください。  
1つの部位に複数の仕様がある場合は、全ての仕様について確認し、性能が低い仕様 (熱抵抗 R が小さい方) を記入してください。

## 2 充填断熱工法 枠組壁工法



屋根			R ≥ 4.6
仕様の例	高性能グラスウール16K	89+89 mm	R = 4.6
	押出法ポリスチレンフォーム3種bA	65+65 mm	R = 4.6
製品名 (又は断熱材の種類)	厚さ	R	
	mm		



壁			R ≥ 2.3
仕様の例	高性能グラスウール14K,又は16K	89 mm	R = 2.3
	ロックウール	90mm以上	R = 2.3
製品名 (又は断熱材の種類)	厚さ	R	
	mm		

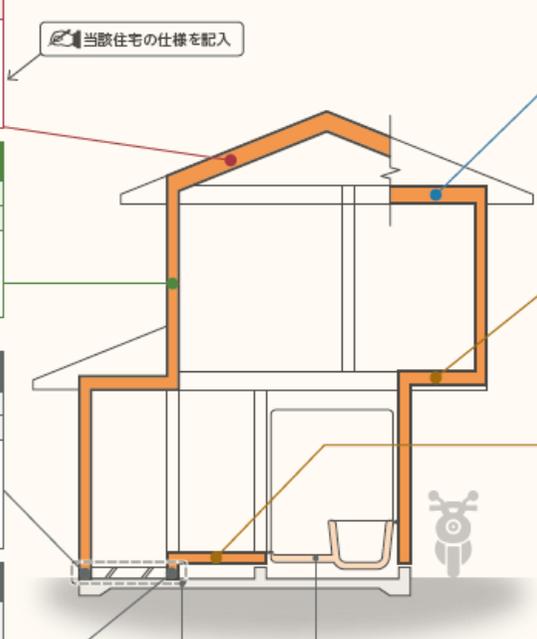
※ 204 壁 (壁厚 89mm) に使用する場合は熱抵抗です。



土間床等の 外気部分の基礎壁 (外気に接する部分)			R ≥ 3.5
仕様の例	押出法ポリスチレンフォーム3種bA	100 mm	R = 3.6
	ビーズ法ポリスチレンフォーム1号品	60+60 mm	R = 3.5
製品名 (又は断熱材の種類)	厚さ	R	
	mm		



土間床等の 外気部分の基礎壁 (その他の部分)			R ≥ 1.2
仕様の例	押出法ポリスチレンフォーム3種bA	35 mm	R = 1.3
製品名 (又は断熱材の種類)	厚さ	R	
	mm		



玄関、勝手口等の土間床部分の断熱については、省略することができます。  
断熱されているバスユニットの床は、床(その他の部分)の選否確認を除外できます。

◎1つの部位で複数の断熱工法を採用する場合は、それぞれの工法ごとに基準値を満たす必要があります。  
◎1つの部位で断熱材を複層化した場合は、それぞれの熱抵抗の値を合計することができます。

天井 ※天井根木上断熱			R ≥ 4.0
仕様の例	高性能グラスウール14K,又は16K	155 mm	R = 4.1
	ロックウール	155 mm	R = 4.1
製品名 (又は断熱材の種類)	厚さ	R	
	mm		



床 (外気に接する部分)			R ≥ 4.2
仕様の例	押出法ポリスチレンフォーム3種bA	60+60 mm	R = 4.2
	高性能グラスウール16K	89+89 mm	R = 4.6
製品名 (又は断熱材の種類)	厚さ	R	
	mm		



はねだし床など外気に接している床

床 (その他の部分)			R ≥ 3.1
仕様の例	押出法ポリスチレンフォーム3種bA	90 mm	R = 3.2
	高性能グラスウール24K	120 mm	R = 3.3
製品名 (又は断熱材の種類)	厚さ	R	
	mm		



⇒ 「断熱材の種類」は P.28 を参照  
⇒ 「熱抵抗 R」は P.27 を参照  
⇒ 「その他の部分」は P.32 を参照

基礎に断熱する場合、防蟻措置が必要な地域においては、別途、断熱材メーカー、建材店等に相談してください。

### 断熱材の熱抵抗 R を調べる方法 (上記以外の仕様も確認できます)

断熱建材協議会のホームページで断熱材の熱抵抗 R を調べる

基準に適合する断熱材の具体的な製品については、断熱建材協議会のホームページに掲載されています。

[https://dankenkyou.com/energy\\_saving.html](https://dankenkyou.com/energy_saving.html)

断熱建材協議会

省エネ・快適性に貢献

当協議会について 個別別熱貫流率表 (断熱材・開口部材) 省エネ基準 (省エネ率) 断熱材・窓等 製品リスト

Web やカタログ等で断熱材の熱抵抗 R を調べる

製品ごとに熱抵抗 R が記載されていますので、断熱材の種類や厚さに応じた数値を確認してください。

商品番号	製品記号	密度	熱伝導率 [W/(m·K)]	熱抵抗値 [m <sup>2</sup> ·K/W]	寸法 [mm]			入数
					厚さ	巾	長さ	
#####001	GWHG16-38	16	0.038	2.0	75	390	2,880	13
#####002	GWHG16-38	16	0.038	2.0	75	435	2,880	13
#####003	GWHG16-38	16	0.038	2.3	89	420	2,350	11
#####004	GWHG16-38	16	0.038	2.4	90	390	2,740	11
#####005	GWHG16-38	16	0.038	2.4	90	435	2,740	11

# 開口部 (窓, ドア) のチェックリスト

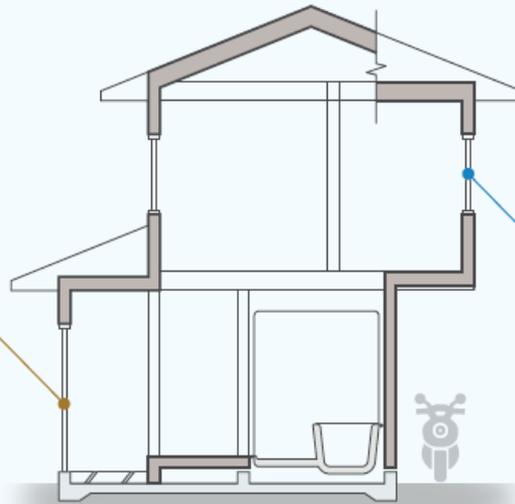
1~3  
地域共通

2  
省エネ仕様

## 開口部 (窓、ドア) の熱貫流率 U

確認する基準は、開口部の熱貫流率 U です。窓は建具とガラスの組合せ、ドアは枠と戸の組合せに基づく熱貫流率 U を確認してください。窓やドアのメーカーのホームページやカタログ等に記載されている試験や計算による熱貫流率 U で確認しても構いません。

ドア		U ≤ 2.3
仕様例	【枠】 金属製断熱構造 【戸】 金属製断熱フラッシュ構造 Low-E 二層複層ガラス A12	U = 2.3
製品名 (又は 枠 と 戸)		U



窓					U ≤ 2.3
仕様例	【建具】 樹脂製建具 【ガラス】 Low-E 二層複層ガラス A12				U = 2.3
製品例	窓種	ガラスの仕様			開口部の熱貫流率 [W/(m <sup>2</sup> ·K)]
		構成	中空層	スペーサー	
	【樹脂製窓】 引違い窓	3 + A16 + Low-E3	乾燥空気	アルミ	1.4 以下
製品名 (又は 建具 と ガラス)					U

- ⇒ 「熱貫流率 U」は P.27 を参照
- ⇒ 「ガラスの中空層」は P.29 を参照
- ⇒ 「Low-E 二層複層ガラス」は P.29 を参照
- ⇒ 「窓、ドアの種類と性能」は P.29~30 を参照

熱貫流率 U を調べる方法 (上記以外の仕様も確認できます。)

断熱建材協議会のホームページで  
開口部の熱貫流率 U を調べる

基準に適合する開口部の具体的な製品については、断熱建材協議会のホームページに掲載されています。

[https://dankenkyou.com/energy\\_saving.html](https://dankenkyou.com/energy_saving.html)



Web や カタログ等で  
窓の熱貫流率 U を調べる

試験や計算による熱貫流率 U は窓メーカーのホームページやカタログ等で調べることができます。製品ごとに熱貫流率 U が記載されていますので、数値を確認してください。

◎ 開口部の熱貫流率の表記  
Web やカタログ等では、小数点第2位まで表示 (例えば 2.33 等) となっている場合がありますが、小数点第2位を四捨五入した値 (例えば 2.33 → 2.3 等) に、読み替えても差し支えありません。詳しくは、左記のホームページをご確認ください。

例) U = 2.33 → U = 2.3

この構成は  
Low-E二層複層ガラスを表しています。

開口部の熱貫流率  
U [W/(m<sup>2</sup>·K)]

試験・計算による熱貫流率		ガラスの仕様			ガラス中央部の熱貫流率 [W/(m <sup>2</sup> ·K)]	開口部の熱貫流率 [W/(m <sup>2</sup> ·K)]	
商品名	対象窓種	構成	中空層	スペーサー			
【樹脂窓】 ###LMN	引違い窓	3+A16+Low-E3	乾燥空気	樹脂	1.4 以下	1.91	
				アルミ		1.98	
		4+A15+Low-E3	乾燥空気	樹脂	1.4 以下	1.91	
			アルミ		1.98		
			4+A14+Low-E4	乾燥空気	樹脂	1.5 以下	1.98
				アルミ		2.04	
たてすべり出し窓 すべり出しFIX窓		3+A16+Low-E3	乾燥空気	樹脂	1.4 以下	1.51	
				アルミ		1.56	
		4+A15+Low-E3	乾燥空気	樹脂	1.4 以下	1.51	
			アルミ		1.56		
		4+A14+Low-E4	乾燥空気	樹脂	1.5 以下	1.74	
			アルミ			1.81	

Web や カタログ等で  
ドアの熱貫流率 U を調べる

製品ごとに熱貫流率 U が記載されていますので、数値を確認してください。

開口部の熱貫流率  
U [W/(m<sup>2</sup>·K)]

〇〇ドアシリーズ				
枠と戸の仕様	対象製品	開閉形式	ガラスの仕様	開口部の熱貫流率 [W/(m <sup>2</sup> ·K)]
枠: 複合材料製	###ABC	片開き (採光無)	—	0.96
戸: 金属製断熱フラッシュ構造	###DEF	片開き (採光付)	ドア本体: 組み込みガラス	1.34
枠: 金属製断熱構造	###GHI	片開き (採光付)	—	1.55
戸: 金属製断熱フラッシュ構造	###JKL	両開き (採光付)	ドア本体: 組み込みガラス 戸: 組み込みガラス	1.57

# 設備機器のチェックリスト

1~3  
地域共通

3  
省エネ仕様

## 設備機器の仕様

使用する暖冷房・換気・給湯・照明設備の4つの設備機器の仕様について適否を確認してください。



下記に記載のない設備機器(床暖房など)を設置する場合は、このチェックリストは使用できませんが、エネルギー消費性能計算プログラムにより適否を確認することができます。このプログラムを使うことにより、より多くの省エネ設備の評価が可能になります。

エネルギー消費性能  
計算プログラム  
<https://house.lowenergy.jp/>



### 暖冷房設備

暖冷房の範囲を選択したのち、各々についていずれかの設備機器であることを確認し、 にチェックをしてください。

#### 住戸全体を暖冷房

ダクト式セントラル空調機で、ヒートポンプを熱源とするもの

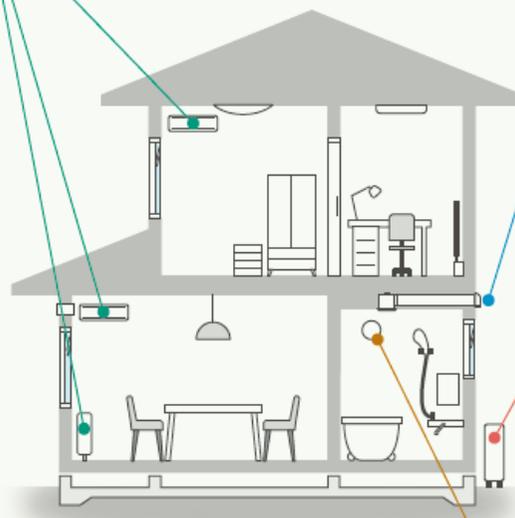
#### 居室のみを暖冷房

暖房と冷房の両方について、以下のいずれかの設備機器であることを確認してください。一部の居室に暖冷房設備機器を設置しない場合は、暖冷房設備機器を設置する居室だけで確認してください。

- パネルラジエーターで、①~③のいずれかを熱源とし(選択してください)  
かつ配管に断熱被覆があるもの → 「配管の断熱被覆」は P.31 を参照
    - ① 石油潜熱回収型温水暖房機【エコフィール】の熱効率 83.0% 以上のもの
    - ② ガス潜熱回収型温水暖房機【エコジョーズ】の熱効率 78.9% 以上のもの
    - ③ 電気ヒートポンプ温水暖房機(フロン系冷媒に限る)
  - ルームエアコンディショナーで、エネルギー消費効率の区分が(い)又は(ろ)のもの
  - FF暖房機の熱効率 86.0% 以上のもの
- 
- 冷房**
- ルームエアコンディショナーで、エネルギー消費効率の区分が(い)又は(ろ)のもの

#### 設置しない

すべての居室に暖冷房設備機器を設置しない場合は、「設置しない」を選択してください。入居後に設置する場合やまだ機器が決まっていない場合は、「設置しない」を選択してください。



### 換気設備

以下のいずれかの設備機器であることを確認し、 にチェックをしてください。

- ダクト式第一種換気設備(熱交換なし)で、ダクト内径が75mm以上で、かつDCモーター(直流)のもの
- ダクト式第二種又は第三種換気設備で、ダクト内径が75mm以上のもの
- 壁付け式第二種又は第三種換気設備のもの

→ 「換気設備の種類」は P.31 を参照

### 給湯設備

以下のいずれかの設備機器であることを確認し、 にチェックをしてください。

- 石油潜熱回収型給湯機【エコフィール】のモード熱効率 81.3% 以上のもの
- ガス潜熱回収型給湯機【エコジョーズ】のモード熱効率 83.7% 以上のもの
- 電気ヒートポンプ給湯機【エコキュート】のJIS効率 3.5以上(1地域)、3.2以上(2地域)、3.0以上(3地域)のもの

### 照明設備

下記であることを確認し、 にチェックをしてください。

- 非居室の全ての照明に、LED又は蛍光灯を設置している。  
居室の照明設備については、確認不要です。 → 「非居室」は P.31 を参照

### 設備機器の効率等を調べる方法

一般社団法人住宅性能評価・表示協会のサイトから調べる  
住宅性能評価・表示協会  
<https://www.hyoukakyoukai.or.jp/>



温熱・省エネ設備機器等ポータル  
住宅家 非住宅家

暖房設備、冷房設備、換気設備、給湯設備から効率を調べたい設備を選択します。

カテゴリー一覧

決分額 全て 標準の外断熱等級 一次エネルギー削減量 その他基準

中分額 高効率機

検索 → 検索へ進み、調べたい事業者を選べると、事業者の案内ページが開きます。

Webで検索キーワードから効率等を調べる

エコキュートのJIS効率を調べる例 (メーカー名) エコキュート JIS効率

Webサイトで検索すると、メーカーのホームページで右図のようにJIS効率を調べることができます。

品番	タイプ	湯焚き	容量(L)	設置(屋内外)	JIS効率
###001	フルオート	○	460	屋外仕様	3.7
###002	フルオート	○	370	屋外仕様	3.8
###003	フルオート	○	460	屋外仕様	3.5

左記のサイトに掲載していない場合やWeb検索で設備機器、効率等が不明な設備機器はメーカーにお問い合わせください。

# 断熱材のチェックリスト (充填断熱工法・軸組構法)

## 1 断熱材の熱抵抗R 省エネ仕様 充填断熱工法 軸組構法

確認する基準は、断熱材の熱抵抗 R です。部位ごとに熱抵抗 R を確認してください。  
1つの部位に複数の仕様が ある場合は、全ての仕様について 確認し、性能が低い仕様 (熱抵抗 R が小さい方) を記入してください。

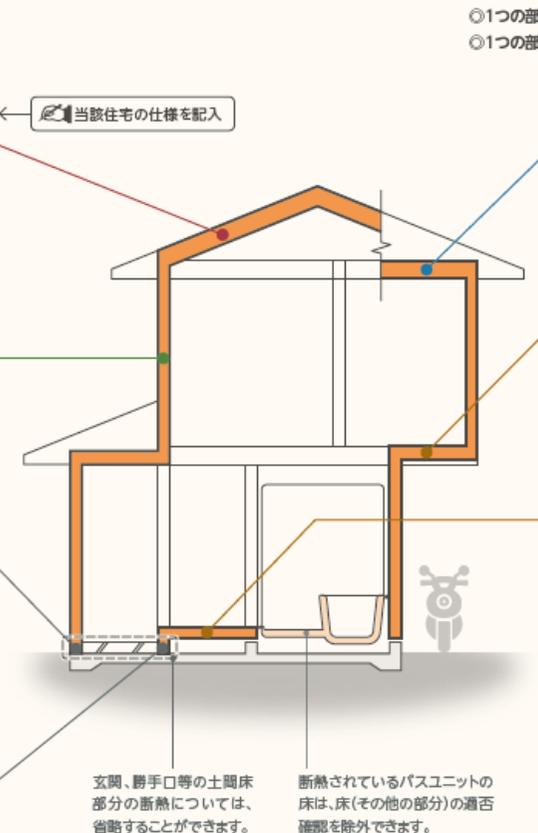
## ① 充填断熱工法 軸組構法

屋根			R ≥ 4.6
仕 例	高性能グラスウール16K	90+90 mm	R = 4.8
	押出法ポリスチレンフォーム3種bA	65+65 mm	R = 4.6
	製品名 (又は断熱材の種類)	厚さ	R
		mm	

壁			R ≥ 2.2
仕 例	高性能グラスウール14K、又は16K	85mm 以上	R = 2.2以上
	ロックウール	90mm 以上	R = 2.2以上
	製品名 (又は断熱材の種類)	厚さ	R
		mm	

土間床等の 外周部分の基礎壁 (外気に接する部分)			R ≥ 1.7
仕 例	押出法ポリスチレンフォーム3種bA	50 mm	R = 1.8
	硬質ウレタンフォーム (ポード状) 2種2号D	40 mm	R = 1.8
	製品名 (又は断熱材の種類)	厚さ	R
		mm	

土間床等の 外周部分の基礎壁 (その他の部分)			R ≥ 0.5
仕 例	押出法ポリスチレンフォーム3種bA	20 mm	R = 0.7
	硬質ウレタンフォーム (ポード状) 2種2号D	25 mm	R = 1.1
	製品名 (又は断熱材の種類)	厚さ	R
		mm	



天井			R ≥ 4.0
仕 例	高性能グラスウール14K、又は16K	155 mm	R = 4.1
	ロックウール	155 mm	R = 4.1
	製品名 (又は断熱材の種類)	厚さ	R
		mm	

床 (外気に接する部分)			R ≥ 3.3
仕 例	押出法ポリスチレンフォーム3種bA	100 mm	R = 3.6
	フェノールフォーム1種2号C、又はD	66 (C)、又は 63 (D) mm	R = 3.3
	製品名 (又は断熱材の種類)	厚さ	R
		mm	

床 (その他の部分)			R ≥ 2.2
仕 例	押出法ポリスチレンフォーム3種bA	65 mm	R = 2.3
	フェノールフォーム1種2号C、又はD	45 mm	R = 2.3
	製品名 (又は断熱材の種類)	厚さ	R
		mm	



◎1つの部位で複数の断熱工法を採用する場合は、それぞれの工法ごとに基準値を満たす必要があります。  
◎1つの部位で断熱材を複層化した場合は、それぞれの熱抵抗の値を合計することができます。

玄関、勝手口等の土間床部分の断熱については、省略することができます。  
断熱されているバスユニットの床は、床(その他の部分)の適否確認を除外できます。

⇒「断熱材の種類」は P.20 を参照  
⇒「熱抵抗 R」は P.19 を参照  
⇒「その他の部分」は P.24 を参照

基礎に断熱する場合、防蟻措置が必要な地域においては、別途、断熱材メーカー、建材店等に相談してください。

### 断熱材の熱抵抗 R を調べる方法 (上記以外の仕様も確認できます。)

#### 断熱建材協議会のホームページで 断熱材の熱抵抗 R を調べる

基準に適合する断熱材の具体的な製品については、断熱建材協議会のホームページに掲載されています。



断熱協

[https://dankenkyou.com/energy\\_saving.html](https://dankenkyou.com/energy_saving.html)



#### Web やカタログ等で 断熱材の熱抵抗 R を調べる

製品ごとに熱抵抗 R が記載されていますので、断熱材の種類や厚さに応じた数値を確認してください。

熱抵抗  
R [m<sup>2</sup>·K/W]

カタログによって、「熱抵抗値」「熱抵抗 (R 値)」等、表記が異なります。

JISによる 表記	品番	密度	寸法 [mm]			入数	使用箇所	熱抵抗値 R [m <sup>2</sup> ·K/W]
			厚さ	巾	長さ			
GWHG 14-38	####001	高性能 14	85	395	2880	10枚	柱・間柱	2.2
	####002			430			間柱・間柱、屋根	
	####003			470			間柱・間柱、屋根	
	####004		395	柱・間柱				
	####005		430	間柱・間柱				

# 【参考】断熱材のチェックリストの活用方法

〔充填断熱工法で軸組構法の場合〕

### 1 断熱材の熱抵抗R

確認する基準は、断熱材の熱抵抗 R です。部位ごとに熱抵抗 R 1つの部位に複数の仕様がある場合は、全ての仕様について

1 断熱材の熱抵抗 R

確認する基準は、断熱材の熱抵抗 R です。部位ごとに熱抵抗 R 1つの部位に複数の仕様がある場合は、全ての仕様について

部位	仕様	厚さ	R
屋根	高性能グラスウール16K	90+90 mm	R = 4.8
	押出法ポリスチレンフォーム3種bA	65+65 mm	R = 4.6
	製品名 (又は断熱材の種類)	厚さ	R
壁	高性能グラスウール14K,又は16K	85mm 以上	R = 2.2以上
	ロックウール	90mm 以上	R = 2.2以上
	製品名 (又は断熱材の種類)	厚さ	R
基礎部分の基礎壁 (外気に接する部分)	押出法ポリスチレンフォーム3種bA	50 mm	R = 1.8
	硬質ウレタンフォーム(泡-内付)2種2号D	40 mm	R = 1.8
	製品名 (又は断熱材の種類)	厚さ	R
土間部分の基礎壁 (その他の部分)	押出法ポリスチレンフォーム3種bA	20 mm	R = 0.7
	硬質ウレタンフォーム(泡-内付)2種2号D	25 mm	R = 1.1
	製品名 (又は断熱材の種類)	厚さ	R

壁			R ≥ 2.2
仕様例	高性能グラスウール14K,又は16K	85mm 以上	R = 2.2以上
	ロックウール	90mm 以上	R = 2.2以上
製品名 (又は断熱材の種類)		厚さ	R
Ac clear NEXT 高性能グラスウール 14K		90 mm	2.4 (m <sup>2</sup> ・K/W)

## 評価方法

製品のR値 : 2.4 ≥ 仕様基準のR値 : 2.2

壁の材料は仕様基準に適合!

## 製品のR値を調べる方法の例

旭ファイバーグラスのカタログ14ページの中段をご覧ください。カタログ内に上記製品のR値が記載されています。



旭ファイバーグラス カタログ14ページ

アクリアネクスト (高性能防湿フィルム付 50ミクロン厚 JIS A 6930同等品)											(壁・屋根用)		
製品記号	JISによる表記	品番	密度 (kg/m <sup>3</sup> )	寸法 (mm)			入数	施工坪数	工法・使用箇所	熱抵抗値 R (m <sup>2</sup> ・K/W)	熱伝導率 λ (W/(m・K))	設計価格 (円/坪)	E1マーク
				厚さ	幅	長さ							
ACN	GWHG 14-38	00113675	高性能 14	89	420	2360 [8尺]	10枚	約3.2坪分	2x 壁・屋根	2.3	0.038	7,390	E1
		00113684			395	10枚	約3.9坪分	R 柱・間柱	7,550				
		00113685		90	430	2880 [9.5尺]	10枚	約4.3坪分	R 間柱・間柱	2.4		7,550	
		00113686			470	10枚	約4.3坪分	M 間柱・間柱・屋根	7,550				
		00109080			395	9枚	約3.5坪分	R 柱・間柱	8,180				
		00113269		105	430	2880 [9.5尺]	7枚	約2.7坪分	R 間柱・間柱・屋根	2.8		8,180	
		00114308					7枚	約3.0坪分	M 間柱・間柱・屋根	8,180			

# 断熱材のチェックリスト (充填断熱工法・枠組壁工法)

## 1 断熱材の熱抵抗R 省エネ仕様 充填断熱工法 枠組壁工法

確認する基準は、断熱材の熱抵抗 R です。部位ごとに熱抵抗 R を確認してください。  
1つの部位に複数の仕様がある場合は、全ての仕様について 確認し、性能が低い仕様(熱抵抗 R が小さい方)を記入してください。

## 2 充填断熱工法 枠組壁工法



屋根			R ≥ 4.6
仕様例	高性能グラスウール16K	89+89 mm	R = 4.6
	押出法ポリスチレンフォーム3種bA	65+65 mm	R = 4.6
製品名 (又は断熱材の種類)	厚さ	R	
	mm		



壁			R ≥ 2.3
仕様例	高性能グラスウール14K,又は16K	89 mm	R = 2.3
	ロックウール	90mm 以上	R <sup>※</sup> = 2.3
製品名 (又は断熱材の種類)	厚さ	R	
	mm		

※ 204 型 (壁厚 89mm) に使用する場合は熱抵抗です。

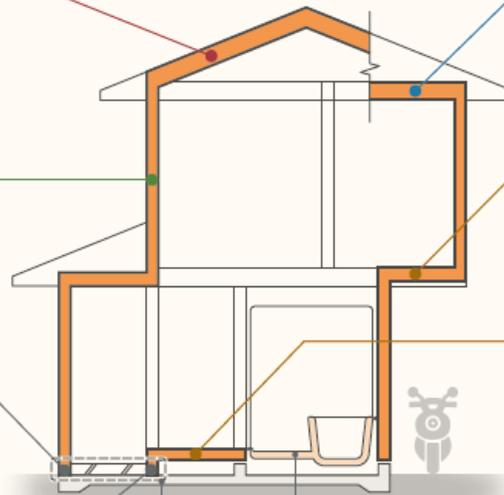


土間床等の基礎壁 (外気に接する部分)			R ≥ 1.7
仕様例	押出法ポリスチレンフォーム3種bA	50 mm	R = 1.8
	硬質ウレタンフォーム (ボード状) 2種2号D	40 mm	R = 1.8
製品名 (又は断熱材の種類)	厚さ	R	
	mm		



土間床等の基礎壁 (その他の部分)			R ≥ 0.5
仕様例	押出法ポリスチレンフォーム3種bA	20 mm	R = 0.7
	硬質ウレタンフォーム (ボード状) 2種2号D	25 mm	R = 1.1
製品名 (又は断熱材の種類)	厚さ	R	
	mm		

← 当該住宅の仕様を記入



玄関、勝手口等の土間床部分の断熱については、省略することができます。

断熱されているバスユニットの床は、床(その他の部分)の適否確認を除外できます。

◎1つの部位で複数の断熱工法を採用する場合は、それぞれの工法ごとに基準値を満たす必要があります。  
◎1つの部位で断熱材を複数層にした場合は、それぞれの熱抵抗の値を合計することができます。

天井			R ≥ 4.0
仕様例	高性能グラスウール14K,又は16K	155 mm	R = 4.1
	ロックウール	155 mm	R = 4.1
製品名 (又は断熱材の種類)	厚さ	R	
	mm		



床 (外気に接する部分)			R ≥ 3.1
仕様例	押出法ポリスチレンフォーム3種bA	90 mm	R = 3.2
	ビーズ法ポリスチレンフォーム4号品	125 mm	R = 3.1
製品名 (又は断熱材の種類)	厚さ	R	
	mm		



はねだし床など外気に接している床

床 (その他の部分)			R ≥ 2.0
仕様例	押出法ポリスチレンフォーム3種bA	60 mm	R = 2.1
	ビーズ法ポリスチレンフォーム4号品	80 mm	R = 2.0
製品名 (又は断熱材の種類)	厚さ	R	
	mm		



→ 「断熱材の種類」は P.20 を参照  
→ 「熱抵抗 R」は P.19 を参照  
→ 「その他の部分」は P.24 を参照

基礎に断熱する場合、防蟻措置が必要な地域においては、別途、断熱材メーカー、建材店等に相談してください。

### 断熱材の熱抵抗 R を調べる方法 (上記以外の仕様も確認できます。)

▶ 断熱建材協会のホームページで断熱材の熱抵抗 R を調べる

基準に適合する断熱材の具体的な製品については、断熱建材協会のホームページに掲載されています。

断熱協



[https://dankenkyou.com/energy\\_saving.html](https://dankenkyou.com/energy_saving.html)



▶ Web やカタログ等で断熱材の熱抵抗 R を調べる

製品ごとに熱抵抗 R が記載されていますので、断熱材の種類や厚さに応じた数値を確認してください。

熱抵抗 R [㎡K/W] カタログによって、「熱抵抗値」「熱抵抗 (R値)」等、表記が異なります。

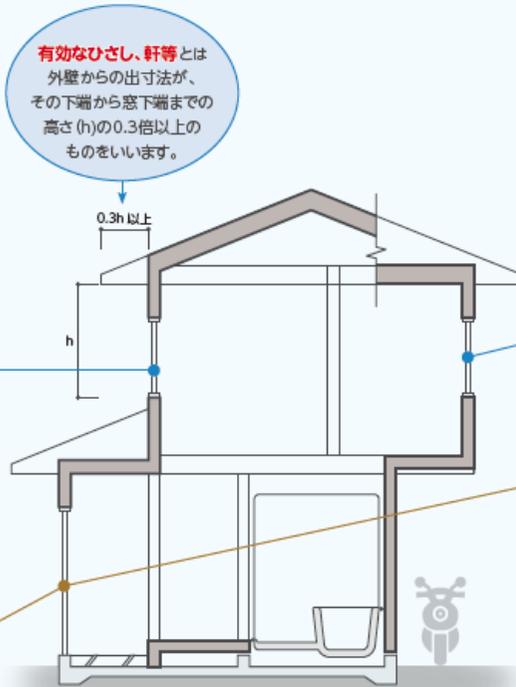
商品番号	製品記号	密度	熱伝導率 [W/(m·K)]	熱抵抗値 [㎡K/W]	寸法 [mm]			入数
					厚さ	巾	長さ	
###001	GWHG16-38	16	0.038	2.0	75	390	2,880	13
###002	GWHG16-38	16	0.038	2.0	75	435	2,880	13
###003	GWHG16-38	16	0.038	2.3	89	420	2,350	11
###004	GWHG16-38	16	0.038	2.4	90	390	2,740	11
###005	GWHG16-38	16	0.038	2.4	90	435	2,740	11

# 開口部(窓, ドア)のチェックリスト

## 2 開口部(窓, ドア)の熱貫流率Uと日射遮蔽対策

確認する基準は、開口部の熱貫流率Uと日射遮蔽対策(5~7地域のみ)についてです。熱貫流率については、窓は建具とガラスの組合せ、ドアは枠と戸の組合せに基づく熱貫流率Uを確認してください。日射遮蔽対策については、窓の日射熱取得率 $\eta$ を確認してください。仕様が複数ある場合は、全ての仕様について確認し、熱貫流率Uについては性能が低い仕様(熱貫流率Uが大きい方)、日射遮蔽対策については窓の日射熱取得率 $\eta$ が大きい仕様を記入してください。

5~7 地域			
赤文字が日射遮蔽対策を示しています。			
<b>窓</b>	<b>U ≤ 4.7 + 日射遮蔽対策</b>		
有効なひさし、軒等がある所に設置する窓			
仕様例	[建具] 金属製建具 [ガラス] 二層複層ガラスA6	U = 4.7	
製品名 (又は 建具 と ガラス の種類)		U	
有効なひさし、軒等がない所に設置する窓 窓の日射熱取得率 $\eta \leq 0.59$			
仕様例	[建具] 金属製建具 [ガラス] Low-E 二層複層ガラスA6 日射取得型 又は 日射遮蔽型	U = 4.1	窓の $\eta = 0.51$ (日射取得型) $\eta = 0.32$ (日射遮蔽型)
製品名 (又は 建具 と ガラス の種類)		U	$\eta$
<b>ドア</b>	<b>U ≤ 4.7</b>		
仕様例	[枠] 金属製 [戸] 金属製フラッシュ構造 二層複層ガラス	U = 2.9	
製品名 (又は 枠 と 戸 の種類)		U	



4 地域	
4 地域には、日射遮蔽対策の基準はありません。	
<b>窓</b>	<b>U ≤ 3.5</b>
仕様例	[建具] 金属製建具 [ガラス] Low-E 二層複層ガラスA9
	U = 3.5
	[建具] アルミ樹脂複合材料製建具 [ガラス] 二層複層ガラスA11
	U = 3.5
製品名 (又は 建具 と ガラス の種類)	
<b>ドア</b>	<b>U ≤ 3.5</b>
仕様例	[枠] 金属製 [戸] 金属製フラッシュ構造 二層複層ガラス
	U = 2.9
製品名 (又は 枠 と 戸 の種類)	

- ▶ 「熱貫流率 U」は P.19 を参照
- ▶ 「Low-E 二層複層ガラス」は P.21 を参照
- ▶ 「日射熱取得率  $\eta$ 」は P.19 を参照
- ▶ 「窓、ドアの種類と性能」は P.21~22 を参照
- ▶ 「ガラスの中空層」は P.21 を参照

開口部の熱貫流率 U [W/(m<sup>2</sup>·K)]

Web やカタログ等では、小数点第2位まで表示 (例えば 2.33 等) となっている場合がありますが、小数点第2位を四捨五入した値 (例えば 2.33→2.3 等) に、読み替えても差し支えありません。詳しくは、左記のホームページをご確認ください。

商品名	対象窓種	ガラスの仕様		ガラス中央部の熱貫流率 [W/(m <sup>2</sup> ·K)]	開口部の熱貫流率 [W/(m <sup>2</sup> ·K)]	
		構成	中空層			スペーサー
##ABC	引違い 片引き 両袖片引き	3+Ar10+Low-E3	アルゴンガス	樹脂/アルミ	1.5以下	2.75
		4+Ar9+Low-E3	アルゴンガス	樹脂/アルミ	1.6以下	2.83
		3+A10+Low-E3	乾燥空気	樹脂/アルミ	1.9以下	3.04
		4+A9+Low-E3	乾燥空気	樹脂/アルミ	2.0以下	3.18
		5+A8+Low-E3	乾燥空気	樹脂/ア		

例 U = 2.33  
U = 2.3

窓の日射熱取得率  $\eta$  [-]

### 開口部の熱貫流率Uと窓の日射熱取得率 $\eta$ を調べる方法 (上記以外の仕様も確認できます。)

断熱建材協議会のホームページで開口部の熱貫流率Uと窓の日射熱取得率 $\eta$ を調べる

基準に適合する開口部の具体的な製品については、断熱建材協議会のホームページに掲載されています。

[https://dankenkyou.com/energy\\_saving.html](https://dankenkyou.com/energy_saving.html)

断熱建材協議会

省エネ・快適性に貢献

当協議会について

個別別熱貫流率表 (断熱材・開口部材)

省エネ基準 (旧省エネ基準) 断熱材・窓等 製品リスト

Web やカタログ等で開口部の熱貫流率Uと窓の日射熱取得率 $\eta$ を調べる

製品ごとに熱貫流率Uが記載されていますので、数値を確認してください。5~7地域の「有効なひさし、軒等がない所に設置する窓」では、窓の日射熱取得率 $\eta$ についても確認してください。

ガラスの仕様	窓の日射熱取得率 $\eta$			製品名
	ガラスのみ	和障子	外付ブラインド	
	Low-E 複層ガラス	日射取得型 0.51	..	
二層複層ガラス	日射遮蔽型 0.32	..	..	###DEF
複層ガラス	0.63	..	..	###HU

「ガラスのみ」又は「付属部材なし」の数値を確認してください。

# 設備機器のチェックリスト

## 3 設備機器の仕様

使用する暖冷房・換気・給湯・照明設備の4つの設備機器の仕様について適否を確認してください。

**!** 下記に記載のない設備機器(床暖房など)を設置する場合は、このチェックリストは使用できませんが、エネルギー消費性能計算プログラムにより適否を確認することができます。このプログラムを使うことにより、より多くの省エネ設備の評価が可能になります。

エネルギー消費性能計算プログラム  
<https://house.lowenergy.jp/>

### 暖冷房設備

暖冷房する範囲を選択したのち、各々についていずれかの設備機器であることを確認し、 にチェックをしてください。

住戸全体を暖冷房  
 ダクト式セントラル空調機で、ヒートポンプを熱源とするもの

居室のみを暖冷房  
 暖房と冷房の両方について、以下のいずれかの設備機器であることを確認してください。一部の居室に暖冷房設備機器を設置しない場合は、暖冷房設備機器を設置する居室だけで確認してください。

**暖房**

パネルラジエーターで、①～③のいずれかを熱源とし(選択してください)かつ配管に断熱被覆があるもの → 「配管の断熱被覆」は P.23 を参照

- ① 石油潜熱回収型温水暖房機【エコフィール】の熱効率 83.0%以上(4地域)、87.8%以上(5～7地域)のもの
- ② ガス潜熱回収型温水暖房機【エコジョーズ】の熱効率 78.9%以上(4地域)、82.5%以上(5～7地域)のもの
- ③ 電気ヒートポンプ温水暖房機(フロン系冷媒に限る)

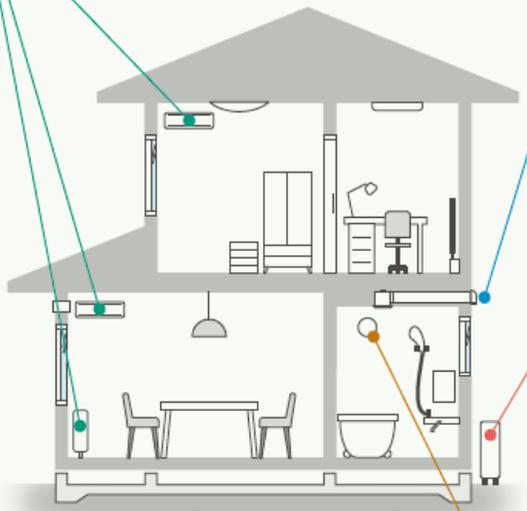
ルームエアコンディショナーで、エネルギー消費効率の区分が(イ)又は(ロ)のもの

FF 暖房機の熱効率 86.0%以上(4地域に限る)

**冷房**

ルームエアコンディショナーで、エネルギー消費効率の区分が(イ)又は(ロ)のもの

設置しない  
 すべての居室に暖冷房設備機器を設置しない場合は、「設置しない」を選択してください。入居後に設置する場合やまだ機器が決まっていない場合は、「設置しない」を選択してください。



### 換気設備

以下のいずれかの設備機器であることを確認し、 にチェックをしてください。

- ダクト式第一種換気設備(熱交換なし)で、ダクト内径が75mm以上で、かつDCモーター(直流)のもの
- ダクト式第二種又は第三種換気設備で、ダクト内径が75mm以上のもの
- 壁付け式第二種又は第三種換気設備のもの

⇒ 「換気設備の種類」は P.23 を参照

### 給湯設備

以下のいずれかの設備機器であることを確認し、 にチェックをしてください。

- 石油潜熱回収型給湯機【エコフィール】のモード熱効率 81.3%以上(4地域)、77.8%以上(5～7地域)のもの
- ガス潜熱回収型給湯機【エコジョーズ】のモード熱効率 83.7%以上(4地域)、78.2%以上(5～7地域)のもの
- 電気ヒートポンプ給湯機【エコキュート】のJIS効率 2.9以上(4地域のみ、5～7地域は問わず)のもの

### 照明設備

下記であることを確認し、 にチェックをしてください。

- 非居室の全ての照明に、LED又は蛍光灯を設置している。

居室の照明設備については、確認不要です。 ⇒ 「非居室」は P.23 を参照

### 設備機器の効率等を調べる方法

一般社団法人 住宅性能評価・表示協会のサイトから調べる

住宅性能評価・表示協会  
<https://www.hyoukakyoukai.or.jp/>

温熱・省エネ設備機器等ポータル

住宅用  非住宅用

暖房設備、冷房設備、換気設備、給湯設備から効率を調べたい設備を選択します。

カテゴリ一覧

大分類 全て 設備の外装・断熱等 一次エネルギー消費量 その他基準

中分類 換気設備

検索 → 検索へ進む、調べたい事業者を選べると、事業者の案内ページが開きます。

Webで検索キーワードから効率等を調べる

エコキュートのJIS効率を調べる例 (メーカー名) エコキュート JIS効率

Webサイトで検索すると、メーカーのホームページで右図のようにJIS効率を調べることができます。

左記のサイトに掲載していない場合やWeb検索で設備機器、効率等が不明な設備機器はメーカーにお問い合わせください。

品番	タイプ	造り置き	容量(L)	設置(屋内外)	JIS効率
###001	フルオート	○	460	屋外仕様	3.7
###002	フルオート	○	370	屋外仕様	3.8
###003	フルオート	○	460	屋外仕様	3.5

# ご清聴ありがとうございました

※ 本日の説明会にてご説明した内容や使用した資料は、国土交通省ホームページからもご確認及びご入手いただけます。  
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/shoenehou.html>



一般社団法人  
**日本木造住宅産業協会**

<https://www.mokujukyo.or.jp/>